

弘前大学大学院地域社会研究科  
(博士後期課程)

明治前期における学制改革の要因研究

主指導教員：教 授 安 藤 房 治

副指導教員：教 授 大 坪 正 一

副指導教員：准教授 藤 田 昇 治

弘前大学大学院地域社会研究科  
地域社会専攻地域政策研究講座

08GR103

西 敏 郎 Toshiro NISHI

平成 25 (2013) 年 12 月

## 目 次

### 序 章

|                      |   |
|----------------------|---|
| はじめに                 | 1 |
| 1. 問題の所在             | 2 |
| 2. 研究の目的             | 4 |
| 3. 先行研究の整理           | 5 |
| ・「学制」改革研究            |   |
| ・経済的側面からの「学制」改革研究    |   |
| ・「教育令」研究における「学制」改革研究 |   |
| ・要因を取り扱った「学制」改革研究    |   |
| 4. 研究方法と研究範囲         | 9 |

### 第1章 「学制」制定前段階での要因

|                   |    |
|-------------------|----|
| 第1節 「学制」制定前の歴史的変遷 | 14 |
| 1. 「学舎制」案の制定      |    |
| 2. 皇学所と漢学所の派閥争い   |    |
| 3. 東京遷都後の動き       |    |
| 第2節 「学制」制定前の要因分析  | 20 |
| 1. 指導者層の資料からの考察   |    |
| 2. 各藩の資料からの考察     |    |
| 3. 岩倉使節団の派遣       |    |
| 本章のまとめ            | 24 |

### 第2章 「学制」制定の過程に潜在する要因

|                   |    |
|-------------------|----|
| 第1節 近代化政策の原因と理由   | 27 |
| 第2節 「学制」制定の歴史的変遷  | 29 |
| 第3節 「学制」の内容       | 33 |
| 1. 小学校について        |    |
| 2. 中学校について        |    |
| 3. 大学について         |    |
| 4. 海外留学と宗教学校について  |    |
| 5. 外国語学校と専門学校について |    |
| 本章のまとめ            | 41 |

## 目 次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第3章 「学制」施行に潜む改革への要因                | 45 |
| 第1節 寺子屋と人民の関係                      | 45 |
| 第2節 「学制」の目的と人民への公布                 | 46 |
| 第3節 「学制」施行に伴う財政問題                  | 48 |
| 第4節 人民の経済状況と学費                     | 51 |
| 第5節 全国の学校の設置状況                     | 53 |
| 本章のまとめ                             | 56 |
| 第4章 就学率の低迷からみる「学制」改革の要因            | 60 |
| 第1節 就学率からみる「学制」改革の要因               | 60 |
| 第2節 学区取締からみる「学制」改革の要因              | 64 |
| 第3節 近代学校教育科目と人民の反応による「学制」改革の要因     | 68 |
| 第4節 教員養成の状況と人民と教員の人間関係による「学制」改革の要因 | 72 |
| 第5節 人民の学校教育への不満からの考察               | 73 |
| 本章のまとめ                             | 75 |
| 第5章 「学制」改革の要因からみる「教育令」の制定過程        | 79 |
| 第1節 学事巡視官の報告と「学制」改革案               | 79 |
| 第2節 田中不二麻呂と「教育令」                   | 83 |
| 第3節 「教育令」の制定過程から考察する「学制」改革の要因      | 86 |
| 第4節 「日本教育令」と「教育令」の比較               | 88 |
| 第5節 「学制」と「教育令」の比較                  | 90 |
| 1. 「校舎の設置」問題について                   |    |
| 2. 「小学教員資格」問題について                  |    |
| 3. 「就学規定」問題について                    |    |
| 4. 「学制」から「教育令」への変化                 |    |
| 本章のまとめ                             | 92 |
| 終 章 「学制」改革の要因                      | 95 |
| 第1節 「学制」改革の要因の分類                   | 95 |
| 第2節 社会的諸力の相互関係と社会的条件               | 97 |
| 第3節 「学制」改革の要因                      | 98 |
| 結 語                                | 99 |

## 序 章

### はじめに

本研究は、明治前期の学制改革<sup>1</sup>の要因に関する研究である。

日本教育史上において、明治前期は国家が統一した教育制度を全国民対象に施行した最初の段階と捉えてよいであろう。またそれまで各地域に任せていた教育システムを、国家が一括して管理するという現象は、わが国だけに見られる現象ではなく、近代化をはたした国家にはほぼ共通してみられる現象である<sup>2</sup>。

さらに一度制定された学校教育制度は普遍ではいられず、過去何度もその改革が行われている。したがってそれを具現化した学校はその都度新体制への変更を求められ、それに多大な労力と不安定な状態を必ず伴う。また人民もその新体制への適応を強いられる。つまり制度は定めるにも、改革するにも多大な労力と不安定な状態を強いられる。

この点について社会学者の熊谷一乗は「一般に制度とは変えにくいし変わりにくい。それが学校教育の制度であるならば尚更である。というのも学校教育は、その成果を上げる為に一定の継続性と安定性を要するからである。」(熊谷 1984. 32) と述べており、教育学者の仲新は「教育制度は社会的に公認されることによって社会の中に一定の位置を占め、伝統を生じて固定性をもち、独自の社会的機能を果たしつつ持続し発展している」(仲 1967. 3) と説明している。また持田栄一も「教育制度における持続性と固定性の重要性」(持田 1973. 9) を主張しているし、海後宗臣も学校教育の成立には継続が不可欠であるとしている(海後 1980. 52)<sup>3</sup>。

これらから考察すれば、教育（特に学校教育）が充実・発展する条件としてまず、継続性、安定性、固定性が大切な要素と考えられる。そしてその学校制度、教育制度とはどのようなものであるか。『教育学叢書 第6巻 学校制度』によれば、学校制度とは教育制度

<sup>1</sup> 本書の中で使用される学制は「学校制度」の意味で使用している。明治5年に施行された教育制度の法体系である学制は「学校制度」一般とは区別するため「学制」と表記している。

<sup>2</sup> このことは『教育学叢書 第2巻 世界の教育改革』や『教育学叢書 第8巻 産業と教育』、『教育学叢書 第24巻 教育行政』に詳細に記されている。また海後宗臣もこのことについて同様の説明をしている(海後 1980. 190)。

<sup>3</sup> しかし持田栄一は、学校制度について“外側からの機械的なツメコミ”と“内（人間の成長と発達についてのすべてのもの）”なるものの発展”（「先行研究の整理」の項で説明）の両者がぶつかり、それが結果的に学制改革となり、したがって教育は常に変革され成長し発展すべきものであるという説明をしている(持田 1972. 22)。同様に海後宗臣も、一つの方式に制約された教育は、それ以後の発展を拘束することになり、その為それを解放する動きが学制改革であると説明している(海後 1980. 33)。したがって両者は学制改革の必然性を主張している。

のうちの学校教育に関する制度であり、教育制度とは教育に関する機関・作用などが、法規に基づくもので、教育政策が法規を通じて具体化されたものである。そしてその社会の伝統や教育観を基盤として成立し、ある程度持続性をもっている教育に関する組織であると定義付けている<sup>4</sup>。さらに教育制度はその社会生活とその伝統、その社会の教育観を離れて成立して存続することはできず、実質的には教育法規の体系ではなく社会的伝統・歴史的基盤の上に成立しているとも付け加えられている。

これらを整理すれば、学校教育は社会の基盤の上に成立するものであり、社会からの要請によって設置されるものである。つまりこの視点からみれば、学校は社会のシステムの一つであり、同時にその充実と発展の為には、継続性・安定性・固定性が必要不可欠である。しかし歴史を振り返れば、学制改革は過去に何度も行われている。学校が社会から要請によって設置されたにもかかわらず、また学校教育は継続性、安定性、固定性が必要であるにもかかわらず、なぜ学制改革は行われるのであろうか。熊谷はこの点について以下のように説明している。

一般に制度は恒常的で、固定化した枠組みとして人々の行動を制約し拘束する。学校の制度も例外ではない。それは固定化した枠組みとして、教育に関する人々の行為を方向づけながら制約しているのである。

制度は静的、固定的であるのに、教育を必要としている人間も社会も動的であり変化に富んでいる。生も社会もダイナミックな動的過程であるのに、教育のありかたは、静止している制度に規制されている。この矛盾にこそ学制をめぐる問題の根源がある。学制改革を促す問題は、その矛盾に由来する。（中略）したがって制度としての学校の教育には常に学制をめぐる問題が潜在的に存在しているのであり、（中略）それが顕在化し、学制改革の要求がおこってくる<sup>5</sup>。

つまり学校教育の制度は社会からの要請によって設けられたものであるのに対して、学制改革もまた社会からの要請で行われるのである。そして歴史的にみれば、社会は常に動的なもので、たえず変動しており、その社会が求めているものも時代と共に変化する。学制改革はこの社会変動に旧学制の学校の在り方を合わせようとしたものである。

## 1. 問題の所在

学制改革についてはこれまで数多くの研究が積み重ねられている。しかしいずれの場合もその研究方法は、学制改革という事象がどのような影響を、受けて側（人民）に与えた

---

<sup>4</sup> 仲新 他『教育学叢書 第6巻 学校制度』3頁

<sup>5</sup> 熊谷一乗『学制改革の社会学』33頁

かという視点での方法が主流であり、なぜその事象が発生したのか（なぜ「学制」が改革されるという経緯に至ったか）という視点からは十分触れられていない。

そして、その中身をみれば学制改革の研究は支配層（政府）から、被支配層（人民）への方向での探究が主であり、教育の受け手である被支配層（人民）の視点から「学制」改革に注目した研究もいまだ充実した状態であるとは言い難い。それらの理由として土屋忠雄は「この頃の人民に参政権は無く、被支配層という側面でしか政治参加を許されない存在であったから」（土屋 1962. 100）という説明をしている。

しかし、如何に政府が独断で学制改革を進めても、それを実際に受け止めて実行していくのは人民である。結果的にそれは、一向に上がらない就学率や、人民蜂起の際の打ち壊しの対象として学校が選ばれるというような事象となって現れる。そして政府はこれに対応していかざるを得なくなる。つまりそういった意味で明治期の人民も政治参加者であり、政府に対して参政権はなくとも影響力を持つ存在なのである。すなわちこの影響力を明らかにすることが「学制」改革の要因研究である。

そしてここで本研究における言葉の定義をしておく。本論文のなかで「人民」という言葉が多数でてくるが、これは本研究を進めるにあたって中心的資料とした明治前期の「文部省年報」や「学事巡回報告書」などには、わが国の民のことを主として「人民」と称している。したがって本研究もこれにならった。そして梅村又次 他の『長期経済統計 2 労働力』によれば 1872 (明治 5) 年のわが国の人口は約 3445 万人、その中の労働人口は 2142 万人、そしてその中で第一次産業（農業、林業、漁業、製塩業）に従事していたのが、1536 万人であり、全労働人口の 73% をしめる<sup>6</sup>。したがって本研究で「人民」と称した場合は、彼ら “第一次産業従事者” を意味する。

そして、もう一つの言葉として「制度」であるが、これは明治期の村落社会と法制度の関係を研究している大淵英雄によれば、徳川時代まで、村落社会の共同利害関係は村落生活から生み出されたものであったのに対して、明治以降の法制度は、村落社会を外部から強制・支配体系に組み込み、村落社会に強固な枠組みを与える政治支配の具体的な表現であり、それを具体化したものが地方制度であると定義づけている<sup>7</sup>。

したがって本研究はこれにならい、「制度」という言葉を使った場合、それは“村落社会を外部から強制・支配的に組み込み、村落社会に強固な枠組みを与える政治支配を具体化したもの”という意味で使用する。

---

<sup>6</sup> 梅村又次 他『長期経済統計 2 労働力』第 3 部「資料」の項目より。166～227 頁  
ちなみに、全労働人口の中で一番割合が多いのが農業従事者で 1504 万人である。216 頁

<sup>7</sup> 大淵英雄『地方制度と生活意識』2 頁および 75 頁より要約

## 2. 研究の目的

熊谷一乗は『学制改革の社会学』の中で「教育は人間の育成を通して未来を形成するいとなみであり、社会を維持し方向づける役割をはたすという意味で政治である」(熊谷 1984. 1) と教育を定義した上で「だからといって教育改革が現実政治の力関係のなかで強引に処理されてよいというわけではない。(中略) 力づくで現状を強引に変えるやり方は尊い人間の生命を育成するための教育の制度には向きである。(中略) 教育改革が現実政治の渦中のなかで渦中の政治世力に利用され都合のいいようにすすめられることは、はっきりと“ノー”と言わなければならない」(熊谷 1984. 2) と主張している。

そして教育改革について「それは何故するのか、どうしてそうなるのか、いったい何が教育改革を促すのか、誰が何のために教育改革を求めているのか、いま人間の社会の未来のために本当に必要な教育改革とはどのようなものなのか」(熊谷 1984. 2) という問い合わせかけ、それに対する答えとして「教育改革の問題は、社会のダイナミックな変動のなかで発生し、社会のさまざまな要因が複雑に作用しあうなかで処理される。」(熊谷 1984. 2) と説明して、学制改革を正しく理解するための要因研究の必要性を述べている。

先にも述べたが学校教育制度は社会からの要請に応じて設けられ、それが法制度として今度は社会へ波及していくものである。その要請とはどこに起源をもち、どのような要因を持って要請となったのか。さらに学校教育制度制定と一言で言っても、それは一枚岩ではなくその創設には必ず妥協点や折衷案、紆余曲折の過程と、その過程を引き起こした要因があったはずである。そして制度の受け手側も人であり、当然学制改革に対しての反応や反発はある。ここで大切なことは、新制度はそういった過程と受け手側（人民）の協力なくして成立しえないのである。

学校制度は社会からの要請で設置され、その発展・充実の為には継続性・安定性・固定性が必要であるにもかかわらず、その改革もまた社会からの要請で行われる。本研究はこの学制改革の視点を軸として、「学制」改革を引き起こす要因を明らかにすることを目的としている。つまりこれまでの「学制」改革研究は「①旧学制→②改革→③新学制」という段階を追って事象を理解していくという視点であり、その改革の要因に着目したものではなかった。しかし本研究は「①旧学制→②旧学制に内在する改革への要因→③改革→④新学制」という視点を持って「学制」改革にアプローチする。そして最も明らかにしたいのがこの②である。

これまでも学制改革の過程を扱った研究はたくさんあるが、こういった要因という視点からの研究はまだまだ充実した状態ではない。したがって本研究はこれまでの「学制」改革の研究成果に、これらの視点からのアプローチ結果を付け加えることが本研究の近代教育史へ寄与できる新たな部分であると考えている。

つまり学制が、新学制へと改革される際、旧学制の中に、新学制を生み出す要因があつたはずである。「学制」、「教育令」、「改正教育令」、「再改正教育令」など、いずれも当時の学校制度では実情に対応できないがゆえに、新学制への改革が始まった。本研究では、これまでの「学制」改革を説明するために部分的にしか取り扱われてこなかった要因研究を、主軸として扱い、その解明を目指すことが本研究の独自性であり、それまでの教育史研究に新たに寄与できる点であると考えている。

### 3. 先行研究の整理

これまでも近代教育史の学制改革を取り扱った研究はたくさんある<sup>8</sup>。  
ここでその代表的な先行研究を整理してみる。

#### 「学制」改革研究

最初に学制改革を取り扱った先行研究の整理を行う。

例えば、仲新は『明治初期の教育政策と地方への定着』の中で、中央集権下における地方教育行政の様子について愛知県を中心に細部にまで渡って明らかにしている。その側面は「教育行政組織」「学区の設定」「学校の設立」「学区取締」「学校役員」の5つの視点からのアプローチである。つまり中央行政の指示を受けた地方教育行政がどのような対応を行ってこれをこなしていったかという、(制度設立後においての) 視点が軸となっており、制度設立の要因には触れられていない。

また白石崇人は『明治32年・帝国教育会学制調査部の「国民学校」案』において、実際に制度を制定する政府や帝国議会などの組織ではなく、行政と学校現場とのつなぎ役を果たす、帝国教育会を主軸として社会と教育制度の関係にアプローチしている。これは帝国教育委員会という固定された一つの視点から問題を理解しようとする研究方法として大変に参考になった。しかしあくまで帝国教育会を通しての分析であるため、帝国教育会からの理解までしか言及されていなかった。

また土屋忠雄は『明治前期教育政策史の研究』の中で、学校教育は一部の勢力でのみ成り立つものではなく、その背景として、政治、経済、地域性などさまざまな原因があり、それらを包括して初めて教育史は理解できるという視点から、幅広く資料を集め、これにアプローチしている。しかしその主力は作り上げられた制度が人民へどのような影響を与えたかという点に注がれており、なぜその制度が造られたのかという要因には充分触れられていなかった。

---

<sup>8</sup> 明治初期の学制改革を取り扱った研究者は石川謙、井上久雄、内田糺、唐沢富太郎、金子照基、土屋忠雄、仲新、中島太郎、前野喜代治、牧野吉五郎などである。

しかし本研究を進めていくうえで、もっとも参考となったのが土屋の研究手法であった。なぜなら土屋の教育史研究は教育行政の政策史研究であるにも関わらず、行政資料以外のところの取り扱いが多く、学校教育と社会の関係を見事に捉えている（したがって彼の取り扱う資料は非常に広範に渡っている）。彼はわが国の近代国家創設時の特殊性に注目し、近代教育史において学校制度をコントロールしていたのは政治であり、政治をコントロールしていたのは経済であり、その基盤の上にわが国の近代学校制度は築かれていたという結論に至っている（『明治前期教育政策史の研究』）。

### 経済的側面からの「学制」改革研究

そこで今度は経済的側面から学制改革を扱った先行研究の整理を行う。

例えば、石田健 他の『教育学全集 第3巻 近代教育史』では「学制」の草案に関して文部省が太政官に提出した「被仰出書」において、「学制」は国家のものではないと記されているが、この「国家」はそれまでの幕府や藩の事を意味し、結果的に新政府の学校教育は「富強安康」を目指したものであり、修身齊家治国平天下を説いた封建的教学を、専制的明治国家の立場から批判したものであると説明している<sup>9</sup>。

また岩井龍也 他の『教育学叢書 第8巻 産業と教育』は明治前期の段階において、新政府の目的は、絶対王政的性格をもつ統一国家の形成と、その統一国家の課題として西欧列強の圧力に対抗できる殖産興業・富国強兵の政策による新しい社会を建設していくことであったとしている。そのため当時の教育はエリートの養成に特に注力していたと記している<sup>10</sup>。

また小川太郎 他の『講座 現代民主主義教育 第2巻 日本資本主義と教育』は、幕末政争を経験した維新政府のリーダー達は、徴兵軍隊による近代戦争方式の導入を至上課題として、その前提となる兵器・装備への一定の平均的技術能力、攻撃手段の要となる集団性・機動性を維持する為の個々の兵士へ平均的教育水準を要求し、それが近代教育の基礎に位置付けられたとしている。そして軍国専制国家の創設は、その為の天皇制国家の創設へつながり、そしてその為の近代教育の制度創設であったという流れである<sup>11</sup>。

また中村政則 編の『日本の近代と資本主義』は、第一次世界大戦後の景気拡大をきっかけとして、労働は旧来の農・漁業といった伝統的な部門から工商業部門へシフトが学校教育の拡充に影響を与えたことを示唆し、これまでの教育史研究は天皇制や国家主義的内容・制度・政策に分析の重点がおかれて、社会の特質や民衆と教育との関わりに注目した仕事はまだ緒についたばかりであると指摘している<sup>12</sup>。

<sup>9</sup> 石田健 他『教育学全集 第3巻 近代教育史』36~38頁より要約

<sup>10</sup> 岩井龍也 他『教育学叢書 第8巻 産業と教育』「産業教育の歴史」2~4頁より要約

<sup>11</sup> 小川太郎 他の『講座 現代民主主義教育 第2巻 日本資本主義と教育』12~43頁より要約

<sup>12</sup> 中村政則 編『日本資本主義と近代化』「V 学校教育と社会移動」157~187頁より要約

その他 J・Dewey の『民主主義と教育』でも「凡そ国家の主権を維持するには、独り軍事上の国防ばかりでなく、国際商業上の優勝を期する他国との競争においても、この国家的利害に国民を従属させられざるをえなかつたが故に、社会能率なることも、所詮個人を国家に隸属させることに外ならなかつた。従つて教育の過程は個々の人格の発展というよりは、むしろ一種の訓練又は鍛錬を見る外なかつた<sup>13</sup>」と経済が政治をコントロールし、政治が教育をコントロールしていたと結論付けている。

### 「教育令」研究における「学制」改革研究

また近代教育史研究において「教育令」研究の視点から「学制」改革を取り扱ったものもある。次はその中で「教育令」を中心としながら、その前段階である「学制」と「学制」改革を取り扱っている研究を整理する。

湯川文彦は『明治初期教育事務の成立』で、細川潤次郎旧蔵の新史料『教育雑纂』を用いて「教育令」成立の過程を明らかにしている。しかしその焦点は教育事務が中心となっている為、それは法制度や財政面からのアプローチが中心となっている。したがって本研究が目指している要因については触れられていないかった。

また水野節夫は『田中不二麻呂と「教育令」制定』の中で、田中がどのようにしてアメリカ教育へ傾いていったかという経緯を詳細に調査している。そして「学制」期に、実際に文部省から派遣されて学区内の視察を行った九鬼隆一、西村茂樹、幹事孝平、中島永元、辻新次、野村素介などの学事巡視官の報告を取り上げ、学事巡視官と田中不二麻呂の関係性を推察してから「教育令」制定の過程を明らかにしている。しかし本研究がその解説を目指している「学制」改革の要因に関しては「(「学制」は) 形式面の導入に追われ、内容面の十分な検討が欠如していた。」(水野 1997. 73) (したがって「学制」は「教育令」に改革された) という一文を持って完結しており、それ以上の探究はしていない。

また駒林邦男は『教育令(明治 12 年)についての一考察』の中で、行政的資料を中心に「教育令」が「田中案」から「伊藤案」へ、そして「元老院での審議」と糾余曲折していく過程を明らかにしている。そして「学制」改革の理由を「経済上の理由の外に、『学問は国家の為でなく個人の立身出世の為に存在する』との『学制的原則』をくつがえして、『学問は国家の為存する』と言う『国家主義原則』を持ちこむことにあった」(駒林 1953. 69) と結論付けている。しかしその「国家主義原則」がなぜ発生したのかという点(要因)についてまでは言及されていなかった。

また森川輝紀は『田中不二麿と教育令』の中で、田中不二麻呂の遣欧使節団の西欧体験を主軸として、明治政権内での路線論争の過程を明らかにしている。そしてその過程から「教育令」は「学制」期の就学政策、公立小学校中心主義に混乱と停滞をもたらしたという評価を(田中文政を中心として)改める評価を提起している。森川の研究手法は土屋に

<sup>13</sup> J・Dewey 『民主主義と教育』 128~129 頁

似ていて、一部の側面だけで、事象は捉えられないという理由から広く資料を用いてその解明を試みている。しかしその中心は、明治政府内部での論争が中心となっており、本研究が目指す「学制」改革の要因（人民の政府への影響力）は触れられていなかった。

### 要因を取り扱った「学制」改革研究

最後に、主に学制改革の要因を取り扱った先行研究の整理を行う。

海後宗臣は『海後宗臣著作集』では、近代教育制度を全般について探究しており、その中において「学制」改革についても触れている。海後は教育の基底は社会に在り、この基底から切り離しては教育の如何なる改革もこれを理解することは出来ないとしている。そしてこの「基底」は本研究が解明を目指す「学制」改革の要因であるが、海後はこれを「社会基底」という言葉をもって完結し、それ以上の探究はしていなかった。

また金子照基は『明治前期教育行政史研究』の中で、中央集権的教育行政制度の成立過程や地方分権主義教育行政の展開などの詳細を明らかにしている。金子は近代教育の創立において、天皇制教育体制が大きく影響を及ぼしていることを同書の中で主張している。そしてなぜ天皇制教育体制が大きく影響を及ぼすことになったのかという要因についても触れている。しかしそれは行政的側面からについてしか言及されていなかった。（先述したが、学校教育は行政的側面のみで成立するものではない。）

また持田栄一は『学校の理論 学制改革の基本視座』のなかで、明治期における近代教育は第一次産業革命の所産であるということを述べ、近代教育は一定の強制的政治的性格を帯びると説明している。そして教育制度が本来の教育的働きかけを疎外していたという主張をし、前者（一定の強制的政治的性格）を“外側からの機械的なツメコミ”、後者（疎外されているとした教育的働きかけ）を“内（人間の成長と発達についてのすべてのもの）なるものの発展”という言葉で説明している。そして両者のぶつかり合いが結果的に学制改革となり、したがって教育は常に変革され成長し発展すべきものであるという結論をつけている。

しかし学制改革の要因という点において、具体的な説明は先ほどの“外側からの機械的なツメコミ”と、“内”なるものの発展”というところまでしか言及されていなかった。

その他、吉田熊次は『教育制度の発達とその要因』の中で「学制」設立の背景や学制改革の理由を、歴史的事例を挙げて説明している。しかし例えば「『学制』の前段階には、『学舎制』案があり、それは国学・漢学中心の学校教育体制であったが、内紛を発端に閉校し、結果的に『学制』は洋学中心となった」という説明のように、吉田の研究は要因というよりも分析や説明に近いものであった。

## 4. 研究方法と研究範囲

これまで取り上げてきた研究を概観しその成果を整理したが、近代教育の「学制」改革を取り扱った研究において著者の求めている要因研究についてはまだまだ不十分である。つまりこれまでの「学制」改革の研究において、筆者が「問題の所在」のところで述べた要因研究を中心に扱った研究は無く、あくまで事象を説明するための一側面からのものであり、さらに政府から人民への力の向きでの探究であった。

その点に関して、政府から人民への一方的な力の向きだけではなく、人民が持つ政府への影響力も充分考慮して視野に入れ、その区分を定め研究を行っているのが、熊谷一乗の『学制改革の社会学』であった。

彼は戦後教育がそのフィールドであるが、学校設置数、学生数、進学希望者の推移、校内暴力事件の発生件数や、公財政支出教育費、児童生徒の体格の変化などの統計をはじめ、政府や政党の示した学制案、中央教育審議会の答申、政党の勢力変化などを資料として扱っている。彼はそれらを組み合わせて、独自に「学校の膨張を示す数字」や政治勢力の「勢力関係図」などの規準を設けて学制改革の要因にアプローチしている。

そして熊谷は学制改革の要因を5つに分類した。

- ① 人間疎外の要因
- ② 発達不適合の要因
- ③ 経済的発展の要因
- ④ 教育拡大の要因
- ⑤ ナショナリズム・政治理念の要因<sup>14</sup>

これら熊谷の学制改革の要因がどういうものか簡単に説明すると以下の様になる。

### ① 「人間疎外の要因」

学校教育制度は、若い世代を組織的、計画的に形成するための社会的な大枠を定めたものであって学校教育の発展に大変重要なものである。しかし反面、教育の画一化、形式化的弊害が顕著になった場合、教育はその機能よりも選抜の機能等に重点がおかれるようにな

<sup>14</sup> 熊谷は著書の中で“ナショナリズム”という言葉について、その定義を言及していない。そして“ナショナリズム”という言葉自体も、歴史学、政治学、経済学、社会学などで解釈が異なり、必ずしも共通した定義は得られていない。

一方で「近代日本のナショナリズム」を探究した研究者は多数いる。例えば井上清、海後勝雄、大澤真幸、勝田守一、田村栄一郎、升味準之輔、丸山真男、中内敏夫、西田毅、福武直など（本章引用文献参照）。そして彼らも「近代日本のナショナリズム」について必ずしも共通した定義は示してはいない。しかしその最大公約数を示せば“近代日本におけるナショナリズム”は「資本主義体制創設期における政府主導の国家主義」という要約ができる。したがって本書における“ナショナリズム”は上記のような定義として取り扱う。

なる。それは逆に子どもの心身の発達を一定の枠にはめ込み押しとどめる抑圧機構となる。それがかえって有害な作用をおよぼすおそれもある。

熊谷は制度が抑圧機構となった場合、その制度は人間性の健康な発達に適合したものにならないという理由から、校内暴力の発生件数等を例に挙げ、これらを修正する動きとして学制改革が行われるとしている。そしてこの要因を「人間疎外の要因」と定義した。

#### ② 「発達不適合の要因」

子どもの心身の発達は、文化の発達、社会的環境の変動にともなって変化する。熊谷は今日の幼児教育の普及状況や、児童生徒の体格の変化の統計資料から、子どもの心身の発達の状態が著しく変化してきていること説明し、既存の学校体系は時間とともにこれに適合しないものになるとしている。したがってこれを修正する必要性が生じて学制改革が行われるとしている。そしてこの要因を「発達不適合の要因」と定義した。

#### ③ 「経済的発展の要因」

わが国の経済成長の影響により、学校の役割は経済発展のための人材の育成という位置づけとなる。したがって経済成長にともなって学校教育は経済界からの要求が、直接的、間接的に反映される。

熊谷はこの経済界からの要求が、学校教育の在り方に影響を与えるとして、経済の発展にともなってこれに適合した学校教育を促す声が高まり学制改革は行われるとしている。そしてこの要因を「経済的発展の要因」と定義した。

#### ④ 「教育拡大の要因」

わが国の高度工業化の進行や、教育の民主化によって、進学希望者は増加する。結果、学校教育に入試問題や、教育の機会不均等などの問題が生じる。これらの問題を解決するために、義務教育機関の延長や、高等教育機関の門戸拡大、教育コースの多様化などの必要性が生じ、そしてそこから学制改革が行われるとしている。そしてこの要因を「教育拡大の要因」と定義した。

#### ⑤ 「ナショナリズム・政治理念の要因」

これは大きく 2 つのカテゴリーに分けられる。1 つは、国家の利益、発展に関する問題であり、現行の学校教育制度が国家の発展、国益の増進に有効な役割を果たしえない時に学制改革は行われるとしている。

もう 1 つは政治理念（イデオロギー）に関する問題であり、民主主義や平等の理念等を実現するという理由から、現行の学校教育制度が障害、または十分に機能しえないときに学制改革が行われるとしている。熊谷はこれらの要因を「ナショナリズム・政治理念の要因」と定義した

以上、熊谷が挙げた 5 つの学制改革の要因である。しかし彼の研究範囲は戦後教育である。したがってその研究対象として政府、政党、マスコミや教育委員会の他に校内暴力発生件数等も含まれている。その為、本研究がその解明を目指す明治前期の「学制」改革においては、時代も政治的・社会的条件も異なるこれら熊谷の要因をそのまま置き換えるのは困難であると思えた。

例えば「人間疎外の要因」は、一見「学制」にも良く当てはまると思われる。なぜなら「学制」は、定めた教科目を子ども達にその意味も理由も説明せずに形式的に教え込んでいたからである。したがって、これはまさしく「人間疎外の要因」である（第4章）。しかしそれらは元を辿れば、国家の発展、国益の増進という理由から始められたものであった（第2章）。その為「学制」改革において、これは「人間疎外の要因」ではなく「ナショナリズムの要因」であると言えよう。

また、「発達不適合の要因」であるが、明治前期の段階では、まだ人民に学校教育が徹底されていない状態であり、政府は就学率を上げることに苦心していた（第3章）。したがってこの要因もそのまま当てはめて考える事は難しいと思えた。

また「経済的発展の要因」であるが、明治前期の段階では、まだわが国の近代資本主義体制は確立しておらず、政府の目標は近代資本主義体制を確立することであった。そしてその為の近代学校教育制度の制定を急いでいた（第2章）。したがってこの要因もそのまま当てはめて考える事は難しいと思えた。

また「教育拡大の要因」であるが、こちらも先の「発達不適合の要因」と同様、明治前期の段階では、まだ学校教育そのものが普及していないので、この要因もそのまま当てはめて考える事は難しいと思えた（第3章）。

最後に、「ナショナリズム・政治理念の要因」であるが、これは「学制」においても当てはめて考えることが出来る要因であると思われた。なぜならわが国は、明治期に突然国際社会に巻き込まれ、いち早く近代国家の建設を目指さなければならない状況にあった。そしてそれは国家の発展、国益の増進に還元される。したがってこの「ナショナリズム・政治理念の要因」は本研究においても当てはめて考えることができると判断した。

しかしその際、明治期の政府においての目的は、民主主義や平等の理念等を実現よりも国家の発展、国益の増進という側面が強かった（第2章）。したがって本研究ではこの要因を「ナショナリズムの要因」として取り上げている。

本研究は熊谷の学制改革の要因を参考としつつ、改めて明治前期における「学制」改革の要因を探究している。その方法は「学制」の制度を、先行研究の成果との照らし合わせること、「学制」制度を、「文部省年報」を中心として、各地方巡回官の報告や各地方の教育史等と比較することである。換言すれば「学制」の条項と実際の実情を比較である。そしてそこから「学制」改革の要因を見つける。

本論文の概要を説明すると以下のようになる。

第1章では、「学制」制定の前段階にアプローチした。わが国の最初の近代学校教育である「学舎制」案や、急激な国際社会にさらされたわが国の状況を整理し、そこから「学制」制定前に想定されていた学制の影響や、「学制」の制定がどのような社会的背景を持って求められたのかを明らかにした。

第2章では、国際化がわが国にどのような影響を及ぼし、それが「学制」制定にどのような影響を及ぼしたのか明らかにした。そして当時の政治指導層の思想を整理して、「学制」制定の過程を整理し、そこから「ナショナリズムの要因」と「時間的制約の要因」を明らかにした。

第3章では、「ナショナリズムの要因」と「時間的制約の要因」によって制定した「学制」が、どのように形づくられ人民に公布されたのかを整理して、「学制」が行おうとしていたことと、人民の実情にどれくらいの差があるのかを明らかにし、「学制」が実際に施行されたときに不具合をもたらす制度的・財政的不備、人民の生活水準・経済体制の問題が「ナショナリズムの要因」と「時間的制約の要因」の影響によって、影を潜めさせてしまったことを明らかにした。

第4章では、施行された「学制」に対して就学率の推移や、「学制」に対する人民の反応とともに、「学制」が人民にどのような影響を与える、どのように受け止められたかを整理した。そこから「人民の学校教育に対する不理解の要因」と「人民と教師の人間関係の要因」を明らかにした。

第5章では、新学制である「教育令」の制定過程を通して、「学制」改革の要因が政府にどのような影響を及ぼしたかを明らかにした。

終章ではこれまでの総括を行い、「学制」改革と社会の関係について言及した。

以上本論文の概要を簡単に説明したが、本研究はこれまで研究成果として明らかにされてきたものはについて改めて詳細に論述することは避けている。それまでの近代教育史で重視してきた問題をあえて取り扱わず、あるいは看過し、逆にそれまで重視されてこなかった問題でも、本研究の問題意識に深く関係すると思われるものは、非常に精力を払って取り扱った。

## 引用文献

- 石田健 他『教育学全集 第3巻 近代教育史』小学館 1968年  
井上清『日本における民族主義の歴史と伝統』岩波書店 1952年  
岩井龍也 他『教育学叢書 第8巻 産業と教育』第一法規出版 1967年  
内田糸『明治期学制改革の研究』中央公論事業出版 1968年  
梅村又次 他『長期経済統計2 労働力』東京新聞新報社 1988年  
大淵英雄『地方制度と生活意識』慶應通信株式会社 1993年  
小川太郎 他『講座 現代民主主義教育 第2巻 日本資本主義と教育』青木書店 1969年  
海後宗臣『海後宗臣著作集 第2巻 教育の社会基底と編成』東京書籍株式会社 1980年  
海後勝雄・広岡亮蔵 編『市民社会の危機と教育』誠文堂新光社 1956年  
金子照基『明治前期教育行政史研究』風間書房 1967年  
唐沢富太郎『近代日本教育史』誠文堂新光社 1968年  
熊谷一乗『学制改革の社会学 一学校をどうするか』東信堂 1984年  
駒林邦男『教育令(明治12年)についての一考察』北海道学芸大学紀要 1953年  
白石崇人『明治32年・帝国教育会学制調査部「国民学校」案』中国四国教育学会  
教育学研究紀要 第53巻 46~51頁 2007年  
田村栄一郎『ナショナリズムと教育』東洋館出版社 1964年  
土屋忠雄『明治前期 教育政策史の研究』講談社 1962年  
升味準之輔『岩波講座現代思想 第3巻 民族の思想』岩波書店 1957年  
丸山真男『日本社会の史的究明』岩波書店 1949年  
水野節夫『田中不二麻呂と「教育令」制定』中央大学紀要 1997年  
持田栄一『学校の理論・学制改革の基本視座』国土社 1972年  
『学制改革—その構造と批判—』国土社 1973年  
森川輝紀『田中不二麻呂と教育令』埼玉大学教養学部紀要 1986年  
仲新 他『教育学叢書 第6巻 学校制度』第一法規出版 1967年  
仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』講談社 1962年  
中内敏夫 編『近代日本教育論集 第1巻 ナショナリズムと教育』国土社 1969年  
中島太郎『近代教育制度史』岩崎書店 1966年  
中村政則 編『日本の近代化と資本主義—国際化と地域—』東京大学出版会 1992年  
福武直『講座 現代日本の分析 第1巻 日本の社会』有斐閣 1969年  
山内太郎 他『教育学叢書 第2巻 世界の教育改革』第一法規出版 1967年  
山本弘文 他『近代日本経済史』有斐閣 1980年  
湯川文彦『明治初期教育事務の成立』山川出版社 2012年  
吉田熊次講談『教育制度の発達と其の要因』啓明會 1940年  
John · Dewey (訳 帆足理一郎)『民主主義と教育』玉川大学出版部 1955年

## 第1章 「学制」制定前段階での要因

学制改革がどのように行われるかは、これを求める人々の立場・思想・要求に強く影響される。それらの様式は同一ではなく多様である。明治前期の教育的変遷をたどってみると、そのイニシアチブは政治家であった。いうまでもなくこの時点においては「学制」を改革するというよりも「学制」の制定である。つまりそれまでのものに何かを付け足したり、削ったりしたものではなく、わが国の近代学校教育のゼロからのスタートである。しかしゼロからと言っても、その「学制」制定の背景には、それを促した要因が存在している。本章ではその「学制」が制定される前段階についてアプローチする。それらの中に「学制」を生み出した要因は存在するわけであり、これらを明らかにすることが本章の目的である。

「学制」以前、わが国の教育は各藩が独自に行っていた指導者層の教育である藩学と、大衆教育である寺子屋がわが国の教育の主流であった。しかし明治5年に「学制」が公布される。では「学制」制定前にはどのような過程と要因があったのであろうか。

### 第1節 「学制」制定前の歴史的変遷

#### 1. 「学舎制」案の制定

1847（弘化4）年、仁孝天皇が京都御所内の教育機関の再建を目指して設置した学習院が、1868（明治元）年に大学寮代と改称され、大学寮再建方針が打ち出された。しかしこの教育施設は儒学を中心とした側面が強くこれに反対する国学者もいた<sup>1</sup>。

同年の2月22日、政府は「今般學校御取立ニ付制度規則等取調申付ク<sup>2</sup>」という辞令を参与内国事務判事「玉松操」、参与神祇事務局判事「平田篤胤」、同「矢野玄道」に出している<sup>3</sup>。いわゆる彼らは「学校掛」である。この時点で3名はいずれも国学者であり、彼らに学校設立の為の調査を命じている。したがってわが国の近代学校教育制度のスタートは儒学的思想と国学的思想をもって始められている。

学校掛は約一ヶ月後の3月28日に学制案（「学舎制」）をまとめ、その成案について総裁局は他の各局<sup>4</sup>へ意見を求めており、それが以下の資料である。

<sup>1</sup> 文部省『学制百年史』記述編82頁、若松信爾『平田篤胤の儒教批判と成人論』37頁など。

<sup>2</sup> 東京帝国大学『東京帝国大学五十年史』上巻 107頁

<sup>3</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第1巻 86頁

<sup>4</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第1巻 87頁より要約

当時政府には総裁局、神祇事務局、内国事務局、外国事務局、軍防事務局、刑法事務局、

「學校掛ヨリ學舎制一冊差出候ニ付寫取局々各通ニテ入一覽候尚篤ト吟味見込之旨承知致度候右者古今ノ別アリ當時之儀其教方實ニ大切ナランカ且又制度ノ上ニモ相違候テハ尤不然事ト被存候也<sup>5</sup>」この資料によれば、学校掛から「学舎制」案が提出された。

資料より、総裁局は「学舎制」案を吟味し、儀や教え方の大切さや制度の上にも相違ないか、不然はないか意見を各局に伺うという姿勢である。ここから土屋忠雄は「総裁局がわが国最初の近代学校教制度である「学舎制」案に対して、非常に慎重な態度を持って臨んでいた」（土屋 1962. 6）と推測している。

では、その「学舎制」案はどのような内容であったのだろうか。

「学舎制」は最初に記されているのが「皇祖天神社」である。この施設は「寮中ニ請奉テ大學別當其神主ト成リ給ヒ四時ニ一度長官以下學生以上盡其祭祀ニ仕奉ル<sup>6</sup>」とある。つまり大学別当が神主となり、1日に一度長官から学生までが仕奉する施設である。他にも、講習の場所である「都堂院」や、大学別当の職場である「東廳」、博士以下の職場である「西廳」などの施設が定められている。

ところで「大学別当」であるが、これは「学舎制」の役職名で、その最高峰である。その規定は「親王此ニ任シ給フ寮中ノ長官ニテ學生ヲ簡試シ皇祖天神宮ノ祭祀凡テ寮事ヲ總判シ給フ御職ナリ<sup>7</sup>」とある。これは親王がこの役に就き、寮中の長官から皇祖天神宮の祭祀などもこなす役目もあった。そして大学別当の下に大学頭がおり「公卿此ニ任シ給フ職掌ハ別當ニ同シ<sup>8</sup>」と規定されている。こちらは公卿がその任に就いている

「学舎制」においてその役職の一覧を並べれば以下のようになる<sup>9</sup>。

〔大学別当 1人、大学頭 1人、大学助 1人、大学大允 1人、大学少允 1名  
大学大属 1名、大学少属 1名、以下、各博士、各助教、各史生〕

以上の様に役職が続いており、それぞれの役職には大学別当のように規定が施されているものもある。

別当は組織の長官的役割を担っているので、現在でいうところの学長にあたるのが大学別当である。そのもとに大学頭がおかれ大学別当の補佐を行う。そして校内には学神として皇祖天神を祭り、その時期その時期には全校を挙げてその祭祀に仕奉する、職名も大学

---

制度事務局の 8 局があった。

<sup>5</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1 卷 87 頁

<sup>6</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1 卷 88 頁

<sup>7</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1 卷 88 頁

<sup>8</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1 卷 88 頁

<sup>9</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1 卷 88 頁

別当、大学頭を始め、明法博士、文章博士など、他にも学生のことを得業生と呼称したりと、「学舎制」は奈良時代の律令制のもと作られた教育機関である大学寮を踏襲していることが伺える。ただ奈良時代の大学寮は儒学を中心としていたのに対して、「学舎制」では「国学」を中心としている。なぜなら「学舎制」における大学の分科課程では、本教学（国学・神道）、経世学（政治・経済）、辞章学（文学・書画）、方伎学（医学・芸術）、外蕃学（洋学・科学）と定められているからである<sup>10</sup>。ここで注目するのは教授科目の中にしっかりと外蕃学（洋学・科学）が含まれている点である。つまり学校掛もこの時点ですでに洋学についてその重要性を捉えていたことが伺われる。さらに「四海萬國ノ形勢時務及窮理火技航海器械等ヲ以テ學生ニ教授スル事ヲ掌此ヲ分テ七科トス<sup>11</sup>」とも規定されていて、外国の窮理（物理学）、火技（小銃・大砲などを操作する技術）、航海術、器械等の知識・技術を学生に教授することも示されている。

ここから当初明治政府の近代学校教育体制は国学を中心として構築していたようであるが、洋学の重要性も認められていた。つまり「学舎制」は国学を中心としつつ洋学を取り入れるというスタンスで進められてきた<sup>12</sup>。

## 2. 皇学所と漢学所の派閥争い

しかし先にも述べたように、一方で京都において、儒教的思想の代表である学習院も整備が進められており、学校掛の玉松、平田、矢野の「学舎制」案提出の3週間後、1868（明治元）年4月15日に「学習院假ニ大學寮代ト被改候旨被 仰出候事<sup>13</sup>」という内国事務局達が出された。この通達をもって学習院を大学寮代とし、大学の代わりとして大学教育を施す場所として定められる方針となる。

この通達は国学派を強く刺激し双方の対立を強くした。これが原因で政府の措置と方針は難航し、結果的に教育制度の進展を困難にした<sup>14</sup>。またそういった状況を憂慮して、松本藩士の長谷川昭道は両者の妥協を促す為に、以下の建言書を議政官（立法機関）の上局議定である岩倉具視に送っている<sup>15</sup>。

「儒流新井君美、山崎敬義、頼襄ノ徒、能クカヲ方典ニ用ヒ頗ル皇道ニ益スル所有之候共、未ダ古典ノ真義ヲ明カニセズ。本居宣長・平田篤胤ノ輩、大ニ心ヲ古典ニ盡シ実ニ皇国ニ

10 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第1巻 188~91頁

11 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第1巻 92頁

12 この点については先行研究でとりあげた唐沢、土屋、金子なども同様に主張している。

13 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第1巻 92頁

14 大久保利謙『日本の大學生』212~213頁および、日本近代教育史事典編集委員会『日本近代教育史事典』「高等教育〈学制以前〉」「皇学所・漢学所」117頁に詳細に記載。

15 長谷川昭道研究に沖田行司がいる。彼は『王政復古期の教育と伝統主義』(1983) の中で、岩倉具視と長谷川昭道のやり取りを詳細に研究している。

大功労有之候得共、未ダ皇統ノ御本体、皇道ノ実体ヲ詳ニセズ。水戸ノ学ノ如キモ猶未ダ  
皇統皇道ノ御本体御全体ヲ昭明ニスルコト不能候義、誠ニ可惜義ト奉存候<sup>16</sup>」

つまり長谷川昭道は、儒学、国学、水戸学のような、それまでの学問に依拠していくには、新しい時代にふさわしい学校を建設することはできないということを訴えている。また近代学校教育を取りまとめ、進めていくための機関が必要として以下の提言をしている。

「異邦ノ学、異邦ノ事ト雖モ、概シテ之ヲ排斥セラルベキ御事ニハ有之間ジク奉存候得バ、其学流ヲ問ハセラレズ、広ク有名ノ学士ヲ会サセラレ、大ニ皇道ノ本体、皇学ノ全体、並学政学則等會議被仰付猶大公至平ノ心ヲ以テ、討論研究可仕旨、嚴重被仰付、其上参与職、弁事職ノ中ヨリ、其御人ヲ選セラレ、其會長ヲ兼勤被仰付、取舍折衷セサセラレ、以テ大ニ皇道ノ本体ヲ明ニセラレ、皇法ノ実体ヲ詳カニセラレ、皇学ノ全体ヲ大成セサセラレ、大ニ天下文武ノ學術ヲ御一新御一定アラセラレ、大ニ学校ヲ御興建アラセラレ、大ニ学政ヲ御興張アラセラレ度御事ト奉存候<sup>17</sup>」

ここから、まず諸学問を統合する皇学を研究し、これに基づいて学則を立てよというのである。また個別の学問を教授する学者には教育を委ねず、諸学派の対立、抗争から教育を守るため、教育行政を担当する組織を考え、太政官直属の機関として位置付けることを提案している。

結果的に、岩倉はこれに同意して 1868（明治元）年 9 月 13 日、平田案に基づく国学中心の皇学所と漢学中心の漢学所を大学寮代に設け 2 校体制に移行した。

そして同年 9 月 16 日、京都に大学校を新設する太政官布告が出された。

「大學校御取建被遊天下ノ人才ヲ集メ文武共盛ニ被爲備度 思召候處方今御多端之折柄未  
タ御取調モ行届兼候間先假ニ九條家ヲ皇學所梶井宮ヲ漢學所ニ被用候旨被 仰出候就テハ  
兼テ御布令之通先宮堂上及非藏人諸官人共望ニ隨ヒ入學可致候就中三十滿小番被免之輩ハ  
成丈ヶ勤學致候様可心掛旨被 仰出候事<sup>18</sup>」

この布告を見れば人材を集めて文武を盛んにする為に大学校を建設する事が記されており、京都九條家の邸に皇学所を、梶井宮の邸に漢学所を創設することが記されている。そしてその入学対象者として堂上（公家）、非藏人、官人が指定されており、年齢は 30 歳までということが示されている。

漢学所はすぐさま 9 月 18 日に開校されたが、皇学所はやや遅れて 12 月 14 日に、九條家ではなく二條家に開校することが太政官より布告され 14 日に開校に至った。皇学所はその規則によると本教學（神典、皇史、地志、系譜）。経済学（律令、兵制、食貨）。辞章学（歌詞、詩文、書法、図画）。芸伎学（天文、医術、易、音楽、律歴 算数）の分科に分かれて

<sup>16</sup> 長谷川昭道『長谷川昭道全集』下巻 119～120 頁（『王政復古期の教育と伝統主義』54 頁収録）

<sup>17</sup> 長谷川昭道『長谷川昭道全集』下巻 163～164 頁（『王政復古期の教育と伝統主義』54 頁収録）

<sup>18</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1 卷 95 頁

おり、ほぼ「学舎制」案を踏襲している。しかし外蕃学は除かれていた<sup>19</sup>。

また先述した大学寮代には皇学所と漢学所を設置するという太政官布告と同時に、皇学所・漢学所の規則も出されていた。その一条には「漢土西洋ノ學ハ共ニ皇道ノ両翼タル事<sup>20</sup>」とあり、また別的一条に「皇學漢學共ニ是非ヲ爭ヒ固我之偏執不可有之事<sup>21</sup>」ともある。これは国内の学者たちが漢土であるとか西洋であるとか、あくまで学問を並列にみることが出来ず、また自分たちの学問を最高位と考え、他の学問を従属視していること。さらに皇学者と漢学者が争い、自分たちの学問の領域に固執していることが伺われる。そのため、このように規則で規定されたり「皇道ノ両翼タル事」という一文を加えられたりしたのではないであろうか。

ところが歴史的にみれば、直後、政府は東京遷都を決定している。京都にあった皇学所・漢学所は派閥争いどころではなく、皇学所・漢学所とともに 1869（明治 2）年 9 月 10 日、開設後僅か 1 年で廃止させられている。

### 3. 東京遷都後の動き

1868（明治元）年 6 月 29 日、政府は旧江戸幕府の昌平黌などを高等教育機関の基礎として再興し、また開成所（洋学）、医学所なども再興する。その時に出された政府の達文が以下である。「大政御一新大義名分ヲ明ニシ人才御生育被爲鎮臺府ニ於テ昌平學校御興復被仰出候間入學相願者ハ學校へ可申出候事<sup>22</sup>」この資料をみれば、幕府の創立した昌平黌が復興し、生徒の入学を許可していることが伺える。さらに 1869（明治 2）年 6 月 15 日に、昌平学校（昌平黌）を大学本校として、開成学校、医学校の三校を併せた大学校の組織が決定した。この時、この大学校の設立意図を示した達文が以下である。

「道ノ體タルヤ物トシテ在ラサルナク時トシテ存セサルナク其大外ナク其小内ナク乃チ天地自然ノ理ニシテ人々ノ得テ具スル所其要ハ則チ三綱五常其事ハ則チ政刑教化其詳ナルハ則和漢西洋諸書ノ載ル所學校者乃チ斯道ヲ講シ知識ヲ廣メ才德ヲ成シ以テ天下國家ニ實用ヲ奏スル所ノ者ナリ蓋 神典國典ノ要ハ 皇道ヲ尊ミ國體辨スルニアリ乃チ 皇國ノ目的學者ノ先務ト謂フヘシ漢土ノ孝悌彝倫ノ教治國平天下ノ道西洋ノ格物窮理開化日新ノ學亦皆是斯道ノ在ル處學校ノ宜シク講究採擇スヘキ所ナリ且兵學醫學ノ如キ國ノ興敗民ノ死生ノ繫ル所政務中ニオイテ尤重スヘキ事ニシテ外國ト雖モ其長スル所ハ亦皆採テ以我國ノ有トスルコト勿論而已如此ナレハ舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基キ知識ヲ世界ニ求メ大ニ

<sup>19</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1 卷 101 頁

<sup>20</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1 卷 95 頁

<sup>21</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1 卷 95 頁

<sup>22</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1 卷 93 頁

皇基ヲ振起スル 御誓文ノ旨ニ不悖是乃チ大學校ノ規模ナリ<sup>23</sup>」

この達文から、(大学校は) 五箇条の御誓文の趣旨を組むものであり、三綱五常や政刑の教化なども和・漢・洋の学問を通じて斯道進み、知識を広めて才徳を深めれば 国に貢献する者となる。ただし国学や漢学も重要であり、また西洋の政治学や物理も同様であり、それらは国を治める基礎となる。特に兵学、医学は国の興廃や民の死生に繋がる。そしてこれまでの陋習（悪い習慣）を破り、天皇が国を統治する基礎となるという内容が読み取れる。

しかし大学本校である昌平学校は大学寮代から続いている国学派と漢学派の主導権争いが影響を及ぼしたためか、1870（明治3）年7月12日に閉鎖されてしまっている<sup>24</sup>。したがって大学校は東京開成学校（洋学）と東京医学校が中心となり設立された（後の東京大学）。そしてそれまで大学校の中心的存在であった昌平学校（国学・漢学）は間接的、限定的な影響を及ぼすのみの結果となり、明治初期よりわが国の近代教育の筆頭として進められてきた皇学・漢学が、後の「学制」においては、その筆頭科目から除外されてしまったのである。

続いて1870（明治3）年2月には「大学規則」「中小学規則」が定められている<sup>25</sup>。

この「大学規則」の大学の分科組織が、皇学、漢学等の区別ではなく、教科（神教学修身学）、法科、理科、医科、文科の学科別になされている。これは西欧の大学組織と共通していて、さらにこの規則の特徴として「輦轂ノ下大學一所ヲ設ケ府藩各中小ノ學ヲ置ク皆大學ヨリ頒ツトコロノ規則ヲ遵守シ…<sup>26</sup>」とあり、「大学規則」の中に「中小学規則」が組み込まれて遵守するように示されている。

上記の資料によればこの時点で、中央に大学一校、各府藩県（すなわち全国）に中学校、小学校の設置予定があったことが示されている。これは小学校は中学校の予備段階であり、中学校は大学への予備段階であることが示されている。そしてこの制度は、徳川時代まで続けられてきた複線型の学校教育制度ではなく、それぞれが独立せず常に連携を取っている単線型の教育システムである。1870（明治3）年の時点で、国学・漢学を中心とした学派は自ら退いてしまっていたが、後の「学制」へつながる動きがここから見て取れる。この時点で小学校は中学校の前段階での位置づけであるし、中学校は大学校の前段階の位置づけとなっている。

---

<sup>23</sup> 文部省 編『日本教育史資料』第8冊 134～135頁

<sup>24</sup> 当時、大学当事者であった加藤弘之は、この争いが学理的なものではなく全くの派閥争いであったことを『教育公報』269号の中で語っている。またこの資料は『明治以降 教育制度発達史 第一巻』157～163頁にも収録されている。

<sup>25</sup> 文部省『学制百年史』資料編 年表5頁。「大学規則」「中小学規則」は制定されど結局実施はされなかった。

<sup>26</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第1巻 139頁

## 第2節 「学制」制定前の要因分析

近代学校教育の構築という歴史的事象の流れの裏で「学制」制定をめざす指導者層たちは、わが国の近代学校教育をどのように捉えていたのであろうか。次はその指導者たちの想定した「学制」の分析を試みる。

### 1. 指導者層の資料からの考察

伊藤博文は兵庫県知事であった1869（明治2）年に「国是綱目」と題する6箇条の建白書を朝廷に提出している。その第5条には「全國ノ人民ヲシテ世界萬國ノ學術ニ達セシメ、天然ノ知識ヲ擴充セシム可シ。（中略）目下宇内ノ形勢一變、四海交通ノ時ニ當リ、人々競フテ其耳目ヲ廣メ、一人ヨリ二人ニ及ビ、延テ萬姓ニ達ス、於是乎歐州各國ノ如ク文明開化ノ治ヲ開ケリ。今ヤ我皇國數百年繼受ノ舊弊ヲ一新シテ天下ノ耳目ヲ開ク可キ千載ノ一機會ニ當レリ。是時ニ臨ミ、速ニ人々ヲシテ弘ク世界有用ノ學業ヲ受ケシメズンバ、終ニ人々ヲシテ耳目無キノ末俗ニ陥ラシム可シ。故ニ此回新ニ大學校ヲ設ケ、舊來ノ學風ヲ一變セザル可ラズ。乃チ大學校ハ東西兩京ニ營シ、府藩縣ヨリ群村ニイタル迄小學校ヲ設ケ、各大學校ノ規則ヲ奉シ、都城邊僻ニ論ナク、人々ヲシテ知識明亮タラシムヲ可シ<sup>27</sup>。」と示されている。

つまり、世の中の情況は変わり、国際化は進み、人々は競って見聞を広める、それは一人より二人、万民に及ぶ、欧州の如く文明開化し、わが国数百年の旧弊を一新する時期であり、世界に通用するよう学業を受けねば、人々は見聞の無い者達へと陥ってしまう、故に新たに大学校を設けて旧来の学風を一変して、大学校を東京と京都に一校ずつ、府藩県から群村に至るまで、小学校を設けて、この大学校の規則を施し、都会でも地方でも、人々を知識明瞭にさせるという内容である。

また大久保利通も1870（明治3）年、「政府の体裁に関する建白書」で「先ツ無識文盲ノ民ヲ導クヲ以テ急務トスレハ從前ノ俗ヲ失ハス教化ノ道ヲ闡キ學校ノ制ヲ設クヘシ<sup>28</sup>」と述べている。実際政府は、1869（明治2）年2月に「諸府県施設順序<sup>29</sup>」なる13項目を制定し、その10番目の項目に「小學校ヲ設ル事」を挙げて、各県は小學校を設けるべきであるとしている。

その中で小學校は以下のように説明されている。

<sup>27</sup> 春畠公追頌会 編『伊藤博文傳』上巻 422～423頁

<sup>28</sup> 大久保利通等 編『大久保利通文書』第3巻 11頁

<sup>29</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第1巻 229頁

「専ラ書學素讀算術ヲ習ハシメ願書書翰記牒算勘等其用ヲ闕サラシムヘシ又時々講談ヲ以國體時勢ヲ辨へ忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ風俗ヲ敦クスルヲ要ス最才氣衆ニ秀テ學業進達ノ者ハ其志ス所ヲ遂ケシムヘシ<sup>30</sup>」

この資料によれば、小学校の役目は専ら読・書・算など日常的な知識を教えることであった。その他にも文書の書き方やそろばんなどがある。また国体と忠孝の道による德育教育との二面性を重視していた。

また岩倉具視は「建国策」の中で、学校教育政策について触れている。

「天下ニ中小學校ヲ設置シテ大學ニ隸屬セシム可キ事

天下ニ不教ノ人民ナカラシムルニハ、府藩縣各二三箇所ノ中學校ト數十百箇所ノ小學校ヲ設置セサル可サス。國家ヲシテ文明ニ導キ、富強ニ赴カシムルコト、人智ノ開進ニ在ルハ勿論ニシテ、天下ノ人民ヲシテ不學ノモノ無カラシムルハ一朝ニシテ成ルヘキモノニ非ス。今ニシテ之ヲ施設セサレハ悔ユトモ及ハサルモノアラン。速ニ學制ヲ府藩縣ニ頒布シテ、各之ヲ施設セシメテ、大學ノ監督ニ屬セシムヘシ<sup>31</sup>」

この資料によれば、天下に不学の人民をなくすには、各府藩県に 23 校の中学校と数十百校の小学校を設置することが記されており、速やかに近代学校教育制度を施行することが示されている。また先程述べた 1890 (明治 3) 年 2 月の「大学規則」「中小学規則」には大学規則の中に中・小学規則が組み込まれていた。つまり小学校は中学校の前段階、中学校は大学校の前段階という教育体系であったが、岩倉具視はこの部分を「大學ノ監督ニ屬セシムヘシ」と表記している。『岩倉公実記』によれば、1890 (明治 3) 年 8 月「廟堂ニ建國ノ體ヲ昭明ニシテ以テ施政ノ基礎ヲ確定スルノ議アリ具視意見書ヲ提出ス<sup>32</sup>」と説明しており「施政ノ基礎ヲ確定スルノ議」という一文から岩倉具視と明治政府にとって、これが重要なものであることが伺える。また長谷川昭道を研究している沖田行司は、この事に関して「岩倉具視には大学校がすべての学校の最終到達点というわけではなく、大学は学校行政の本部としての役割を担うという意図があり、ここに少なからず長谷川昭道の影響もあった。」(沖田 1983. 57) と結論付けている。

そして「建国策」には郡県制をとり、各府県に中学校・小学校を設置し、大学の監督下に置くことが今日の急務であることを記している。つまりそれまでのように諸藩が中央より独立して、思いのままに行政をふるっていたのでは、わが国近代化の目的は達成できないのであって、「建国策」の学校教育政策はその前提での話なのであろう。

以上、国の方針を決める政治家達が、学校教育政策にどのような理念を持っていたのか例を挙げた。ところで「学制」研究をしている井上久雄は「『岩倉公実記』の段階で、後の「学制」の方向性はほぼ決まっていた。」(井上 1991. 72) と断言している。

<sup>30</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1 卷 230 頁

<sup>31</sup> 多田好問 編・香川敬三 閱『岩倉公実記』中巻 832 頁

<sup>32</sup> 多田好問 編・香川敬三 閱『岩倉公実記』中巻 822 頁

## 2. 各藩の資料からの考察

各藩が独自に進めていた学校教育を、全国統一の国の制度として行うことについて、伊藤博文、岩倉具視からはこのような近代学校制度案が見られたのであるが、地方行政においても似たような動きはあった。例えば福山藩である。

福山藩は1890（明治3）年、藩内の学制改革の際に以下のような告示を出している。

「彼我智識才能ノ淺深高下アルハ其資性各異ナルニアラス畢竟彼ハ海外諸州到ラサル處無ク通航シテ廣ク萬事ヲ見聞シ益眼目ヲ開キ事々物々其理ヲ窮メ其事ヲ講シ才智ヲ實境ニ養ヒ我ハ僅ニ一國內ノ事ノミ見聞シ且ツ陳籍ニ才智ヲ困シメ空論ニ騁ル故ナルヘシ然レハ舊習ニ固執シ今日ノ務ニ通セス徒ニ我力圍範ヲ墨守スレハ終ニ亦支那ノ如ク萎靡不振ノ國タルヘシ若シ夫レ大識見ヲ具ヘ大活眼ヲ開キ五大州ノ形勢掌上ニ觀ル如ク以テ才智ヲ廣メ且ツ實境ニ經歷シ智ヲ盡シカヲ盡シ事々物々實着ニ講究セハ彼モ人ナリ我モ人ナリ何ソ彼ニ及ハサル理アランヤ是ニ於憤慨ノ餘千思百慮シ之ヲ 朝意ニ原ケ時勢ニ度リ校量斟酌シ以テ學制論一篇ヲ草シテ其標的ヲ立ツ士農工商貴賤尊卑ノ別ナク皆略學術ニ通シ以テ其職業ヲ増盛シ大ニ國家ニ裨益アランコト庶幾ス<sup>33</sup>」

上記の資料から福山藩では近代学校教育において、誰でもその知識や才能の浅深高低は、その人の生まれつきの資質や能力ではなく、ただ海外のさまざまなもの見聞してその理屈を学ぶ事の結果であり、また僅かに一国内の事しか知らない場合は空論に走り、旧習に固執し狭い範囲の考えを守り、中国のように萎靡不振の国となってしまい、またそうならないためには学制論を作り、士農工商貴賤尊卑の別なく皆が学術に通じればその職業を増大し大きく国に役立てることを願うという内容が読み取れる。

これは一つの藩の考え方ではあるのだが、「智識才能ノ淺深高下アルハ其資性各異ナルニアラス<sup>34</sup>」という一文は、後に公布される「学制」の目的を示した「学制序文」の「身を治め智を開き才芸を長ずるによるなり而て其身を脩め智を開き才芸を長ずるは学にあらざれば能はず」の一文の様に、「学制」とその理念は近いものとなっている。

また同（明治3）年、岩国藩にも以下のような学制改革の資料が残っている。

「從來ノ風習ニテ人々ノ身分ニハ種々ノ職業階級ヲ分チタリト雖モ其天賦自然ノ者ニ於テハ毫モ上下貴賤ノ差別ナシ故ニ幼ヨリ壯ニ及フ迄習ニ依テ才能益達シ學ニ從フ智識愈敏シ聰明技功四通八達限リ量ルヘカラス實ニ自ラ輕ス可ラサルモノナリ蓋シ學習ノ功ハ總テ言語文學ニ賴テ生スルモノナルニ學習ノ方法ヲ知ラサルト教導ノ至ラサルヨリシテハ斯ク至貴至重ノ器ヲ持ナカラ無知不才ハ天成ノ事ト思ヒ自ラ愚ニ甘シ陋ニ安シテ僅ニ能ク生息シ僅ニ能ク運動スルノミ竟ニ彼ノ蠢然知覺ナキモノト異ナラサルニ至ルハ實ニ憫ムヘキノ

<sup>33</sup> 文部省 編『日本教育史資料』第4冊 331頁

<sup>34</sup> 文部省 編『日本教育史資料』第4冊 331頁

至ニ非ラスヤ此學校ノ設ケ人生ニ缺クヘカラサル所以ナリ<sup>35</sup>」

この資料によれば、従来では人々の身分は職業階級分けられているが、もともとの資質には上下貴賤の差別はない、したがって幼い時から学業を学び才能を伸ばすことが大切であるが、学習はすべて言語、文学に頼って行うものであるから、まず教える側を整備することの重要性が説かれている。また自らの才能に気付かないのは実に憐れなことであるので、これを防ぐためにも学校を設け、人生をつまらなくさせない事であるという内容である。

政府は徳川時代まで行われていた身分制による複線型の学校教育制度を否定し、男女別・身分制のない全人民を対象とした近代教育制度の施行を推し進めようとしていたのであるが、自ら近代教育の重要性を感じ取り、政府からの示唆がなくとも「学制」に近い考え方を推奨する藩があったのも事実である。

### 3. 岩倉使節団の派遣

1871（明治4）年9月、太政大臣であった三条実美は「勅ヲ奉シ特命全権權大使ヲ歐米各國ニ派遣スヘキ事由書」を当時外務卿であった岩倉具視に与えた。

その中には教育が含まれており、以下はその資料である。

「各國教育ノ諸規則乃チ國民教育ノ方法、官民ノ學校取建方、費用、集合ノ法、諸學科ノ順序、規則及等級ヲ與フル免状ノ式等ヲ研究シ官民學校、貿易學校諸藝術學校、病院、育幼院等ノ體裁及現ニ行ハルル景況トヲ親見シ之ヲ我國ニ採用シテ施設スヘキ方法ヲ目的トスヘシ<sup>36</sup>」

この資料より、各国の教育の規則や国民教育の方法、学校の建て方や、資格、免許制度などがその目的であるとここに記してある。これに対し岩倉外務卿は、寺島宗則外務大輔、山口向芳外務少輔と連署の上、以下のように答えていた。

「學校兵學宗教等ニ至ルマテ同時研究之趣相見候へ共右ハ條約改定ノ急務ニ無之其中法律理財交際ノ三科丈ケ急務ニ有之候間使節一行中ニテ研究可致儀ト存候<sup>37</sup>」

この資料によれば、条約改正および法律、理財（経済）、外交の三つが今回の使節団の主目的であり、教育に関しては急務ではないから調査はその合間ということを明らかにしている。この事に関して土屋忠雄は「岩倉具視は決して教育の重要性を認識していなかったわけではなく、彼は外務卿であったから、その立場を優先してのもの<sup>38</sup>」と説明している。

---

<sup>35</sup> 文部省 編『日本教育史資料』第2冊 781～782頁

<sup>36</sup> 多田好問 編・香川敬三 閱『岩倉公実記』中巻 928頁

<sup>37</sup> 多田好問 編・香川敬三 閱『岩倉公実記』中巻 934頁

<sup>38</sup> 土屋忠雄『明治前期 教育政策史の研究』28頁より要約

そして土屋は、岩倉外務卿、寺島宗則外務大輔、山口向芳外務少輔の連署の回答に「追而文學校兵學宗教等ノ儀云々ノ次第ハ全ク職掌ニテ申入候へ共此儀ハ別段見込可申上候<sup>39</sup>」という文言が追記してあることを挙げ、ここから「教育に関しては判任官（職掌）が別段の見込みを建案する予定であったから<sup>40</sup>」と推測している。

またこの一行には、後の「教育令」の制定に大きく貢献する（当時）理事官の田中不二麻呂もいて欧米教育制度の調査を担当していた。その他、後の二代目文部卿を務める木戸孝允も加わっている。彼はサンフランシスコにおいて小学校、女学校を視察した後「眞に我國をして一般の開化を進め一般の人智を明發し以て國の權力を持し獨立不羈たらしむるには僅々の人才出世するとも尤難かるへし其急務となすものは只學校より先なるはなし<sup>41</sup>」という記録を残しており、これは國家が独立不羈するためには、一部の指導者の出世によってではなく、人民全般の知識を向上することが大切であり、そのためには学校開設は急務であるということを言っている。

## 本章のまとめ

本章から述べられることとして、わが国が最初に想定していた近代学校教育は単線型のエリート教育であったことである。また「大学規則」「中小学規則」が定める通り、中央に大学一校を設置し、各藩（全国）に、中学校、小学校を設置して、小学校⇒中学校⇒大学校と、大学校への連携体制がとられている。そしてその中心となる教科目は、国学・漢学であった。

しかしここで注意しなければならないのは、大学校の入学者が「堂上（公家）、非藏人、官人」と定められていることである。彼らはいずれも、朝廷に仕えることを予定されていた身分で、一般人民の身分とは程遠い。近代学校教育を目指してはいても、わが国は近世のそれまでとあまり変わらぬ一部の人間を対象としたエリート教育を形づくってしまった。そして近代学校教育は国学・漢学を中心に進められていた。しかし国学・漢学は権力争いを発端に自ら近代学校教育から退いていく。

対して身分制のない全人民を対象とした近代学校教育制度を進めたのが、岩倉具視や、伊藤博文、木戸孝允である。彼らはいずれも近代学校教育の必要性を感じていた。そして岩倉具視は「建国策」で「中小學校ヲ設置シテ大學ニ隸屬セシム可キ事<sup>42</sup>」と全国の小中学校を大学（政府機関）が一括管理すること提言している。つまり近代学校教育は国家が統制する必要性があることを言っている。

<sup>39</sup> 多田好問 編・香川敬三 閱『岩倉公実記』中巻 935 頁

<sup>40</sup> 土屋忠雄『明治前期 教育政策史の研究』28 頁より要約

<sup>41</sup> 日本史籍協会 編『木戸孝允日記』2』126~127 頁

<sup>42</sup> 本章 第2節「1. 指導者層の資料からの類推」参照（多田好問 編・香川敬三 閱『岩倉公実記』中巻 832 頁）

また伊藤博文が 1869（明治 2）年に朝廷に提出した「国是綱目」の第 5 条の「歐州各國ノ如ク文明開化ノ治ヲ開ケリ<sup>43</sup>」という一文では、わが国と欧米を比較しているし、木戸孝允の『木戸孝允日記』の「國の權力を持し獨立不羈たらしむるには<sup>44</sup>」という一文からは、木戸孝允の考えるわが国の置かれている国際関係の様子が伺える。

彼らは近代学校教育制度の制定を、国家の統制、欧米諸国との比較、国際化におけるわが国の位置づけと関連させて考えていた。つまりわが国がわが国の近代学校教育制度を制定しようとしているのに、その実その視点は欧米諸国に向けられていることを示している。換言すれば、わが国は近代学校教育を自然発生的に必要としてきたのではなく、諸外国との比較やわが国の独立不羈という理由から、近代学校教育が必要とされたということである。

ここで重要なことは、異なる目的の為に、わが国の近代学校教育制度は必要とされたことであり、これが後に制定される「学制」が改革される要因をつくるのである。

---

<sup>43</sup> 本章 第 2 節「1. 指導者層の資料からの類推」参照（『伊藤博文傳』上巻 423 頁）

<sup>44</sup> 本章 第 2 節「3. 岩倉使節団の派遣」参照（『木戸孝允日記』2』126 頁）

## 引用文献

- 井上久雄『学制論考』風間書房 1991年
- 大久保利謙『日本の大學』日本図書センター 1981年
- 大久保利保等 編『大久保利通文書』第3巻 日本史籍協会 1927年
- 多田好問 編・香川敬三 閲『岩倉公実記』皇后宮職 1906年
- 土屋忠雄『明治前期 教育政策史の研究』講談社 1962年
- 長谷川昭道『長谷川昭道全集』上巻 信濃毎日新聞社 1935年
- 若松信爾『平田篤胤の儒教批判と成人論』九州女子大学紀要 2004年
- 沖田行司『王政復古期の教育と伝統主義—長谷川昭道の皇學を中心として—』  
同志社大学人文学会 1983年
- 文部省『学制百年史』帝国地方行政学会 1972年
- 文部省 編『日本教育史資料』文部省 1890年
- 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第1巻 教育資料調査会 1964年
- 春畠公追頌会 編『伊藤博文傳』上巻 原書房 1970年
- 時事新報社 編『福沢全集』時事新報社 1925年
- 東京帝国大学『東京帝国大学五十年史』東京帝国大学 1932年
- 日本史籍協会 編『木戸孝允日記. 2』東京大学出版会 1985年
- 日本近代教育史事典編集委員会『日本近代教育史事典』平凡社 1971年

## 第2章 「学制」制定の過程に潜在する要因

1869（明治2）年の「版籍奉還」、1871（明治4）年の「廃藩置県」、「身分解放令」、1872（明治5）年の「徵兵令」、そして「学制」の公布と、これらは前徳川時代から新時代への区切りとして、そして世界に通用する近代国家・近代社会としての意気込みであった。しかし序章で述べたように、新制度は一朝一夕に出来上がるものではないし、ましてやそれが人民に普及するとなれば、そう簡単に事が運ぶものでもない。

明治期には士族の反乱が頻発したが農民の反乱も頻発した。というのも政府はその財源を専ら地租に求め地主を厚く保護したからである。地租金納の政策は結果的にしばしば地主に投機的利益をもたらしたが、農民の生活状態は少しも改善されず下層農民を一層窮乏に追い込んだ。かくして農民一揆が各地で相次ぎ、維新後の国内情勢は必ずしも平穏なものではなかった<sup>1</sup>。

社会のシステムの一つである学校教育制度もその例外ではなく、「学制」もその制定過程、施行過程と、いくつも妥協と折衷の連続であった。本章では「学制」制定過程を検証し、そこに「学制」改革の要因を見つける。

## 第1節 近代化政策の原因と理由

徳川時代まで鎖国状態を貫いてきたわが国は、目まぐるしく植民地化されていくアジアの様子、薩英戦争、英仏連合艦隊の下関砲撃等において、欧米諸国との差を目の当たりにする。そして新政府の中心となったのは薩長両藩の武士たちで、まさしく欧米諸国と戦った者たちである。徳川幕府を倒して新政府の代表となった彼らが目指したものはまさしく富国強兵と近代資本主義の生産方式による殖産興業であった。つまりわが国と欧米諸国を比較したときまず強兵でなければならない。そしてその為の近代軍備拡張の為にはそれを支える根底として資本主義社会の確立、すなわち産業の発達こそが第一条件であった。そしてこのことはこれまでの研究でも言われてきた<sup>2</sup>。

例えばそれは大久保利通の記録からも読み取れる。  
「外國の虞るべき魯を以て首と爲す、其南進に意あるは世の熟知する所今我朝鮮と兵を交え鶴蚌相持す、魯必ず漁夫と爲らん、（中略）魯に次ぐを英と爲す。我多く債を彼に負い、賠償する能はず、彼必ず以て口實と爲し、我が内政に干與せん、是我印度にするなり、（中

<sup>1</sup> 指原安三 編『明治政史』第3冊「田制租法の事」の欄により詳細に記録されている。

413～429頁

<sup>2</sup> 序章「3. 先行研究の整理」参照

略) 我各國との約を立つ、禮對等に非す、英佛の如きは悍然護兵を我地に置き殆ど屬國の如し<sup>3</sup>」

上記の資料をみれば、わが国が朝鮮と争えばロシアがそこに介入してきて、まさにロシアが漁夫の利となる事、英國には債務を負い賠償する目途は立たず、このままではそれを口実にインドのように内政に干渉してくる事、各国との条約は礼節などではなくイギリス、フランスなどは植民地に兵を置きまるで属国のごとくなるという内容が読み取れる。これは征韓論の際の大久保利通の意見であるが大久保の切羽詰まった心情がよく伺える。これが当時のわが国の指導層たちの国際観なのであろう。つまり西欧諸国の資本主義政策がアジア地域にも広がってきており、一刻も早く近代化を達成しなければ中国やインドの二の舞になってしまい、植民地となれば搾取を続けられ、軍隊を常駐され、属国のようになってしまうことを危惧している。唐沢富太郎はこの事について「換言すればこの切実な時代の課題が日本に近代教育制度を成長させたといつてもよい。」(唐沢 1968. 28) と述べており、本研究が解明を目指す「要因」に近い視点である。

ところがわが国には、近代資本主義社会の構築を急ごうとしても、明治に入り飛躍的に産業・経済が発達したわけではない。多くの人民は徳川時代と変わらない生活様式を送っていた。つまりわが国の近代化にはもともとの基盤がなく、その負担は人民(主に農民)に求められた。

例えば東京帝国大学の理財学(経済学)・財政学教授および大蔵省の顧問を務めていたエッゲルトの『日本振農策』には以下の記録がある。

「日本農夫は斯の如く貧困なるより、歳末に作物の剩余あるを見るは甚希に、殊に現金を余し得るは最も希なり。而して其出費の多端なるは、以て貯蓄に至極の困難を感じしめ、遂に自放自棄して顧みざるに至らしむ。故に若し意外の出費を要することある時は、余儀なく之を他より借り入れざる可ならず。其れも正当の利子にて起債するを得べきに、之に関する良制度の具はらざるより、果ては高利貸の毒手に陥ること屢なり<sup>4</sup>」

また『明治大正農政経済名著集』「資本蓄積の秘密とマイエットの証言」には以下のように記されている。

「商業資本や高利貸資本の蓄積がいくら進んでも、資本の労資関係は生れて来ない。多数の民衆が生産手段を奪われて労働力の販売者に転落する過程、なかでも農民からの土地収奪の過程が、資本主義の形成過程であり、資本の原始的蓄積の秘密がここに隠されているのである。(中略) 資本の原始的蓄積の秘密はこの農民からの土地収奪の過程が、直接國家権力を通じて強力に推進されるところにある。(中略) 当然、これら原蓄政策の強行に対しては、士族の叛乱や農民一揆の抵抗があったことはいうまでもない<sup>5</sup>。」

<sup>3</sup> 指原安三 編『明治政史』第3冊「大久保利通征韓の意見」625頁

<sup>4</sup> エッゲルト著(織田一訳)『日本振農策』14~15頁

<sup>5</sup> 近藤康男 編『明治大正農政経済名著集』第3巻「資本蓄積の秘密とマイエットの証言」

つまりわが国は人民の犠牲のもと資本主義的基盤を完成し、それによって近代工場、鉄道の敷設、学校の建設、富国強兵と殖産興業の実現を目指していた<sup>6</sup>。ここからわが国の近代学校教育政策（学制改革）は、わが国の近代化政策の中に含まれている事を意味する。

## 第2節 「学制」制定の歴史的変遷

前章で述べたが、もともと大学は学校教育の行政的機関の役割を目的としたものであつた。しかし派閥争いが原因でその遂行がうまくいかず、1871（明治4）年7月18日に太政官より「大學ヲ廢シ文部省ヲ被置候事<sup>7</sup>」という布告が出された。ここに大学に代わって国内の教育行政を束ねる國の機関として文部省と、その長官的役割の文部卿が設置された。まず7月18日文部大輔（文部省副官）が、江藤新平に決まり、その後7月28日、大木喬任が初代文部卿に就任している。それにしてもなぜ文部省の長である文部卿よりも副官である文部大輔が先に決まったのであろうか。この事に関して土屋忠雄は「文部卿の人選は、それまでの大学内での紛争、大学から文部省への教育行政の移動、それらの影響により中々決まらなかった<sup>8</sup>」と説明している。また先の布告には文部省の職務が規定されており、最初に「掌 総判 教育事務管大中小學校<sup>9</sup>」と示されている。これから文部卿は全国を総括する中央教育行政の長となることや、大中小学校の教育事務を掌ることが明らかになっている。

この文部省の最初の仕事は言うまでもなく「学制」の制定なのであるが『東京帝国大学五十年史<sup>10</sup>』によると、1870（明治3）年12月に権少丞准席小倉処平が「學制取調の爲」として、大倉長丹羽竜之助が「學課質問の爲」としてドイツに大学から派遣されている。続いて1871（明治4）年2月には大学中博士入江文郎、同鈴木暢、大助小林儀秀の3名がいずれも「學課質問の爲」にヨーロッパに派遣されている。これらは時系列的にみると文部省発足前である。つまり政府はいち早く国内の学校教育制度を完成させたかったという姿勢が伺われる。また後の「教育令」制定の功労者となる田中不二麻呂だが、彼はこの文部省設置の際、文部大丞に任命されている。前章において田中が遣欧使節団に理事官として同行し、欧米諸国の教育制度を視察するように命じられたことは述べたが、その際、田中は欧米に旅立つ前に正院に以下のような一書を提出している。

---

4～5 頁

<sup>6</sup> 石田雄他『教育学全集 第3巻 近代教育史』【新政府の開化政策】に詳細に記載。39～41頁

<sup>7</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第1巻 249頁

<sup>8</sup> 土屋忠雄『明治前期 教育政策史の研究』37頁より要約

<sup>9</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第1巻 249頁

<sup>10</sup> 東京帝国大学『東京帝国大学五十年史』上巻 116～117頁

「世界奎運の旺なる、文化の洽き、列國規制各其異同あるべしと雖、教育の法を設け、人  
心固有の良能を發達し、知識を増益するにあるのみ、苟く闔州の民を驅って訓誡率令駿々  
歩を進め、開明の域に躋らしめんと欲するもの、其規制の善美を攻覈し、精益求精を求め、  
之が宜しきを得ざるべけんや、是を以て歐米各國中最も善美なるものに就き、目今行はるゝ  
景況如何を顧み、彼我良否相距るの遠き、教育の素あるを察し、普く利弊を洞悉し、他日  
實驗に從事せんことを要す。今其講究すべき目的を掲げ、之を左に開列す。

教育事務局規制の事 教育事務局官員職務の事 教育事務局官員給料の事 大學校の事  
中學校の事 小學校の事 公學校の事 私學校の事 學校造建の事 學校所用書冊の事  
學校所用器具の事 學校費用支收の事 學校監督の事 學校教官職務の事 學校教官給料  
の事 學校教官證憑の事 學校生徒年限の事 學校生徒試藝の事 學校生徒習業序次の事  
學校生徒授業料の事 博物府の事 圖書庫の事 貧人學校の事 盲院の事 哒院の事 痴  
兒院の事 其他本省關涉の件々要務の事項は目撃する所に従ひ、瞭知の爲めて簿冊に詳  
記して後に考索に便すべき事。

書籍、器具須要の物を購得し、翻刻模造に供すべき事<sup>11</sup>。」

この資料より、世界における学問の気運を盛んにさせるものは、文化や見聞など、列国  
の制度においてさまざあるが、その中で人々の能力を発達させ、知識を増やすことには  
教育に法を設けること、そして人々自ら学問へ向かわせるために、欧米各国からもっとも  
適した制度を調べ、わが国の教育の状況を顧みて、欧米列国とわが国の教育の差を調べ、  
すべてにわたってその利害と弊害を知り、わが国での実施を行うことを必要とするという  
内容が伺える。この事に関して田中不二麻呂を研究している水野節夫は「田中不二麻呂が  
新学校教育制度樹立において、欧米諸国から参考となるべきことを積極的に吸収しよう  
とする心構えであったことが伺える」(水野 1997. 62) と述べている。

しかし歴史的に見れば、政府は岩倉使節団の帰国を待たずして、彼らが旅立った後、学  
制取調掛として、1871（明治 4）年 12 月 2 日 文部少博士簗作麟祥、従五位岩佐純、編輯  
助内田正雄、従六位長莢（長三州）、文部少教授瓜生寅、編輯權助木村正辞、正七位杉山孝  
敏、従七位辻新次、文部大助教長谷川泰、西鴻訥、文部少録織田向種の 11 名、同月 19 日  
に編輯助河津祐之が任命されている<sup>12</sup>。これらをみれば 12 月 2 日にまず 11 人が任命され、  
その後 19 日に 1 人が追加されている。

これら選任された人物はいずれも著名な洋学者である。簗作麟祥はフランス法学の権威者で、司法省における諸法の制定に關係しており、岩佐純と長谷川泰は西洋医学・ドイツ  
医学の先駆けで、岩佐は長崎に遊学しポンペ（Pompe 1829-1908）に師事し、後に医学学  
校創立取調御用掛となって、わが国にドイツ医学を輸入する基礎を築いた。また長谷川は

<sup>11</sup> 大隈重信 編『開國五十年史』上巻 707 頁

<sup>12</sup> 文部省『学制百年史』記述編 119 頁

大学南校で医学を講じていた。内田正雄はオランダに留学し『和蘭学制』を翻訳し、大学南校において蘭学を講じていた。瓜生寅は幕府の英語学校の教授であったし、辻新次は蘭学・仏学をおさめ大学南校では仏蘭西学を講じていた。そして河津祐之は『仏国学制』の訳者である。そしてこのメンバーの中で唯一の国学者として木村正辞、漢学者として長茨（長三州）がいる。残る杉山孝敏・西鴻訥・織田尚種の3人は行政事務関係者と思われる。こうして各方面の知識を動員し「学制」の準備は進められることとなったのであるが、ここで注目すべきはその起草案作成において、そのメンバーに国学者・漢学者が1人ずつ含まれていたことである<sup>13</sup>。欧米の教育制度を取り入れ起草された「学制」であるが、政府は国学・漢学の重要性もしっかり認識し、「学制」にも取り入れようとしていた。しかし全体として洋学関係の人々が圧倒的に多いことから見ても、欧米の教育制度を参照して「学制」を制定しようとした意図は明らかである<sup>14</sup>。

以上のようなメンバーをもって起草を任されて、「学制」の伺文は1872（明治5）年6月に左院に提出された。それによると「首春初四學制ノ大綱既ニ已ニ奉伺候隨テ其細目ノ條件別冊數號ノ通取調候條御決裁奉仰候<sup>15</sup>」とあり、1872（明治5）年の1月には「学制」の大綱を伺出していることが示されている。とすればこれは少なくとも年内には大綱を完成させていなければ1月には伺いを出すことはできないはずである。そして学制取調掛が選出された1871（明治4）年の12月2日から遡れば、「学制」の大綱は実に1ヶ月弱で作られたということになる。

前章において木戸孝允は1871（明治4）年12月15日の日記に「國の權力を持し獨立不羈たらしむるには（中略）其急務となすものは只學校より先なるはなし<sup>16</sup>」と、わが国が独立不羈するための早急の務めとして学校教育を強く希望していたが、続けて「余平生是をはかり當世の人應するものは甚少し而して至平生今日其念尚勃々此度同行中に田中不二麻麿あり余の同志なり且文部省より隨行せり不日學校の興隆を只希望する而已<sup>17</sup>」とあり、木戸孝允が、欧米諸国視察中においても、文部省の活動による早急の学校興隆を希望しているという気持ちを表していた。ここから政府はひたすらに、新学校教育制度の制定を急いでいた様子が伺える。

<sup>13</sup> 「学制」の創設に国学者・漢学者が一名ずつ選出されていた点は、それまでの「学舎制」の名残であろう。しかし実際の小学校の教科目に漢学は削除されていた。それまでわが国の学校教育において、常に中心的学問の一つであった国学・漢学が削除されるということは、「学制」がそれまでとは全く違う人間像を求めていたと捉えて良い。

<sup>14</sup> このことは『学制百年史』記述編 121頁に詳細に記されている。

<sup>15</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第1巻 341頁

<sup>16</sup> 日本史籍協会 編『木戸孝允日記. 2』126～127頁

<sup>17</sup> 日本史籍協会 編『木戸孝允日記. 2』127頁

そして作られた「学制」の大綱ならびに草案は左院を経て正院に廻布されていく。正院にいつ頃提出されたという資料は見つからなかったが、1872（明治5）年4月22日に文部省が「学制」の実施に備えて「小學教師教導場ヲ建立スルノ伺<sup>18</sup>」を正院に提出した記録をみれば、「学制」草案は4月にはすでに正院に伺い出されていたことが推測される。

その事に関して、太政官は文部省に対して次のような指令をだしている。

「書面ノ趣現今將來ノ目的トモ可爲伺之通候經費ノ儀ハ財政ノ大計相立候上可及決裁候條即今急務ノ件件取調可伺出事<sup>19</sup>」

この指令に対して文部省は以下の様に回答している。

「先達相伺候學制ノ儀現今將來ノ目的共爲伺ノ通旨御沙汰相成候上ハ建學ノ旨趣人民教育ノ方向相定メ候義モ早一日モ忽ニ難致然ニ財政ノ大計御決裁相成候迄經費全額相立不申自然教育ノ方向ト財政ノ大計ト照應相成四方ノ注目ニ關係候様立至リ候依テハ右學制章程且太政官布告文竝ニ當省達書共至急刊行府縣ヘモ頒布可致唯經費ノ儀姑ク章程中金額員數ノミ相欵キ可申候是等不日符節難相違次第付何分得ト御聞置相成度此段申上候也<sup>20</sup>」

文中にある太政官布告は、太政官の被仰出書のことであり、当省達書というのは「学制」の事を意味している。つまり「学制」施行にあたって、財政の目途が立っていない事が言われているのであるが、文部省は財政経理上の措置は待たず、金額員数は欠如のまま始めようとしている。つまりここからも文部省はひたすらに「学制」の布告を急いでいるという様子が伺える。そもそも明治政府は、廃藩置県の実施にともなって藩札の処分問題、士族救済、殖産興業、陸海軍創設など、当初からの莫大な借金政策を中心に不安定な運営を続けてきた<sup>21</sup>。したがって各省の経費に関しても難航していたのは容易に想像できる。「学制」の実施も財政的措置を待ってから出発したのでは、時間が掛かりすぎるとの判断からであったのだろう。その根拠として当時政府の財政に携わっていた渋沢栄一の記録がある。

1871（明治4）年8月に大蔵大丞となった渋沢栄一は、陸軍省の際費額800万円、海軍省の際費額250万円に定めることに大久保大蔵卿が同意する状況を見て以下のような記録を残している。

「今日百事改良といふことは、政府でも各省でも都て一般の通論であるが、唯其事務を擴張することばかりに注目して、之に件ふ經費の如何を省みず、入用となれば、一時にこれを要求するといふ傾きになつて來て、所謂之を求むるの力は強く、之を抑ゆるの力は弱しいといふ勢いだから、到底維持し得ることは出來ぬであらう<sup>22</sup>」と述べており、また「何分去年（明治4年と思われる）以來各省から政費を請求することが益々劇しくなつて來て、其年の冬なぞは司法省文部省の要求に於て甚だしき激請を見るという有様に立至つたから、

<sup>18</sup> 東京文理科大学 東京高等師範学校『創立六十年』1頁

<sup>19</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第1巻 341頁

<sup>20</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第1巻 341頁

<sup>21</sup> 石田雄 他『教育学全集 第3巻 近代教育史』【教育費の負担】に詳細に記載。42~44頁

<sup>22</sup> 竜門社 編『青淵先生六十年史』第1巻 439頁

大蔵省に於いては所詮これに應ずることは出來ないといつてこれを拒絶した處から終に各省と大蔵省との間に、一種の權限鬭爭の如き紛議が生ずる事となつた<sup>23</sup>」

このようにさまざま問題を抱えながらも施行の段階に達した「学制」であるが、「学制」の草案をわずか一ヶ月弱の期間で作り上げてしまつたことや、その財政問題など施行前から不安材料となる要素が多々含まれていた。

こうして「学制」は 1872（明治 5）年 8 月 2 日の太政官布告二百十四号をもって全国へ布達され、「学制」正文は、1872（明治 5）年 8 月 3 日附の文部省布達第十三号別冊で示された<sup>24</sup>。

### 第 3 節 「学制」の内容

こうして始まった「学制」であるが、この「学制」がそれまでのわが国の藩学教育、寺子屋教育と比較した際、画期的であった点は 3 点ある<sup>25</sup>。

- 1. 学区制を設置し、全国に偏りなく学校教育制度を統一したこと。
- 2. 「学制」で定められている学校は、階級、男女の別なく全人民に開放されていること。
- 3. 小学校、中学校、大学と、学校体系を一本化したこと。

また大学を行政区画と分離して、行政上の権限・職責は文部省が総括した。

文部省の同省布達第十三号には以下の事が記されている。

「今般被 仰出候旨モ有之教育之儀ハ今日尚又厚ク御手入可有之候處從來府縣ニ於テ取設候學校一途ナラス加之其内不都合之義モ不少依テ一旦悉令廢止今般定メラレタル學制ニ隨ヒ其主意ヲ汲ミ更ニ學校設立可致候事<sup>26</sup>」

つまり文部省は、それまで府県で設けられていた学校を廃止して、すべて「学制」の定める学校とすることを命じている。これはある意味画期的で、ある意味乱暴とも言える処置であった<sup>27</sup>。ともあれ近世までの藩学校や、寺子屋教育を（形の上だけでも）廃止したことは、近代教育制度開始の大きな区切りと捉えられる。では新しく始められた近代学校教育はどのようなカリキュラムになっていたのであろうか。

<sup>23</sup> 竜門社 編『青淵先生六十年史』第 1 卷 447 頁

<sup>24</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1 卷 275 頁

<sup>25</sup> 文部省『学制百年史』記述編「学制の性格と構成」126～129 頁より要約

<sup>26</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1 卷 338 頁

<sup>27</sup> しかし序章で述べたように如何に理想的な制度を作つても、人民側にそれを受け止められるだけの理解や容量がなければ、それは施行されないか形式だけのものとなってしまう。実際、廢藩置県後、藩学校や寺子屋など、近世の教育施設が単に看板を変えただけの「学校」がほとんどだった（第 3 章において説明）。

## 1. 小学校について

「学制」において、小学校は階級・身分の別なく「教育ノ初級ニシテ人民必ス學ハスンハアルヘカラサルモノ（第二十一章）<sup>28</sup>」であり上下2段階に分かれ修業年限各4年、計8年である。しかも上等・下等「二等ハ男女共必ス卒業スヘキモノトス（第二十七章）<sup>29</sup>」というのであるから、6歳から13歳までの8年間を義務教育と定めている。

以下はその教授内容である<sup>30</sup>。

### 下等小学教科

- 一 練字読並盤上習字
- 二 習字 字形ヲ主トス
- 三 単語 読
- 四 会話 読
- 五 読本 解意
- 六 修身 解意
- 七 書牘 解意並盤上習字
- 八 文法 解意
- 九 算術 九々数位加減乗除但洋法ヲ用フ
- 十 養生法 講義
- 十一 地学大意
- 十二 理学大意
- 十三 体術
- 十四 唱歌 当分之ヲ欠ク

### 上等小学ノ教科ハ下等小学教科ノ上ニ左ノ条件ヲ加フ

- 一 史学大意
- 二 幾何学図画大意
- 三 博物学大意
- 四 化学大意

---

<sup>28</sup> 文部省『学制百年史』資料編 13頁

<sup>29</sup> 文部省『学制百年史』資料編 13頁

<sup>30</sup> 文部省『学制百年史』資料編 14頁

其他ノ形情ニ因テハ学科ヲ拡張スル為メ左ノ四科ヲ斟酌シテ教ルコトアルヘシ

- 一 外国語
- 二 記簿法
- 三 画 学
- 四 天球学

下等小学ハ六歳ヨリ九歳マテ上等小学ハ十歳ヨリ十三歳マテニ卒業セシムルヲ法則トス但事情ニヨリ一概ニ行ハレサル時ハ斟酌スルモ妨ケナシトス

以上が、初等教育として人民誰もが習うべき科目と定められた。

これら初等教育の教科目に関して、土屋忠雄は「今日では、読・書・算が初等教育の基本であるが、近世の寺子屋教育においても読み、書き、算盤を中心であり、町人においても数に関する理解、計算能力は重要な要素であった。また武士階級も数学とは無縁ではないはず、それは築城、兵糧、兵術、航海技術等々、おのずと数学が関係してくるからである。」(土屋 1962. 54) と説明している。

ここで改めて注目することは、この近代学校教育の教科目が来るべき資本主義社会の構築を展望したものであると推測される点である。なぜならその他の科目には養生法、地学、窮理学、博物学、化学等があるが、これは幕末まで洋学科をおいた一部の藩学にのみ設置されていた科目である。しかし「学制」においては全国の児童に習得させる目的であった。また体術（体操）、唱歌は全く新しい科目であった。「学制」制定以前は、復古主義の「学舎制」案によって国学・漢学が大いにその影響を蓄っていたのが、「学制」においては洋学を中心に組み立てられ、その影響は見る影もなくなっている。

なお小学校には種類があり、それは幼稚小学、小学私塾、貧人小学、村落小学、女子小学である。それらは現在でいうところの就学前教育や女子教育であったり、経済的条件、地理的条件等さまざまな状況に対応して、いち早く全人民に普通教育を普及させる為の礎として設けられた。

「学制」において以下の様に規定されている。

幼稚小学…「幼稚小學ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小學ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ（第二十二章）<sup>31</sup>」

小学私塾…「小學私塾ハ小學教科ノ免狀アルモノ私宅ニ於テ教ルヲ稱スヘシ（第二十三章）<sup>32</sup>」

<sup>31</sup> 文部省『学制百年史』資料編 13 頁

<sup>32</sup> 文部省『学制百年史』資料編 13 頁

貧人小学…「貧人小學ハ貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入學セシメン爲ニ設ク其費用ハ富者ノ寄進金ヲ以テス是專ラ仁惠ノ心ヨリ組立ルモノナリ仍テ仁惠學校トモ稱スヘシ（第二十四章）<sup>33</sup>」

村落小学…「村落小學ハ僻遠ノ村落農民ノミアリテ教科素ヨリ開ケサルノ地ニ於テ其教則ヲ少シク省略シテ教ルモノナリ或ハ年已ニ成長スルモノヲ其生業ノ暇來リテ學ハシム是等ハ多ク夜學校アルヘシ（第二十五章）<sup>34</sup>」

女子小学…「女兒小學ハ尋常小學教科ノ外ニ女子ノ手藝ヲ教フ（第二十六章）<sup>35</sup>」

## 2. 中学校について

続いて中学の教授内容である。

「学制」の第二十九章には中学校の規定が定められており以下のようになっている。

「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ分チ上下二等トス二等ノ外工業学校商業学校通弁学校農業学校諸民学校アリ此外廢人学校アルヘシ<sup>36</sup>」

下等中学教科<sup>37</sup>

- 一 国語学
- 二 数 学
- 三 習 字
- 四 地 学
- 五 史 学
- 六 外国語学
- 七 理 学
- 八 画 学
- 九 古言学
- 十 幾何学
- 十一 記簿法
- 十二 博物学
- 十三 化 学
- 十四 修身学

<sup>33</sup> 文部省『学制百年史』資料編 13 頁

<sup>34</sup> 文部省『学制百年史』資料編 13 頁

<sup>35</sup> 文部省『学制百年史』資料編 13 頁

<sup>36</sup> 文部省『学制百年史』資料編 14 頁

<sup>37</sup> 文部省『学制百年史』資料編 14 頁

十五 測量学

十六 奏 楽 当分欠ク

上等中学教科

一 国語学

二 数 学

三 習 字

四 外国語学

五 理 学

六 署 学

七 古言学

八 幾何代数学

九 記簿法

十 化 学

十一 修身学

十二 測量学

十三 経済学

十四 重 学

十五 動植地質鉱山学

下等中学ハ十四歳ヨリ十六歳マテ上等中学ハ十七歳ヨリ十九歳マテニ卒業セシムルヲ法則  
トス

中学校については土屋忠雄が「中学校は小学校と比較して、その数が遙かに少ないし、義務制は想定していない。したがってここに学ぶ者は、志のある者に限られ、将来社会の中流以上になるものが考えられていたとみてよいであろう。」(土屋 1962. 58) と結論付けている。

そのような人々に対する教育内容・教養として取り入れられているものが上記の教科目である。またここで注目すべきは、それまで指導者層の教育として藩学で中心的に行われていた国学・漢学が含まれていないことである。

なお修身学は後々わが国の筆頭科目に挙げられ、教育の中心となるのであるが、この時点において小学校では 6 番目、下等中学校では 14 番目、上等中学校では 11 番目という位置付けとなっている。この事象は後々、德育の軽視、洋学中心の知育偏重主義と批判を受けるのであるが、現段階では欧米文明型の近資本主義の摂取を急ぐ形而下中心主義<sup>38</sup>の一端

<sup>38</sup> この言葉は土屋忠雄が「学制」制定の過程を説明する際に使用している。『明治前期教育政策史の研究』58 頁

を伺い知ることが出来る。

また第三十二章には「私宅ニアリテ中學ノ教科ヲ教ルモノ教師タルヘキ證書ヲ得ルモノハ中學私塾ト稱スヘシ其免状ナキモノハ之ヲ家塾トス<sup>39</sup>」とあり、中学教師の證書をもっている者は「中学私塾」を名乗ってよく、無い者は「家塾」としなければならなかつた。

さらに小学校の整備もままならない状況での中学校の設置であったから、「當今中學ノ書器未タ備ラス此際在來ノ書ニヨリテ之ヲ教ルモノ或ハ學業ノ順序ヲ蹈マスシテ洋語ヲ教ヘ又ハ醫術ヲ教ルモノ通シテ變則中學ト稱スヘシ（第三十章）<sup>40</sup>」とあるし、さらに「當今外國人ヲ以テ教師トスル學校ニ於テハ大學教科ニ非サル以下ハ通シテ之ヲ中學ト稱ス（第三十一章）<sup>41</sup>」ともある。これは府藩県にあった洋学校、語学校、医学校を主体として顧慮されたものであろう。

また第三十三章には「諸民学校ハ男子十八歳女子十五歳以上ノモノニ生業ノ間学業ヲ授ケ又十二歳ヨリ十七歳マテノ者ノ生業ヲ導カンカ為メ專ラ其業ヲ授ク故ニ多ク夜分ノ稽古アラシムヘシ<sup>42</sup>」とあり、それ以下「農業学校ハ小学ヲ經テ農業ヲ治メントスルモノノ為ニ設ク（第三十四章）<sup>43</sup>」。「通弁学校ハ專ラ通弁ノ事ヲ主トス或ハ商人等交易ノ為メ專ラ通弁ノミヲ志スモノ此校ニ入ル 但外國人教師アリト雖トモ只語学ノミヲ教ル者ハ之ヲ通弁學校ト稱ス（第三十五章）<sup>44</sup>」。「商業学校ハ商用ニ係ルコトヲ教フ海内繁盛ノ地ニ就テ數所ヲ設ク（第三十六章）<sup>45</sup>」。「工業学校ハ諸工術ノコトヲ教フ（第三十七章）<sup>46</sup>」と農業学校、外国語学校、商業学校、工業学校の事が記されている。

ところで第三十三章の諸民学校に対して、土屋忠雄は現在でいうところの「夜間の実業学校、もしくは実業補習学校のごときもの。」（土屋 1962. 59）<sup>47</sup>と説明している。確かに「生業ノ間ニ<sup>48</sup>」という一文をみれば、就学者は就業者であることがわかる。また農業学校も、商業学校も、通弁学校も定義については、現在の位置づけとあまりかわらない。ただ第三十六章の工業学校についてであるが、その記述が「諸工術ノコトヲ教フ」という一文だけというのは、非常に大雑把でまだその内容が定まっていないことが伺える。

<sup>39</sup> 文部省『学制百年史』資料編 15 頁

<sup>40</sup> 文部省『学制百年史』資料編 14 頁

<sup>41</sup> 文部省『学制百年史』資料編 14 頁

<sup>42</sup> 文部省『学制百年史』資料編 15 頁

<sup>43</sup> 文部省『学制百年史』資料編 15 頁

<sup>44</sup> 文部省『学制百年史』資料編 15 頁

<sup>45</sup> 文部省『学制百年史』資料編 15 頁

<sup>46</sup> 文部省『学制百年史』資料編 15 頁

<sup>47</sup> ちなみに水野節夫は諸民学校について調査しており、著書の論文内では夜学校と呼称している。そして夜学校は女紅場と並んで、「学制」期の就学率向上に貢献し、後の「教育令」の試験的存在であったことを説明している（『田中不二麻呂と「教育令」の制定』68～69 頁）。

<sup>48</sup> 文部省『学制百年史』資料編 15 頁

### 3. 大学について

第三十八章より、大学についての項が定められている。それによれば「大学ハ高尚ノ諸学ヲ教ル専門科ノ学校ナリ其学科ハ大略左ノ如シ<sup>49</sup>」として、理学、化学、法学、医学、数理学の 5 学科が挙げられているのみである。また「小学校ノ外師師範学校アリ此校ニアリテハ小学ニ教ル所ノ教則及其教授ノ方法ヲ教授ス當今ニ在リテ極メテ要急ナルモノトス此校成就スルニ非サレハ小学ト雖モ完備ナルコト能ハス故ニ急ニ此校ヲ開キ其成就ノ上小学教師タル人ヲ四方ニ派出センコトヲ期ス（第三十九章）<sup>50</sup>」と師範学校の礎となり、そして小学教員を充実させるようなことを想定させるニュアンスで示されている。

しかしその隣には「教員ノ事」としつかり項が設けられており、こちらによれば「小学校教員ハ男女ヲ論セス年齢二十歳以上ニシテ師範学校卒業免状或ハ中学免状ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ當ル事ヲ許サス<sup>51</sup>」とあり、これは小学教員となるためには師範学校もしくは中学校の卒業免状が必要なのであって、ここから師範学校と中学校が同程度のものとして構想されていたことが理解できる。ただ中学教員の規定であるが、それは「中学校教員ハ年齢二十五歳以上ニシテ大学免状ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ當ルコトヲ許サス<sup>52</sup>」と大学の卒業免状を持っている者という規定をしており、師範学校で取得することは出来ない。ここから中学教員は師範学校ではなく大学で養成するべきであるという認識が伺える<sup>53</sup>。

「学制」に記されている学校の諸類型は以上であるが、これにさらに「生徒試業ノ事」として厳密な試験制度及び学費貸費制度のことを規定し、「海外留学生規則ノ事」、「学費ノ事」の二項を加えてある。「学制」は全篇百九章にわたる膨大なものとして頒布された。しかし膨大なルールを性急に規定したためか、誤謬の数々が文部省布達第二十二号によって訂正されている。その点で注目される訂正は廃人学校を中学の一種から、小学校の一種に移していることや、大学においても科目中、化学を改め、数理学を削除していることである。

### 4. 海外留学と宗教学校について

「学制」はその後、1873（明治 6）年 3 月 18 日、同 4 月 17 日、同 4 月 28 日の 3 回にわたって、それぞれ文部省布達三十号、五十一号、五十七号をもって追加が行われ、最終的

<sup>49</sup> 文部省『学制百年史』資料編 15 頁

<sup>50</sup> 文部省『学制百年史』資料編 15 頁

<sup>51</sup> 文部省『学制百年史』資料編 15 頁

<sup>52</sup> 文部省『学制百年史』資料編 15 頁

<sup>53</sup> 文部省『学制百年史』記述編「教員の資格・待遇」に詳細に記載。243～246 頁

に全篇二百十三章に達している。

3月18日の追加は「海外留学生規則」と「神官僧侶学校ノ事」の二項に関する規定である。海外留学生規則はすでに1872(明治5年)8月の「学制」の第五十八から八十八章にわたって定められてあったが、これに追加を行ないさらに精細なものにした。それは岩倉大使一行が、海外において見た留学生の有様が、必ずしも満足すべき状況になかったので、その監督、取締まりを強化する必要を感じ、特に1872(明治5)年11月、ロンドンから伊藤博文がこの問題について、大隈、大木、井上に宛て意見書を提出してくるなどの事があったことによるものである<sup>54</sup>。

「神官僧侶学校ノ事」では、神官、僧侶が学校を開設する場合の条件を規定したものであるが、宗派、教派による所謂特定の宗教教育について、かなり寛容な態度がとられていることは注目する<sup>55</sup>。

## 5. 外国語学校と専門学校について

1873(明治6)年4月17日の追加は「貸費生規則」であり、4月28日の追加は、外国語学校と専門学校に関する規定である。外国語学校については「外国語学校ハ外国語学ニ達スルヲ目的トスルモノニシテ専門学校ニ入ルモノ或ハ通弁等ヲ学ハント欲スルモノ此校ニ入り研業スヘシ(第百九十五章)<sup>56</sup>」というもので、小学校を卒業した年齢14歳以上の者が入学する。この学校も上下二等に分かれ、各2年制であるが、この後、専門学校に進む者は、下等のみ修了して専門学校に進学し、通弁のみ学ぶ者は、上下二等の履修を要することになっている。専門学校は、以下の様に、外国語学校の課程を得なければ入学し得ないのであるが、それは専門学校が「外國教師ニテ教授スル高尚ナル学校(第百九十章)<sup>57</sup>」となっているからである。

また専門学校の種類に関しては、法学校、医学校、理学校、諸芸学校、礦山学校、工業学校、農業学校、商業学校、獣医学の九つが挙げられている(第百九十三章)<sup>58</sup>。そしてこのような専門学校を設けた趣旨が次の様に説明されている。「外國人教師ヲ雇ヒ専門諸学校ヲ開クモノハ専ラ彼ノ長技ヲ取ルニアリ其取ルヘキ学芸技術ハ法律学医学星学数学物理

<sup>54</sup> 春畠公追頌会 編『伊藤博文傳』上巻 675~678頁

<sup>55</sup> 文部省『学制百年史』資料編 22頁

神官・僧侶が神社・寺院で一般の子弟を相手に学校を開く際には「学制」に依らなければならぬが、第154章には「宗教ノ為ニノミ設ル学校ハ此限リニアラス」とあり、わが国の近代教育は、神官・僧侶が行う宗教教育に関して非常に寛容な態度をもって始められている。

<sup>56</sup> 文部省『学制百年史』資料編 24頁

<sup>57</sup> 文部省『学制百年史』資料編 24頁

<sup>58</sup> 文部省『学制百年史』資料編 24頁

学化学工学等ナリ其他神教修身等ノ学科ハ今之ヲ取ラス（第百八十九章）<sup>59</sup>」

つまり専門学校は全く外国文化攝取のために設けられた学校であることが、ここに明瞭に示されている。文部省が交付した近代学校に関する諸法令の中でも、この様にはっきり外国文化攝取の目的のみを条文の中に謳って成立している学校は非常に珍しい。そしてこの専門学校で外国の学術を修得した者が、やがて国語によって日本人に教授するようになることを期待している。というのもそれはしっかりと「此学校ハ師範学校同様ノモノニシテ其学術ヲ得シモノハ後來我邦語ヲ以テ、我邦人ニ教授スル目的ノモノトス（第百九十章後段）<sup>60</sup>」と記されているからである。

## 本章のまとめ

本章を振り返れば、「学制」制定の強い原動力は、わが国が突然にさらされた国際化のなかに起源を持っている。つまり「学制」は、近代国家が近代学校教育の必要性を感じてその制定を目指したものではなく、突然の国際化の中で諸外国の影響により制定を目指したものである<sup>61</sup>。

それらは大久保利通の「英佛の如きは悍然護兵を我地に置き殆ど屬國の如し<sup>62</sup>」や木戸孝允の「國の權力を握り独立不羈たらしむるには（中略）其急務となすものは只學校より先なるはなし<sup>63</sup>」の資料からも明らかである。そして彼らの意見には「屬國の如し」や「独立不羈たらしむるには」というように、国際化の中でのわが国の強いナショナリズムである。明治前期の場合、そのナショナリズムは自らの内面から自然発生したものではなく、外部からの影響（=諸外国の影響）によるもので、特徴としては徐々に段階を踏んでいく過程ではなく、ある日の急激な変化である。そして「学制」もこの影響下にあった。したがつて「学制」は「ナショナリズムの要因」を受けて制定された。

その為、発生した問題が4つある。

1つ目は、「学制」制定時、国内の状況は顧みられなかったことである。「学制」はひたすらにその形式を整える事にウエイトが傾いていた。本章で「学制」制定の過程を把握するためさまざまな資料を検証したが、その中において教育の受け手側である人民の実情を調査して、それを踏まえて学校教育制度を進めていったという資料は見当たらなかった。逆に「学制」の制定にあたって用いられている資料のほとんどは、国際関係の中でわが国の中

<sup>59</sup> 文部省『学制百年史』資料編 24頁

<sup>60</sup> 文部省『学制百年史』資料編 24頁

<sup>61</sup> 本章 第1節「近代化政策の原因と理由」参照

<sup>62</sup> 本章 第1節「近代化政策の原因と理由」参照（『明治政史』第三冊「大久保利通征韓の意見」625頁）指原安三 編『明治政史』第3冊「大久保利通征韓の意見」625頁

<sup>63</sup> 本章 第2節「『学制』制定の歴史的変遷」（『木戸孝允日記』2』126~127頁）

おかかれている状況が記されているものや、西欧諸国の学校教育制度を調査したものである。つまり我が国がわが国の近代学校教育制度を作ろうとしているのに、諸外国の資料ばかりを参考として、肝心の国内の状況や調査が踏まえられていないのである。

唯一、政府が人民の状況を考慮した制度として考えられるのは「幼稚小学、小学私塾、貧人小学、村落小学、女子小学」など、その他の特殊性をおびた小学校の設置であるが、実はこれも田中不二麻呂の資料<sup>64</sup>からわかるように、そもそも西欧の学校教育制度の模倣である。

2つ目は、近代学校教育制度の負担を人民に求めてしまっていることである。明治になってわが国は急激に都市化・産業化が進んだわけではない。多くの人民は徳川時代と変わらぬ生活様式と経済体制を送っていた。そして明治政府も多くの負債を抱えたままのスタートであった。したがってその負担の多くはエッゲルトやマイエットの資料からも分かるように人民に重くのしかかっていた。

3つ目は「学制」制定から施行までの期間である。「学制」はその制定の為に派遣した遣欧使節団の帰国を待たずして進められたことや、その草案が1ヶ月弱でまとめられたこと、その財政的基盤を持たずに進められたことなど、とにかく性急に進められた。

4つ目は教科目である。「学制」の定める教科目は、藩学校や寺子屋で教えていた内容とは異なった。なぜならそれは実際の人民の生活様式の必要から設けられたものではなく、来たる近代資本主義社会を支える人民の基礎的な知識・教養という側面を持っていたからである。

つまり「学制」は最初から、制度の受け手である人民の状況などを踏まえていなかったのである。結果的に「学制」は施行後すぐに人民からの反発を招き、制定後6年で改革される。以上の理由から、本章で述べられる「学制」改革の要因として、「ナショナリズムの要因」が挙げられる。

そして、「学制」の制定が内面からの自然発生的なものではなく、諸外国の影響を受けていたことによってもう一つの「学制」改革の要因が発生する。それは「時間的制約の要因」である。すなわち「学制」をわずか1ヶ月弱の期間で完成させてしまったことや、「学制」制定の調査の為に派遣した岩倉使節団の帰国を待たずして「学制」の制定を進めたこと、制度的・財政的不備のまま始められたことなどである。結果的に「学制」はその制度・財源ともに不確定のまま始められ、順次改正をしていくというスタンスとなった。

そしてこの「時間的制約の要因」であるが、これは“性急に”という理由から「学制」の制定を促した要因となり、「学制」制定後は、逆に“性急すぎた”という理由から「学制」改革を促す要因となる。

「学制」改革の要因は、「学制」制定の理由が、内面から発生したものではなく、諸外国の影響がその起因となっていること。そのために形而下的なものに注意を注がれてしまつ

---

<sup>64</sup> 田中不二麻呂、正院提出書類（本章4頁）『開國五十年史』上巻 707頁より

ていたこと。そしてその基盤となる人間社会への状況把握を欠如させていたためであったことが考えられる。

ところで、この近代学校教育制度の制定過程において「ナショナリズムの影響」を主張している研究者は他にもおり、例えば唐沢富太郎、土屋忠雄、金子照基などである。本研究も彼らの研究と同様の結果なのであるが、本研究はその結果にたどり着くまでのアプローチ方法がそれまでの研究と異なり、要因という側面からのアプローチである。また序章で熊谷一乗の「ナショナリズム・政治理念の要因」を説明したが、彼の「ナショナリズム」は戦後におけるものであり、本研究は明治前期におけるものである。その意味で両者は区別される。

## 引用文献

- 岩井龍也 他『教育学叢書 第8巻 産業と教育』第一法規出版 1967年  
石田雄 他『教育学全集 第3巻 近代教育史』小学館 1968年  
井上久雄『学制論考』風間書房 1963年  
内田正雄 訳『和蘭学制』開成学校 1875年  
大隈重信 編『開國五十年史』上巻 開國五十年史発行所 1907年  
小幡甚三郎撰訳『西洋学校軌範』御松堂書店 1981年  
唐沢富太郎『近代日本教育史』誠文堂新光社 1968年  
近藤康男 編『明治大正農政経済名著集』第3巻 農山漁村文化協会 1975年  
指原安三 編『明治政史』富山房 1892年  
土屋忠雄『明治前期 教育政策史の研究』講談社 1962年  
エッゲルト著（織田一訳）『日本振農策』博文館 1891年  
教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第1巻 教育資料調査会 1964年  
春畠公追頌会 編『伊藤博文伝』上巻 原書房 1970年  
太政官修史館 編『明治史要』博聞社 1876年  
東京文理科大學・東京高等師範学校 共編『創立六十年』東京文理科大学 1931年  
東京帝国大学『東京帝国大学五十年史』上巻 東京帝国大学 1932年  
明治文化研究会 編『明治文化全集 第10巻 教育篇』日本評論社 1992年  
日本史籍協会 編『木戸孝允日記. 2』東京大学出版会 1985年  
文部省『学制百年史』資料編 文部省 1972年  
文部省『仏国学制』文部省 1873年  
日本史籍協会 編『木戸孝允日記 2』東京大学出版会 1985年  
竜門社 編『青淵先生六十年史』第1巻 竜門社 1900年

### 第3章 「学制」施行に潜む改革への要因

わが国の突然の国際化の影響を受けて、「ナショナリズムの要因」と「時間的制約の要因」を持ち始められた「学制」であるが、それら要因の影響により「学制」の制度的・財政的不備の状況は影を潜めこの時点では問題となっていない。しかし「学制」制定後は制度的・財政的不備の問題が具体化し、後に「学制」改革の要因となっていく。

前章において「学制」の財源問題は原則として「其身ヲ立ルノ基タルヲ以テ其費用ノ如キ悉ク政府ノ正租ニ仰クヘカラサル論ヲ待タス（第八十九章但書）<sup>1</sup>」とあり、学校に関する経費は人民がまず負担するべきであるというスタンスをとっている。この事に関して「学制」を財政面から研究していた笹森健は「如何に国家が経費を投じて学校を設置したり教育環境を整えても、最終的な恩恵は結局個人のものであるということを被仰出書は述べており、したがってその負担を人民が負担するというのは、ある意味納得のいく道理である。」（笹森 1979. 11）<sup>2</sup>と述べている。

「学制」は近世までの寺子屋教育制度を覆し、学校教育の中央集権化、統一化、画一化を図った。したがって国家政策的目的を持って政府は人民に義務的負担（時間的負担、経済的負担）<sup>3</sup>を求めるのである。しかし前章でも述べたようにわが国は明治期になって急激に生活水準、経済水準が上昇したのではない<sup>4</sup>。この事について土屋忠雄は「（人民の）生活水準、経済規模は明治維新とともに急激に上昇したり、膨張したりしてはいなかった。」（土屋 1962. 133）と説明している。

そこで本章では、資本主義社会の確立という目的をもって制定された「学制」が、どのような状況の下で人民へ公布されたのかを明らかにし、それがどのように改革の要因を創出したのかを明らかにする。

#### 第1節 寺子屋と人民の関係

「学制」が施行される以前は、寺子屋教育が人民の教育を支えていた。本節では「学制」が施行される前の近世まで人民の教育機関であった寺子屋教育を整理する。

<sup>1</sup> 文部省『学制百年史』資料編 18 頁

<sup>2</sup> 「府県教育財源の比較的考察」11 頁（伸新 他『明治期 地方教育史の比較研究』収録）

<sup>3</sup> 「学制」には就学規則があり、これに守らない者（家族）には、罰則規定があつたり、授業時間帯に出歩いている児童は巡査が保護をするなどの強制的执行力があり、人民に負担を強いていた（第4章で取り上げる）。

<sup>4</sup> 第2章 第1節「近代化政策の原因と理由」参照

大岡成美の『寺子屋に関する文化学的研究』によれば、寺子屋とはもともと学問をして経典を読めるようになった者が、朝廷に仕える外は寺院の僧侶として各地に分散していく過程で、その地で学識者として憧憬と尊敬の対象となり、そしてその地の人民が文字に興味を抱き、寺に行って学んだのが始まりだとしている<sup>5</sup>。

また唐沢富太郎の『日本教育史』には、中世寺院が後継者養成の目的の為、僧侶教育をしたが、その他に僧侶にならない子弟を預かって教育したのが始まりであるとしている<sup>6</sup>。

そして教育内容については「家庭教育も行き届かぬ礼儀知らずな子ども達も多く、本来家庭で行うべき『躾け』も入れて、なるべく実生活に則すよう、師匠はそれぞれの子ども達に合わせた教育を行ったから、すべての寺子屋が統一された教育とは言えなかった。また師匠の資格試験はなかったので、都会の名だたる寺子屋、江戸芝泉堂の如きと比較すれば、概して地方のレベルは低いものであったと云わなければなるまい。」(大岡 2003. 388)、「寺子屋では師匠の資格などについての学力検定もなく、また児童への就学の督促監督もなく、もちろん学則もなかった。」(唐沢 1968. 151) と記されていた。

その他、大槻健は『学校と民衆の歴史』において、寺子屋の盛衰を米価の高低と関連付けて、寺子屋教育が民衆によって支えられていたことを説明している。そこから彼は「民衆が要求し、支持するが故に寺子屋は成り立つ」(大森 1980. 60) と結論付けている。

これらを整理すれば、近世における寺子屋という教育機関は人民の要求から発生し、人民によって支えられていたことが言える。つまり寺子屋教育は、人民の生活水準、経済規模に適応したものであった。

## 第2節 「学制」の目的と人民への公布

「学制」は 1872 (明治 5) 年 8 月に公布される。では実際に公布された「学制」はどのような趣旨や目的をかかげていたのであろうか。「学制序文」は「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て…」<sup>7</sup> という一文からはじまり、「学制」の趣旨がよく記されている。その一文に「今般文部省に於て学制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき<sup>8</sup>」とあり、ここから「学制」は順を追って教則を改正し布告していくことが示されている。

『学制百年史』によれば、「学制序文」は、政府による「学制」公布についての宣言書であり、その教育の趣旨を人民に徹底させようとした<sup>9</sup>。その目的は、個人の立身出世、個人の事業の繁栄となっている。つまり身分・男女の別なく全人民へ教育を施すという点で、ま

<sup>5</sup> 大岡成美『寺子屋に関する文化学的研究』324～325 頁を要約

<sup>6</sup> 唐沢富太郎『日本教育史』149～151 頁を要約

<sup>7</sup> 文部省『学制百年史』資料編 11 頁

<sup>8</sup> 文部省『学制百年史』資料編 11 頁

<sup>9</sup> 文部省『学制百年史』記述編 123～125 頁を要約

ぎれもなく近代学校教育である。しかし先行研究では「学制序文」の目的と「学制」本来の目的の相違を指摘している。

例えば岩井龍也は近代学校教育の最終目的を「封建家臣団を分解させて、産業の自由な発展の基礎を形成（中略）殖産興業政策・富国強兵政策の遂行のため、封建遺制を除去するとともに、絶対王政的性格をもつ近代統一国家を形成していく」（岩井 1967. 2）と結論付けている。

土屋忠雄も「国民をして進んで固定した階級観念の框から脱せしめ、新しい生産関係に身を投ぜしめること（中略）一定水準以上の基礎的陶冶を経た労働力を造出すること」（土屋 1962. 82）と結論付けている。

つまり資本主義体制確立の為には、まず人民の経済体制、生産体制、生活水準が土台となる。そしてそれは国内市場の確立なくしてありえない。すなわち（前章で明らかになつたように）人民を進んで近代社会の生産体系に組み込むことが「学制」の目的であり、それによる近代資本主義国家の建設と、そこからの富国強兵が政府の目的であったということである<sup>10</sup>。

しかし岩井や土屋の結論とは相反して「学制序文」には学校や勉学は自身の為であり國家の為であるとは一言も記されていない。「学制」が近代国家建設の為につくられた近代学校教育制度であるにもかかわらず、そのことは伏せたまま人民に強制された。

この事に関して、持田栄一は『学校制度<sup>11</sup>』の中で、学制を「もともと社会習慣ないし社会的制度として成立したものであるが、近代国家においてはその基本的部分は法制によって規定され、教育行政によって運営されている」（持田 1967. 25）と定義づけたうえで、「『学制』の基本をなすものが『教育法制』であってみれば、学制論の基礎には、国民の教育権をどのように保障するか」（持田 1967. 29）という問題が発生するとしている。

したがって彼にならえば、もし「学制」が国家の政策であることを表面に出してしまえば、政府は人民の教育権の保証を迫られることになる。その為「学制」においては、勉学は自身の為であることを全面に出し、国家の政策であることは伏せられた<sup>12</sup>。

話を「学制序文」に戻せば、「学制序文」には人民に要求することのみ説かれていて、人民の状況などへの配慮は全く触れられていない。そして教科目も人民の生活に即したものではなく、政府が重要と思われたものがその中心におかれている状況<sup>13</sup>をみれば、やはりわが国の人民は近代国家市民とはまだまだかけ離れた、近世から続く非支配層という側面での政治参加者であった。

<sup>10</sup> このことは岩井龍也（『産業と教育』1967. 2）や、土屋忠雄（『明治前期教育政策史の研究』1962. 82）も同様に主張している。

<sup>11</sup> 仲新他『教育学叢書 第6巻 学校制度』第2章「国家と学校教育」

<sup>12</sup> ちなみに持田は「近代公教育は『国民、個人』の教育権とともに『国民全体』のそれを『国家』の手で保障することを基礎としている」（持田 1967. 31）と説明している

<sup>13</sup> 第2章 第3節「『学制』の内容とその背景」参照

### 第3節 「学制」施行に伴う財政問題

「学制」の施行についてまず問題となったのが政府・人民ともに財政問題がある。それは前章でも述べたが、このことについて後の「教育令」制定に大きく影響を及ぼす田中不二麻呂は以下のことを述べている。

「廢藩置縣の後文部省設置せざるゝや、先づ第一に其定額金を一定せざるべからず。是に於て從前幕府及び各藩に於て文部教育事業の爲に支出せし諸経費を調査せしめ、概計二百萬圓なることを認知せり。因つて新政府は同金額を以て此際教育事業一切の費額となすに恰當なるを信じ、五年九月一年二百萬圓と定めたり。然るに六年一月一百三十萬圓に減じ、八年一月貳百萬圓に復し、七月復一百七十萬圓に減じ、九年七月より十年六月まで一百七十萬四千八百圓となり、十年七月復一百二十萬圓に減少せり。此の如く國庫の都合に由り、常に増減一ならざりしを以て、私設上幾多の阻害を招致し、爲に事多くは志と違いて、經營上一張一弛を免れず、其弊や擧げて數ふべからざるに至れり。固より勢いの止むを得ざるものありとは云へ、亦頗る遺憾の事なりき<sup>14</sup>。」

これによれば、文部省の予算は文部省が設置される前にすでに算定されていて 200 万円でありこれを基準としてスタートした。しかし算定が甘かったのかその予算は時間と共に減ったり増えたりしている。そのため予定がたたず、それが「学制」運営上の大きな支障となっていた。最後の「頗る遺憾の事なりき。」とは、どんどん予算がどんどん減額されていき、一向に目途が立たない教育費の状況に対しての田中不二麻呂の気持ちそのものであろう。

また 1874 (明治 7) 年 1 月 25 日に第二代文部卿となった木戸孝允も以下のような記録を残している。

「未嘗テ内ヲ措テ外ニ從フヲ聞カサルナリ、今我レ自ラ持スル殆ント堪ヘス、況シヤ他境ヲ併ハスニ於テヲヤ、其職内務並ニ文部ヲ兼ヌ、二省ノ務メ由テ之ヲ言ハシニ（中略）文部教育ノ事事自今ノ急務之ニ過ルナシ、政府嘗テ旨ヲ傳ヘ、國內不學ノ戸ナク不學ノ民ナク、其智識ヲ磨勵シ其義務ヲ講明シ、各國ト對峙スルノ基ヲ起サントス、然ルニ從前藩治ノ時、國內學ニ就クモノ専ラ士人ノミニ在リテ、而シテ概費三百萬ヲ超ユ今ヤ人民貴賤ノ別ナク、悉ク之ヲ教育スルヲ主トシテ而シテ概費纔三十萬ヲ出テス、今昔ノ勢ヒ顛倒甚シト云フヘシ<sup>15</sup>」

以上の様に木戸孝允は、披仰出書が出されたにも関わらず、財政的な援助がなく、必要経費が満たされていないことを難じている。その後、木戸は 4 月 18 日に三条実美に辞表を提出しているのであるが、その辞表の一部には以下の様に記されている。

<sup>14</sup> 大隈重信 編『開國五十年史』上巻 715～716 頁

<sup>15</sup> 木戸公伝記編纂所 編『松菊木戸公伝』下巻 1697～1698 頁

「今國內三千萬ノ人民未タ大ニ政府ノ保護ヲ被ムラス、蒙昧貧弱人ノ權利ヲ持スルコトヲ得ス、（中略）之ヲ朝廷措置ノ失ヨリ起ルト云ハサルヲ得ス<sup>16</sup>」

上記の資料から、木戸孝允は、未だわが国 3 千万の人民が政府の保護を受けられず、権利も持たされず、これは政府の失策により起こっていることを嘆いている。他にも「或ハ先時封建ノ日ニ及ハサルモノアリ<sup>17</sup>」という一文から、彼の心情として明治よりも徳川時代の方がまさっていたことなどが記されている。ところが木戸孝允は 5 月 13 日、参議兼文部卿を免ぜられ、宮内省出仕に移動している。しかし政府は「学制」の施行に対して、全く教育の費用を負担しないということではなかった。なぜなら「学制」第八十九章には「一切ノ学事ヲ以テ悉ク民費ニ委スルハ時勢未タ然ル可カラサルモノアリ是ニ因テ官力ヲ計リ之ヲ助ケサルヲ得ストイヘトモ官ノ助ケアルヲ以テ從来ノ弊ニ依著ス可ラス<sup>18</sup>」とあり、政府は人民に対してそのうち何らかの援助はする予定であることを明らかにしている。さらに第九十九章には「教育ヲシテ普及ナラシメンカ為メ府県ニ委託シ其学区ヲ助クルノ金額左ノ如シ<sup>19</sup>」といわゆる府県の委託金（政府の補助金）の事も追記もされていた。しかし肝心の金額の箇所には黒く塗りつぶされている状態であった。つまり補助は出したくとも、いまだ財源は設けられていない状態を表していた。

この箇所が訂正されるのは、1872（明治 5）年 11 月の文部省布達第四十二号であり、第四十二号には「小學校普及ノ爲府縣へ委托之金額當分之内全國壹人ニ付九厘之ヲ割ヲ以<sup>20</sup>」と記されている。さらに翌 1873（明治 6）年 1 月 15 日の文部省布達第五号によって正式に「学制」第九十九章の黒く塗りつぶされた部分が「人民男女共壹萬人ニ付當分ノ内九拾圓一人ニ付九厘ノ割 金貳拾九萬三千五百貳拾七圓六拾壹錢壹厘三府六十九縣<sup>21</sup>」と訂正された。そして「此金高ハ學校設立ノ基礎已ニ立て之ヲ渡スモノトス<sup>22</sup>」と但書きが付け加えられていた。

では委託金は学校の建設や維持を中心とした教育費にどれ位の力となったのであろうか。表 1 は 1873（明治 6）年から 1875（明治 8）年までの「学制」における公立学校教育費の内訳である。また表 2 は表 1 を百分率にしたものである。表 1 と表 2 は『学制百年史』から抜粋したものであるが、『学制百年史』において、政府からの補助金は「国庫補助および負担金」と呼称されている。

そして表 2 を見れば、1873（明治 6）年の「国庫補助および負担金」は公立学校教育費の 12%余りを占めるに過ぎない。ということは「学制」施行に伴っての必要経費の 9 割近

<sup>16</sup> 木戸公伝記編纂所 編『松菊木戸公伝』下巻 1707 頁

<sup>17</sup> 木戸公伝記編纂所 編『松菊木戸公伝』下巻 1707 頁

<sup>18</sup> 文部省『学制百年史』資料編 17 頁

<sup>19</sup> 文部省『学制百年史』資料編 18 頁

<sup>20</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1巻 368 頁

<sup>21</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1巻 370 頁

<sup>22</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1巻 370 頁

くは人民の負担であった<sup>23</sup>。また寄附金の多くは旧藩主や、名望家が進んで寄付したというものもあるが、多くは県官や学区取締に訓諭されて半ば強制的に寄付させられたものであろう。というのも各地方の教育史によれば、学区内集金というのは現在の地方税のようなもので、戸別に割当てられて徴収されている。この戸別割当金は学齢児童の有無にかかわらず課せられている。例えば青森県では毎月三銭を各戸から徴収しているし<sup>24</sup>、秋田県では各戸内で集められた学内金の集計内訳が記載されている<sup>25</sup>。またはじめは各戸均一に課し、ついで資産その他を標準に差額を設けて課したものも多かった<sup>26</sup>。

表1 公立学校教育費累計統計 明治6～9年

|      | 総額        | 授業料     | 寄付金       | 基本財産および<br>その他の資金<br>より生ずる収入 | 雑収入     | 市区町村費     | 国庫補助および<br>負担金 | 前年度繰越金    |
|------|-----------|---------|-----------|------------------------------|---------|-----------|----------------|-----------|
| 明治6年 | 1,939,098 | 121,953 | 370,532   | 259,979                      | 103,790 | 838,319   | 244,525        | —         |
| 明治7年 | 4,363,233 | 301,603 | 1,080,845 | 354,327                      | 326,408 | 1,458,610 | 272,330        | 569,110   |
| 明治8年 | 6,243,526 | 359,119 | 1,141,710 | 572,398                      | 357,874 | 1,882,107 | 558,973        | 1,371,381 |

出典：『学制百年史』資料編「教育統計」290頁より抜粋

表2 公立学校教育費累計統計(百分率) 明治6～9年

|      | 総額  | 授業料 | 寄付金  | 基本財産および<br>その他の資金<br>より生ずる収入 | 雑収入 | 市区町村費 | 国庫補助および<br>負担金 | 前年度繰越金 |
|------|-----|-----|------|------------------------------|-----|-------|----------------|--------|
| 明治6年 | 100 | 6.3 | 19.1 | 13.4                         | 5.4 | 43.2  | 12.6           |        |
| 明治7年 | 100 | 6.9 | 24.8 | 8.1                          | 7.5 | 33.4  | 6.2            | 13.0   |
| 明治8年 | 100 | 5.8 | 18.3 | 9.2                          | 5.7 | 30.1  | 9.0            | 22.0   |

出典：『学制百年史』資料編「教育統計」290頁より抜粋して作成

これらを整理すれば、「学制」は施行段階になっても、いまだその財源の目途が立っていないらず、施行2年目の1874（明治7）年においては、国の補助は全体の6%であった。つまり大部分を人民の負担で賄っていた。

<sup>23</sup> 一方で反対意見として、「学制」期の財源問題を研究している竹中暉雄は、アダム・スマスの『国富論』からの「取得に経費が掛かるが、経費を回収して利益が得られる」という理論や、教育財政全体における受業料の割合の低さから、これまで多くの先行研究で言われてきた「学制」＝「受益者負担」という認識を強く否定している。「『学制』（明治五年）をめぐる『受益者負担』論議」271～308頁より（『国際文化論集』No39 収録）。

<sup>24</sup> 青森県教育史編集委員会 編『青森県教育史』第1巻 505頁

<sup>25</sup> 秋田県 編『秋田県史』第5冊「教育篇」181～187頁

<sup>26</sup> 例えば、山口県では「学費賦金の法」をもって、人民の財産を六等に分け、一等十銭から六等五厘と定め徴収していたようである。『山口県教育史』下巻 113頁

また『明治期 地方教育史の比較研究』第2章「学制期府県教育財政の比較的考察」には、各府県の「学区内集金」や「寄付金」など、民費負担の一覧が掲載されている。

## 第4節 人民の経済状況と学費

そして人民側においては貧困問題が挙げられる。「学制」第八十九章には「教育ノ設ハ人々自ラ其身ヲ立ルノ基タルヲ以テ其費用ノ如キ悉ク政府ノ正租ニ仰クヘカラサル論ヲ待タス<sup>27</sup>」とあり、「学制」は受益者負担の原則をとっていた。この事に関して宮田暉朗は「学校教育に掛る負担は人民に重くのしかかりこれが就学率を妨げる大きな理由となっていた。」(宮田 2008. 145) と説明している。

では実際に子弟が小学校に通うとなると、どの程度の授業料が必要となるのであろうか。「学制」第九十四章では「小学校ニアリテハ一月五十銭ヲ相当トス外ニ二十五銭之ノ一等ヲ設ク<sup>28</sup>」とあり、続く第九十五章においては「一家二人ノ子弟ヲ学校ニ入ル者ハ戸長若ハ里正ノ証待タスシテ其由ヲ陳シ下等ノ受業料ヲ納ムヘシ三人以上アル時ハ二人ノ外受業料ヲ出スニ及ハス<sup>29</sup>」と授業料には 50 銭と 25 銭の 2 等級の区分がされており、2 人を通学させる場合は低額の授業料でよく、3 人以上を通学させる場合は 2 人分以上出すには及ばないと定めている。そしてさらに第九十六章には「其校ノ情態ニ応シ少シク受業料ヲ斟酌スルコト妨ケナシ<sup>30</sup>」と定めており第九十七章には「定ル所ノ受業料ハ当今ニアリテ一概ニ行ハレサル事アラハ便宜ニ随ヒ各区ノ情態及学校ノ事情ニヨリテ暫ク下等ヨリ少ナク定ムルコトアルヘシ<sup>31</sup>」と、土地の事情、人口の状況、学校の状態によって、最終的には各学校の状況に合わせて授業料を低く設定しても良いこととなっている。実際全国の小学校には授業料を徴収している学校と徴収していない学校があった。この事はすでに土屋忠雄が調査しており彼の調査結果によれば、授業料の有る校は 11,587 校、無い校は 10,996 校、不明が 793 校となっている<sup>32</sup>。つまり全国の小学校の半数近くが授業料を徴収していなかったのである。しかし実際は徴収したくとも徴収できない事情に置かれていたという言い方の方が適切である。例えば千葉県では約三割の小学校が授業料を徴収していなかったが「管内各公立小學校の七分は受業料を徴収し得たが、三分は全然徴収不能といふ状態で、強てこれを收めしむるとなると父兄忽ち其子弟を退校せしめるので、就學上頗る考慮を沸ふのであつた<sup>33</sup>」という記録がある。

<sup>27</sup> 文部省『学制百年史』資料編 17 頁

<sup>28</sup> 文部省『学制百年史』資料編 18 頁

<sup>29</sup> 文部省『学制百年史』資料編 18 頁

<sup>30</sup> 文部省『学制百年史』資料編 18 頁

<sup>31</sup> 文部省『学制百年史』資料編 18 頁

<sup>32</sup> 文部省『文部省第四年報』第 2 冊調べ。『明治前期教育政策史の研究』125 頁収録

<sup>33</sup> 千葉県教育会 編『千葉県教育史』第 2 卷 342 頁

では次に実際小学校へ通うとなると、どのような学用品が必要となるのかであろうか。『横浜新誌<sup>34</sup>』には「筆と硯と石版とを求め、殆ど五十銭を費し<sup>35</sup>」とあり、さらに同書の「書舗」の項には次のような記録がある。

「一偖雨衣を披し晴笠を戴行李を肩にし来て曰く、小學讀本あるや、伴頭磕頭して曰く、有り々々一の巻か二の巻か、三四五六竝に有り何れが佳なる。偖曰く、彼此相煩すに及ばず、三四の二冊にして佳なり、且つ日本地略は如何ん。伴曰く未だ聞かず、若し日本地誌略にあらず。偖尋思して曰く、それ々々基本なり吾誤れり。伴曰く一か二か。曰く一の巻一冊にして足れりと。一々値へ定る、三冊合計十八銭風呂敷を開ひて之を包む、値ひを収めて起つ。伴謝して曰く毎度愛顧を蒙る多謝々々<sup>36</sup>。」

これらの資料から、小学讀本巻三、四と、日本地誌略巻一の合計3冊で18銭ということがわかる。つまり必要最低教科書代が18銭、学用品代が50銭と、小学校へ通うためには授業料の他に、大体60銭～1円程度の現金出費を必要となる。

ところで、これらの現金出費は実際の農家の収入においてどれぐらいの割合をしめていたのであろうか。当時の農村の状況を調査した横田英雄の『農村革命論』には当時の農民（自作・小作人）の生活調査が記録されている。また農業収入は、米価・労銀・税金・小作料など一括りで説明できるものではない。また地方や年度によって偏りがあるのも事実である。横田はそのなかで、明治40年代の福島県と新潟県を調査し、その結果を農商務省統計と照らし合わせて、それぞれの平均を出している。それによれば自作農家は年間で、2円59銭5厘の収入となり、小作農家は年間で5円63銭4厘の赤字となっている<sup>37</sup>。

したがって農民の平均年間収入から比較すれば、自作農民でも、年間所得の4分の1から3分の1ほどの出費を求められ、小作農民に至って現金収入は無く、逆に年を重ねるごとに赤字となっていく状況である。

したがって当時貴重な労働力であった子どもを日中学校へ取られ、さらに現金出費を強いる形となるので、貧しい地方農民層にとっては子どもを学校へ通わせることは容易な事ではなかった。

---

<sup>34</sup> 吉野作造 編『明治文化全集』第19巻 風俗篇に収録 479～491頁

<sup>35</sup> 吉野作造 編『明治文化全集』第19巻 風俗篇 485頁

<sup>36</sup> 吉野作造 編『明治文化全集』第19巻 風俗篇 489～490頁

<sup>37</sup> 横田英雄『農村革命論』48～53頁（『明治大正 農政経済名著集』第12巻 収録）

彼は自らの調査結果を載せた後「元来農村の標準的統計としては、或る一地方の調査に依ることは、輒々ともすれば偏局の嫌なきにあらずと雖も、之れは多くの場合に於て収穫、労銀、小作料の相違より来る。故に吾人は此の譏を免れんが為に、念の為調査材料としたる一行政区画の算数と、全国統計の平均算数とを比較知照したるに、多少の相違点こそあれ、右の懸念すべき事情は孰れも相殺せられて、結局其の收支歩合に於ては、妥当を欠く程の著しき径庭のあらざることを確認したるを以て、安心して仮に之れを代表的調査に代えたり」（横田1977. 47～48）と説明して本文中の平均値を示している。

## 第5節 全国の学校の設置状況

次に実際の学校設置状況の様子はどうだったのであろうか。表3によれば「学制」が1873(明治6)年に施行されて、全国には12,558校の小学校が設置されている。またその小学校で児童に小学教育を施す教員は25,531人である。ここから1校あたりの教員数と生徒数の平均を求めれば1校あたりの平均教員数は2名、生徒数は90名前後であることが分かる。それは1879(明治12)年の段階においても大きく変わってはいない。ここから明治期になり、突然小学校12,558校の設置を可能にした謎が理解できる。つまり数の上では現代にも匹敵するほどの小学校設置数を確保していたものの<sup>38</sup>、その中身を見れば1校に2名の教員、90名前後の生徒数と、規模的には近世の寺子屋と大差ないものであった<sup>39</sup>。

ちなみに青森県の近代学校教育史を研究している前野喜代治もこの頃の小学校に対して「小学校と称していても実際は寺子屋の看板を挿げ替えたものが多かった。」(前野1966.44)<sup>40</sup>と述べている。

表3 小学校の学校数・教員数・児童数(明治6年～12年)

|       | 学校数    | 教員数    | 児童数       |
|-------|--------|--------|-----------|
| 明治6年  | 12,558 | 25,351 | 1,145,802 |
| 明治7年  | 20,017 | 36,866 | 1,714,768 |
| 明治8年  | 24,303 | 44,664 | 1,928,152 |
| 明治9年  | 24,947 | 52,262 | 2,067,801 |
| 明治10年 | 25,459 | 59,825 | 2,162,962 |
| 明治11年 | 26,587 | 65,612 | 2,273,224 |
| 明治12年 | 28,025 | 71,046 | 2,315,070 |

表4 小学校に対しての教員数・生徒数(明治6年～12年)

|       | 1校に対しての平均教員数 | 1人の教員に対する生徒数 | 1校に対しての平均生徒数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|
| 明治6年  | 2            | 45.2         | 91.2         |
| 明治7年  | 2            | 46.5         | 85.7         |
| 明治8年  | 2            | 43.2         | 79.3         |
| 明治9年  | 2            | 39.6         | 82.9         |
| 明治10年 | 2            | 36.2         | 85.0         |
| 明治11年 | 2            | 34.6         | 85.5         |
| 明治12年 | 3            | 32.6         | 82.6         |

出典:『学制百年史』記述編194頁より抜粋して作成

ちなみに全国の小学校施設の状況は『文部省第四年報』第2冊に、その一覧として記録されている。『文部省第四年報』第2冊は全国の学校名、所在地、設立年、公有借用、使用した建物、教員数、生徒数、授業料の有無、扶助金の額が記された1085頁に及ぶ膨大な

<sup>38</sup> 明治8年の時点において、全国の小学校数は24,303校であり、現在(平成24年度)でのわが国的小学校数が21,460校(総務省統計局 政府統計の窓口(e-Stat)学校基本調査小学校の項目より)であるから、明治8年にはすでに現代の小学校数を超える設置数を確保していた。

<sup>39</sup> 例えば『青森県教育史』第1巻には県内の寺子屋についての記録があり「寺子屋は、そのほとんどが一教室・一教師制であり、かつ経営者と師匠が同一人の場合が多く、普通2、30人から4、50人の児童を擁していた。」と記されている。164頁

<sup>40</sup> 前野喜代治『明治期の初等教育の研究』第3章「公立小学校数の調査」にその詳細が記されている。

資料である。土屋忠雄がこの資料についてすでに調査しており、彼の調査結果によれば 1876（明治 9）年の段階で全国（北海道除く）に公立小学校は 23,182 校あり、その施設使用状況の内訳が表 5 である。

これらをみれば、全国の小学校数において新築は 1 / 4 ほどであり、それ以外は既存の施設を流用している。また一番多い使用施設は寺院で 31.85% となっている。この資料からも先の事情が伺える<sup>41</sup>。しかしこれはあくまで全国での統計であり、東北地方はさらに際立った結果であった<sup>42</sup>。

例として青森県では、1873（明治 6）年の「学制」によって新しく設置された公立小学校 24 校のうち、新築されたのは大間の 1 校であり（表 6）<sup>43</sup>、それ以外は寺子屋の看板を取り代えたものや官所を改装したもの、民家を借りたものが殆どである。

表5 全国の小学校の施設使用状況

|          |        |        |
|----------|--------|--------|
| 新築       | 5,965  | 25.73% |
| 寺院利用     | 8,333  | 35.95  |
| 民家利用     | 7,383  | 31.85  |
| その他の施設利用 | 1,064  | 4.59   |
| 利用施設不明   | 245    | 1.06   |
| 不明       | 192    | 0.82   |
| 計        | 23,182 | 100    |

出典：土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』141頁

表6 青森県内に設置された小学校一覧（明治6年）

| 公立小学校 | 校舎            | 公立小学校 | 校舎              |
|-------|---------------|-------|-----------------|
| 青森    | 青森町正覚寺        | 野辺地   | 旧代官所            |
| 平内    | 旧代官所          | 三本木   | 澄月寺（開墾課養蚕所）     |
| 黒石    | 信載義塾          | 田名部   | 旧代官所            |
| 木造    | 慶應寺（のち藩主仮館倉庫） | 大畠    | 宮浦、坪、菊池、竹園の四塾併合 |
| 十三    | 湊迎寺           | 大間    | 新築（平屋木造）        |
| 五所川原  | 旧御蔵の内瓦蔵       | 川内    | 泉竜寺の衆寮一棟        |
| 板柳    | 旧代官所村役人寄合所    | 八戸    | 民家              |
| 白銀    | 民家            | 五戸    | 櫛引、二階堂、新井田の三家塾  |
| 和徳    | 旧藩倉庫          | 三戸    | 旧代官所            |
| 鶯ヶ沢   | 高沢寺觀音堂        | 福岡    | 旧官舎             |
| 深浦    | 神明宮神殿         | 一戸    | 寺院              |
| 七戸    | 旧城内建物         | 浄法寺   | 寺院              |
|       |               | 計24校  |                 |

出典：『青森県教育史』第一巻492頁より抜粋して作成

<sup>41</sup> ちなみに土屋忠雄は、小学校の利用施設に寺院が多かった理由として「廢仏毀釈」による影響を示唆している。『明治前期教育政策史の研究』141 頁

<sup>42</sup> 仲新 他『明治期地方教育行政の比較研究』第 3 章「明治前期の東北地方における教育実態の比較考察」47～58 頁

<sup>43</sup> ただし現在では「一戸」と「浄法寺」は岩手県である。

教員や生徒も寺子屋の師匠や子弟がそのまま場所を移して、小学校教員、小学校生徒を名乗っていた。例えば青森県は1873（明治6）年7月28日に「学制ニ基キ今般ノ当町正覺寺ヲ仮小学ト定メ新ニ教師ヲ撰ヒ来廿八日ニヨリ開校授業申付候<sup>44</sup>」と布令して、これまで私塾に学んでいた者もその外の者も、男女六才以上の者は願書を提出するように勧めている。「学制」が施行され、全国に著しく近代教育化が進み、現在に劣らない小学校設置数を確保したことは統計上においては見事な目標達成の感があるが、実情をみればこのような状態であった。

ここに序章で述べた「教育は法制度ではなく社会の歴史的・伝統的基盤の上に成立している」という一文が思い出される。しかし内実はとにかく統計上だけでもこれだけの数字を示せたのは驚きである<sup>45</sup>。但し、学校建築、施設、備品の整備等についての督励、児童の就学と学区内集金の督促が、厳しければ厳しいほど、人民の学校に対する不満と苦情は厳しいものになっていった。というのも東京や京都ならまだしも、地方教育において容易に学校の新築はできない状態であった。先述した青森県などは「学制」実施後、設置した小学校24校のうち、新築はわずか1校しかなく、それ以外は従来の寺子屋、倉庫、藩の施設などを改築して使用している。その他、ユニークな成功例としては福島県の「学校が出来れば、地芝居や、秋神樂の舞臺にも使用するといふ面白い條件を附して新築に成功した<sup>46</sup>」という事例もある。いずれにせよ大多数の小学校は寺院、或いは民家の徵用や借用に依存していた。

そして学校でないものを学校として使用するということは当然不備や不都合が出るわけで、これが就学率向上の妨げとなった。例えば京都府では以下の記録が残っている。

「實際學校設立の必要、児童に教育を施すことの大なることは、割合に一般人民も了解するに至つたらしいのであるが、唯出費の多い點が非常に不平で、その爲百姓町人の子供には教育などは無用であるという事を高言する者すらあり、それが教育不進歩の最大の原因であった<sup>47</sup>」

このことは他の研究者も言っており、土屋忠雄は「より良い学校教育設備を設けて、学校教育を普及しようとしている努力が、逆に庶民への負担となり反感を買い、不就学の一因となってしまっている次第である。」（土屋1962. 145）と説明している。

他にも山梨県では「興學ノ際其設立ノ不可ナルヲ訴願スルモノアリキ<sup>48</sup>」という報告がなされているし、埼玉県では「明治六年立學ノ際ニ當リテ人民概舊染ヲ脱セズ故ニ學校ヲ惡ム毒藥ノ如ク或ハ生徒ノ就學ヲ拒ミ甚ハ火ヲ諸爨ニ放ツモノアリ<sup>49</sup>」という報告がなされて

<sup>44</sup> 青森県教育史編集委員会 編『青森県教育史』第1巻 436～437頁を要約

<sup>45</sup> 本章 脚注38参照。「現代（平成24年度）の小学校数と比較して」という意味。

<sup>46</sup> 福島県教育センター 編『福島県教育史』60頁

<sup>47</sup> 京都府教育会 編『京都府教育史』上巻 423頁

<sup>48</sup> 文部省『文部省第四年報』第1冊 14頁

<sup>49</sup> 文部省『文部省第四年報』第1冊 81頁

いる。

これらの資料から「学制」における校舎の設置は、決して人民から心地よく受け入れられた事ではなかった。そもそも「学制」そのものが、それまでの寺子屋と違って、歴史的時間をかけて築きあげられてきた学校教育ではなく、西洋式教育を模倣したものであり、それをいきなり完成した形で人民の生活の中に課せられた所で、人民にその理解と実行は難しかった。

## 本章のまとめ

第3章では、第2章で取り上げた「ナショナリズムの要因」「時間的制約の要因」の影響が「学制」として具現化して施行された様子が伺える。

まず本章から述べられることの1つ目は、「学制」は国家が目的をもって始めた国家政策であるにも関わらず、人民公布の際には一切そのことを伏せたという点である。本章の最初に取り上げた「学制序文」には「今般文部省に於て学制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき<sup>50</sup>」と示されてあることから、「学制」は公布時点での完成を目指していくものではなく、その後修正を加えながらの完成を目指していた。つまり政府も現段階で「学制」が完全なものではないということを認めていた。そしてあくまで学問は自身の為であることを強調していた。

なぜなら学校教育政策が国の政策であるならば、政府はその多くの保障を迫られるからである。つまり「近代公教育は『国民、個人』の教育権とともに『国民全体』のそれを『國家』の手で保障することを基礎としている<sup>51</sup>」（持田 1967. 31）からである。

そして「学制」施行時、政府は人民への十分な学校教育を施す余裕は財政状況から見てもなかった。したがって政府は近代学校教育における国の補償という側面となるべく薄くしつつ、近代国家を担う人民の育成を目指さなければならない状況にあった。そして教育は個人の利益の為だとして、受益者負担の原則を用い人民個人への負担をその旨とした。実際「学制」の財源の9割は人民負担であった<sup>52</sup>。そして寄付金の要求や、学区内集金の取り立ては強権的姿勢より、人民にとっては大変厳しいものであった。

2つ目は、「学制」を施行した際、それがあまりにも人民の生活水準・経済体制からかけ離れていたという点である。なぜなら「学制」を制定する際に、参考とされたのは欧米諸

---

<sup>50</sup> 文部省『学制百年史』資料編 11 頁

<sup>51</sup> 仲新他『教育学叢書 第6巻 学校制度』第2章「国家と学校教育」

<sup>52</sup> 「学制」の財源問題を取り扱った研究はたくさんあり、多くの研究成果を得ている。

例えば、尾形裕康の『学制実施の経緯とその崩壊』や、倉沢剛の『「学制」の財政的裏づけの問題』、笹森健の『学制期府県教育財政の比較的考察』『明治期 地方教育史の比較研究』収録、竹中暉雄の『学制（明治五年）公布の財政的背景』など。

国の近代学校教育制度で、制度の受け手となる人民の生活水準・経済体制を調査した資料はほぼ見当たらなかった。本来ならば真っ先に調査しなければならない分野であるにもかかわらず、「学制」は施行の段階まで人民の就学可能状況や学習要望に対する様子は一切踏まえられていなかった。

つまり「学制」は以下の条件の中、施行された。

- ① 制度そのものが充分に完成していない状態で、順次改正していくと宣言している。
- ② 制度実行の為の財源が用意されていない状態で始められた。
- ③ (人民の) 市場調査が行われていない状態で始められた。

ではなぜこの様な状態で「学制」施行が進められてしまったのかと言えば、それは「ナショナリズムの要因」と「時間的制約の要因」によって、人民の状況や「学制」の制度的・財政的不備の問題が表立たなかつたからである。

しかし実際に「学制」が完成して施行された段階で、それまで積極的牽引をしてきた、「ナショナリズムの要因」と「時間的制約の要因」は、「学制」の制定・施行という目標を達成後はその影響力を弱める。そしてそれまで影を潜めていた人民の生活水準や経済体制の問題、「学制」の制度的・財政的不備の問題は、現実問題として一気に噴出する<sup>53</sup>。それが次なる「学制」改革への要因となつた。

そういう意味で「学制」の改革は必然的であったと言えよう。

---

<sup>53</sup> ちなみに「学制」改革の理由として、財源問題をあげる研究はたくさんある（本章 脚注22 参照）。しかし本研究がその解明を目指すのは要因である。「学制」の財源問題は目に見える直接的原因であり、さらに先行研究でもすでに多くの研究成果が出ているため、本研究ではあえて看過した。

## 引用文献

- 岩井龍也 他『教育学叢書 第8巻 産業と教育』第一法規出版 1967年
- 伊藤博『教育史から見た幕末期から明治初期の教育』大手前大学論集 第12号 2011年
- 内田魯庵「明治十年前後的小學校」『明治大正の文化』博文館 1927年
- 大岡成美『寺子屋に関する教育文化学的研究—その教育理念の淵源とその歴史的展開—』講談社 2003年
- 大隈重信 編『開國五十年史』上巻 開國五十年史発行所 1907年
- 大槻健『学校と民衆の歴史』新日本出版社 1980年
- 尾形裕康『学制実施の経緯とその崩壊--教育行政財政を中心として』早稲田大学アジア太平洋研究センター 1962年
- 金子照基『明治前期教育行政史研究』風間書房 1967年
- 唐沢富太郎『日本教育史—近代以前—』誠文堂新光社 1968年
- 木戸公伝記編纂所 編『松菊木戸公伝』下巻 明治書院 1927年
- 倉沢剛『「学制」の財政的裏づけの問題--小学扶助金問題の経緯』東京学芸大学研究報告  
1963年
- 近藤康男 編『明治大正農政経済名著集』第12巻 農山漁村文化協会 1977年
- 竹中暉雄『学制（明治五年）公布の財政的背景』桃山学院大学人間学科紀要 2011年
- 土屋忠雄『明治前期 教育政策史の研究』講談社 1962年
- 前野喜代治『明治期の初等教育の研究—特に青森県を中心として—』成文堂 1966年
- 宮田暉朗『明治時代設置の夜学校（下）』上田女子短期大学紀要 2008年
- 仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』講談社 1962年
- 仲新 他『教育学叢書 第6巻 学校制度』第一法規出版 1967年
- 仲新 他『明治期 地方教育史の比較研究』地方教育史研究会 1978年
- 西本喜久子「明治初期『小學讀本』初版の編纂に関する一考察」（『全国大学国語教育学会  
発表要旨集』 2012年）
- 吉野作造 編『明治文化全集』第10巻 教育篇 日本評論社 1928年  
『明治文化全集』第19巻 風俗篇 日本評論社 1928年
- 青森県教育史編集委員会 編『青森県教育史』第1巻 青森県教育委員会 1972年
- 秋田県 編『秋田県史』秋田県 1915年
- 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第1巻 教育資料調査会 1964年
- 京都府教育会 編『京都府教育史』上巻 京都府教育委員会 1940年
- 国民教育奨励会 編『教育五十年史』民友社 1912年
- 時事新報社 編『福沢全集』国民図書 1925年
- 千葉県教育会 編『千葉県教育史』第2巻 千葉県教育会 1936年

福島県教育センター 編『福島県教育史』第1巻（先近代・近代前期編）福島県教育委員会  
1972年

桃山学院大学国際文化学会 編『国際文化論集』No39 桃山学院大学総合研究所 2009年

文部省『文部省第三年報』文部省 1876年

文部省『文部省第四年報』文部省 1877年

文部省『文部省第六年報』文部省 1879年

文部省『学制百年史 資料編』文部省 1972年

山口県教育会 編『山口県教育史』下巻 山口県教育会 1925年

## 第4章 就学率の低迷からみる「学制」改革の要因

「ナショナリズムの要因」と「時間的制約の要因」によって制定され、施行された「学制」であるが、政府が如何に強権的に制度を制定・施行したところで、受け手側（人民）に理解と容量がなければその実現は難しい。

「学制」は施行後 6 年で改革されるが、本章では施行された「学制」が人民にどのような影響をもたらしたのかということ、人民は「学制」にどのような反応を示したのかということを整理する。そしてそこからなぜ「学制」が改革という状況に追い込まれるのかを明らかにし、「学制」改革の要因にアプローチする。

### 第1節 就学率からみる「学制」改革の要因

表 1 は全国学齢児童の就学率の一覧である。この表 1 より 1875（明治 8）年以降、就学率の上昇が緩やかになっていることが伺える。これは就学できる児童はすでに就学し、後はなんらかの理由があつての不就学であることを意味している<sup>1</sup>。というのも『文部省第三年報』には「八年ニ至テハ學校略備ハリ就學スヘキ者ハ既ニ就學シ然ラサル者ハ各般ノ情状アリテ就學シ易カラサルノ徒タルヲ以テナリ<sup>2</sup>」と記されているからである。これは「学制」も 3 年目になり、就学できる児童の就学は、ほぼその目標を達成したのであるが、次なる問題として「就学できる条件にない児童をどうするべきか」という段階になったという意味である。『文部省第三年報』に記載されている「各般ノ情状アリテ就學シ易カラサルノ徒<sup>3</sup>」という状況は政府も認めざるを得ない状況であったのだろう。

そこで改めて表 1 の全国の就学率を確認してみる。就学率は 1869（明治 6）年の段階で男子が 39.9%、女子は 15.1% である。女子の就学率の低さからいえば、小学校へ就学する女子は特別な家庭の子女であった<sup>4</sup>。この表 1 は全国平均であるから、実際にはこれよりも

<sup>1</sup> 第3章 第5節「全国の学校の設置状況」に於いて「全国の小学校設置数」を取り上げた（表 3）。それによれば、やはり明治 8 年において急速に小学校設置数も緩やかになって いる。つまり明治 8 年の段階で、政府の予定した小学校の設置数に及び、就学率も就学できる児童は就学し尽くしたと政府は判断したと考えられる。

<sup>2</sup> 文部省『文部省第三年報』第 1 冊 1 頁

<sup>3</sup> 文部省『文部省第三年報』第 1 冊 1 頁

<sup>4</sup> 例えば、江森一郎『「勉強」時代の幕開け』では、近世までの女子手習図の資料から、髪型・衣服・調度などをみて、教育を受けている女子は上・中級武士やかなり富裕な階層の者であることを認めている（江森 1990. 35）。（※しかし江森は「だからといって、上層の子女のみが識字教育の対象であったと推測してはならない」とも付け加えている。）

反対に近世の女性の教育觀について調査していた唐沢富太郎『日本教育史』には「当時の女性は自我を主張することなく、あくまでも婚家の家風に適応するように教育された。

もっと低い地方が存在しているのが事実である。『明治期 地方教育史の比較研究』によれば東北地方は低かった（仲新 他 1978. 45）。例として表2は青森県の記録であるが、1874（明治7）年の就学率は男子21.1%、女子3.1%であり、1875（明治8）年では男子25.8%、女子3.3%となっている。

表1 全国学齢児童の就学率(明治6年～12年)

|       | 男    | 女    | 平均   |
|-------|------|------|------|
| 明治6年  | 39.9 | 15.1 | 28.1 |
| 明治7年  | 46.2 | 17.2 | 32.3 |
| 明治8年  | 50.8 | 18.7 | 35.4 |
| 明治9年  | 54.2 | 21   | 38.3 |
| 明治10年 | 56   | 22.5 | 39.9 |
| 明治11年 | 57.6 | 23.5 | 41.3 |
| 明治12年 | 58.2 | 22.6 | 41.2 |

出典：『学制百年史』記述編195頁

表2 青森県学齢児童の就学率(明治6年～11年)

|       | 男    | 女   | 平均   |
|-------|------|-----|------|
| 明治6年  | 13.9 | 1.7 | 7.8  |
| 明治7年  | 21.1 | 3.1 | 12.1 |
| 明治8年  | 25.8 | 3.3 | 14.6 |
| 明治9年  | 31.7 | 4.7 | 18.2 |
| 明治10年 | 38.7 | 5.4 | 22.1 |
| 明治11年 | 45   | 6.6 | 25.8 |

出典：『青森県教育史』第一巻記述編586頁

前章で掲げた「学制序文」には、学問の大切さ、有難さ、身を立てる術ということが説かれており、さらに「自今以後一般の人民 華士族卒農工商及婦女子必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す<sup>5</sup>」という一文に加え、地方官に要請する「邊隅小民ニ至ル迄不洩様<sup>6</sup>」という文言まで添えていたにも関わらず、「児童の就学は（中央ならまだしも）地方においてその実施は困難を極めた。」（神津 1976. 25）<sup>7</sup>。

例えば『秋田県史』には「當時、縣民ノ向學心猶薄弱ニシテ、一般農工商ノ如キハ、學校教育ヲ以テ無用ノ消閑具トナシ、寧口從前ノ寺子屋式教育ヲ喜ブガ如キ状ナリテヲ以テ、縣官ハ百方ニ勧説シ<sup>8</sup>」という記録があるし、『明治文化全集』には「學問上達せば、立ち所に身代を持ち崩し、一家一族の厄害容易ならず。然るに廳より連りに學問を勧め、剩て學校への資本を出金せよとは實に無理なるべし<sup>9</sup>」とある。そういう状況を最もよく調査していたのは仲新である。彼はそれらの状況を踏まえ『明治初期の教育政策と地方への定

---

そして高い文化的教養は認められず、むしろ逆に、身分不相応の教育を積んで、プライドの高い人間を作ったならば、それこそかえって不幸の種をまくものと考えられた。」（唐沢 1968. 202）と説明されている。

<sup>5</sup> 文部省『学制百年史』資料編 11 頁

<sup>6</sup> 文部省『学制百年史』資料編 11 頁

<sup>7</sup> 神津善三郎『近代日本における義務教育の就学に関する研究』「実質的な就学の実態」に詳細に記載。

<sup>8</sup> 秋田県 編『秋田県史』第5冊「教育篇」161 頁

<sup>9</sup> 吉野作造 編『明治文化全集』第19巻 風俗篇 485～486 頁

着』の中で「中央の政策（「学制」）はその実施を阻まれ大きく屈折して地方に定着するほかはなかったのである。」（仲新 1962. 124）と説明している。

では実際児童の就学を促すため、政府と地方行政はどのような対応を取っていたのであろうか。例えば『文部省第四年報』の「埼玉縣年報」「埼玉縣小學教則凡例<sup>10</sup>」では就学督促のため、督促の権務を有する者を専務者・兼務者にわけた。そして専務者を学区取締、学校主者とし（第二條<sup>11</sup>）、兼務者は正副戸長と一般公学教員であるとした（第三條<sup>12</sup>）。さらに「一般人民互ニ誘導スルノ義務アリトス（第四條<sup>13</sup>）」と定め「不就學ノ子弟竝其父兄タル者ハ一般人民ノ誘導ニ抵抗スルノ條理ナシトス（第五條<sup>14</sup>）」と「督促権務者の権限」を強く規定している。さらに第六條からは「督促ノ方法」としてその条項をあげているが、その中で注目するものとして以下の様に定められている。

- 第六條 一般人民何人タルヲ論セス不就學子弟ハ督促ヲ受クヘシ  
第七條 不就學貧困ノ者ハ貧等ヲ與ヘ固陋ノ者ハ説諭ヲ加ヘ督促権務ヲ有スル者各自之ヲ督促スヘシ  
第八條 第七條ノ場合ニ於テ其権務ヲ盡スト雖陋者猶其陋ヲ固守スルトキハ督促権務ヲ有スル者ノ面前ニ於テ就學セシメ難キ所以ヲ取糺シ書面ヲ以テ官廳ニ具申スル事モアルヘシ  
第九條 第七條ノ場合ニ於テ貧者ハ公評ノ貧等適當セサル旨ヲ主張スルヲ得ス<sup>15</sup>

第七條は「貧民ノ子女ヲ就學セシムルノ法<sup>16</sup>」であり、この法によれば貧困を理由に就学しない者に対しては貧困の程度に等級を付け、その査定には意義申立てを許さないというものであった。したがって人民にとっては大いに脅威するものであったであろう。

さらに第十二條には「巡査ノ保護」という規定があり「休暇ヲ除クノ外午前第八時ヨリ午後三時マテ學校ノ外如何ナル場所ヲ論セス學齡ノ子弟事ナク徘徊スル者ハ見當リ次第參校

<sup>10</sup> 文部省『文部省第四年報』第1冊 84~89頁

<sup>11</sup> 文部省『文部省第四年報』第1冊 87頁

<sup>12</sup> 文部省『文部省第四年報』第1冊 87頁

<sup>13</sup> 文部省『文部省第四年報』第1冊 87頁

<sup>14</sup> 文部省『文部省第四年報』第1冊 87頁

<sup>15</sup> 文部省『文部省第四年報』第1冊 87頁

<sup>16</sup> 文部省『文部省第四年報』第1冊 87頁

ちなみに「貧民ノ子女ヲ就學セシムルノ法」では「一等貧兒ハ尋常小學ニ入ル能ハサル者」「二等貧兒ハ學費窮乏ノ爲ニ學ニ就ク能ハサルモノ」「三等貧兒ハ年期奉公或ハ兒護ノ如キモノ」と定められており、その対応策として一等貧兒は「小學區内ヲ聯合シ仁恵学校ヲ設ケ教授スヘシ」。二等貧兒は「受業料ヲ免シ校内ノ書器ヲ貸與シ時トシテハ相當ノ紙筆ヲモ與フ可シ」。三等貧兒は「各小學ニ於テ三時間或ハ四時間讀物算術及ヒ習字ノ三科ヲ授クヘシ」と定められている。文部省『文部省第四年報』第1冊 87頁

ヲ促スヘシ<sup>17</sup>」とある。つまり学校での授業時間中に学外にいる児童は巡査がこれを見つけ次第登校を促すというのである。また 1878（明治 11）年に宮城・福島両県を巡視した文部権大書記官辻新次の巡視報告によると福島県では「檜葉郡富岡邊ニ於テハ生徒中誘導掛リト唱へ勸學或ハ誘導等ノ文字ヲ書シタル小旗ヲ持チ兒童ノ就學ヲ促ス者アリ<sup>18</sup>」といふいわゆる広報活動を行なっていたという記録も見られる。

ところで地方教育行政は貧困者の子弟を就学させやすくする方法として、各地では教科書や学用品の貸与、或は、授業料の軽減、免除等の対策をとっていたり、授業料をとらない小学校もあった。例えば青森県では「極貧ノ者ハ戸長ヨリ見聞ノ実証ヲ以テ不納ヲ許スモノ<sup>19</sup>」とし「一家ニ二人ノ子弟ヲ学校ニ入ルルハ一人半分三人以上ハ二人ノ外納ムルニ及ハサルコト<sup>20</sup>」とした。しかし実際には貧困の程度の判定に問題があり、先の埼玉県の規則のように貧困等級を定められ、それに対して異議申し立てを許さないという事例もあったので、地方人民の貧困問題を根本から解決し得るものでもなかった。

もっとも中には 1876（明治 9）年の「群馬県年報」に「貧民ニ三種アリ第一ハ窮困ト雖モ或ハ索縫シ或ハ傭賃シテ學費ニ供シ以テ子弟ヲ就學セシムルモノ第二ハ赤貧維谷マリ眞ニ就學シ得サルモノ第三ハ頑固性ヲ成シ學事ノ奈何ヲ識ラス輒モスレハ生計ニ益ナシト誤認ヲ言ヲ貧窶ニ托シテ子弟ノ就學ヲ遁レントスルモノ十二シテ七八ニ居ル<sup>21</sup>」とあるように必ずしも、貧困ではないが、貧困を盾にした不就学もあったと思われるから、督促担当者もそれに対応せざるを得なかつた理由もあった。

ところで「学制」では生活困窮者に対して、貧人小学なるものを用意していた<sup>22</sup>。その費用に富裕者の寄附金が充てられている理由から、仁恵小学とも称されていた。この事を確認する資料として『文部省第四年報』第 2 冊がある。この『文部省第四年報』第 2 冊は全国小学校一覧である。それによれば貧人小学、仁恵小学の存在は私立学校において石川県に 7 校<sup>23</sup>、青森県に 1 校<sup>24</sup>が設置されていた。また公立で建てられた仁恵小学校においては秋田県に飽田仁恵小学校がある<sup>25</sup>。実はその他の地域にも仁恵小学、貧人小学は存在してい

<sup>17</sup> 文部省『文部省第四年報』第 1 冊 87 頁

<sup>18</sup> 文部省『文部省第六年報』「學事巡視功程」43 頁

<sup>19</sup> 文部省『青森県教育史』第 1 卷 448 頁

<sup>20</sup> 文部省『青森県教育史』第 1 卷 448 頁

<sup>21</sup> 文部省『文部省第四年報』第 1 冊 95 頁

<sup>22</sup> 第 2 章 第 3 節 「『学制』の内容の整理」参照

<sup>23</sup> 文部省『文部省第四年報』第 2 冊 1057～1059 頁（闡明仁恵小学校、柿木町仁恵小学校、竜峰仁恵小学校、川上新町小学校、長町仁恵小学校、野町仁恵小学校、自立仁恵小学校）

<sup>24</sup> 文部省『文部省第四年報』第 2 冊 1085 頁（仁恵学舎：於三戸）

<sup>25</sup> 文部省『文部省第四年報』第 2 冊 973 頁

本来、貧人、仁恵小学校は富裕者の寄付によってなりたっているので「私立」が妥当であるのであるが、地方によっては「公立」も存在することがこの資料から確認できる。

たと思われるが、校名に「貧人」や「仁恵」という名が入っていないため、全国にどの程度設置されていたのかという具体的な判断は出来なかった。

このように『文部省年報』や地方史料には、各府県の就学率の向上とその対策に苦心している報告が多数収録されており、全国で就学率を上げるために各地方の取り組みの様子がよく伺える。しかし残念ながらその成果はなかなかあがらない。ここで著者が注目するのが『秋田県史』の「縣民ノ向學心猶薄弱ニシテ<sup>26</sup>」や、『明治文化全集』の「學問上達せば、立ち所に身代を持ち崩し<sup>27</sup>」という一文である。つまり人民は「学制」の定める近代学校教育に対して、財政以前にその必要性について問いただしていることが伺える。換言すれば人が近代学校教育に対してその必要を感じられなかつたのである。これらが実際の就学率に現れており、この“必要を感じられなかつた”という部分が「学制」改革の要因につながっていくのである。

ところで、実際にこの督励厳重強化策においてその最前線に立っていたのが学区取締である。したがって次は学区取締に注目してみる。

## 第2節 学区取締からみる「学制」改革の要因

「学制」の第五章～第十章には、学区取締および学区における教育行政について規定されている。当時の教育行政のシステムを整理すると「学制」における教育行政機関は以下の3つである<sup>28</sup>。

- 1. 督学局
- 2. 地方官（府県知事）
- 3. 学区取締

---

しかし「公立」であった場合の費用の捻出方法について有力な資料を見つけることはできなかった。

ちなみに貧人小学、仁恵小学の先行研究者に戸田金一がいる。彼は『学制期における府県の貧困子女就学方策について』の中で、全国の貧人・仁恵小学を『文部省年報』の記述を中心として検証しており、そこから秋田県の特殊性を主張している。すなわち彼は、なぜ当時極めて稀な貧人小学・仁恵小学が、開化の遅れている秋田県において設置されたのかという事に対して「秋田県に派遣された開明官僚の小学設置事業意義＝未開大衆に文明開化が事例として見える（文明開化デモンストレーション）であったから」という仮説を立てている。（戸田金一 2006. 33）

<sup>26</sup> 本章 第1節「学率からみる『学制』改革の要因」参照（『秋田県史』第五冊「教育篇」161頁）

<sup>27</sup> 本章 第1節「学率からみる『学制』改革の要因」参照（『明治文化全集』第19巻「風俗篇」485～486頁）

<sup>28</sup> 文部省『学制百年史』記述編「教育行政組織」の項目より要約 129～130頁

1の督学局は文部省（政府）の所属であり「大学本部毎ニ督学局一所ヲ設ケ督学ヲ置キ付属官員数名之ニ充テ本省ノ意向ヲ奉シ地方官ト協議シ大区中ノ諸学校ヲ督シ及教則ノ得失生徒ノ進否等ヲ検査シ論議改正スルコトアルヘシ 但大事ハ決ヲ本省ニ取り小事ハ其時々之ヲ本省ニ開申スヘシ（第十五章）<sup>29</sup>」とされ、各大学区の大学本部に督学局を設置することになっている。そこには付属の官員がおり、大学区内の学校に関する事を地方官と協議して決めるように定められている。また大きな決めごとは文部省の主導で取り決め、小さな決めごとはその時に応じて、文部省に開申するよう規定してある。また「督学局ハ總テ地方官ト協議スヘシトイエトモ直ニ学区取締ヲ呼出シ本局ノ意向ヲ諭示スルコトアルヘシ（第十七章）<sup>30</sup>」とあり、文部省の意向は督学局を通じて直ちに学区取締に行き渡る仕組みになっている。

一方で学区取締は「地方官ニ於テ命スヘシ（第九章）<sup>31</sup>」と規定されている。したがって地方教育行政は督学局と地方官が協議して行うのであり、学区取締の任命も地方官の権限にある。この事について「学制」研究をしている井上久雄は「『学制』の画期的な所は一般行政と教育行政を分け、一般行政区画とは別の教育行政区画である学区を設置した所である」（井上 1962. 134）と「学制」を評価している。これは教育行政がそれまでの地方行政とは別の枠組みを持ち、それまでの地方行政から独立した存在であることを強く示したものである。しかし複数の自治体をまたいで設置された学区もあった為、実際の地方教育行政を行っていた地方行政の介入を困難にする側面も持っていた<sup>32</sup>。また「一般行政に於いては自治体の長である区戸長が地方官の任命を受けて行っていたのであるから、それらとの兼ね合いも考えなければならず、学区取締はその板ばさみにもなっていた。」（仲 1962. 513）。

学区取締の主な職務としては「一般人民（華士族農工商及婦女）ノ学ニ就クモノハ之ヲ学区取締ニ届クヘシ若シ子弟六歳以上ニ至リテ学ニ就カシメサルモノアラハ委シク其由ヲ学区取締ニ届ケシムヘシ（私塾家塾ニ入り及ヒ己ムヲ得サル事アリテ師ヲ其家ニ招キ稽古セシムルモ皆就学ト云フヘシ）<sup>33</sup>」や「学区取締ハ毎年二月区内人民子弟六歳以上ナルモノノ前年学ニ就モノ幾人学ニ就カサルモノ幾人ト第一号ノ式ノ如ク表ヲ作り之ヲ地方官ニ出し地方官之ヲ集メテ四月中に督学局ニ出スヘシ<sup>34</sup>」とあり、6歳になって就学できない者はその事由を学区取締に届け出なければならなかつたし、その担当学区における人民の就学

<sup>29</sup> 文部省『学制百年史』資料編 13 頁

<sup>30</sup> 文部省『学制百年史』資料編 13 頁

<sup>31</sup> 文部省『学制百年史』資料編 13 頁

<sup>32</sup> このことは、仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』「地方における教育行政組織の実態」、金子照基『明治前期教育行政史研究』「学区取締制度の定着過程」、千葉昌弘『明治期 地方教育史の比較研究』「明治前期の東北地方における教育実態の比較考察」に詳細に記されている。

<sup>33</sup> 文部省『学制百年史』資料編 13 頁

<sup>34</sup> 文部省『学制百年史』資料編 13 頁

の状況に関する統計を地方長官に報告しなければならないとある。また官立学校の他、私塾・家塾においても独自に定めた規則や生徒数の増減・進級の状況は学区取締に届け出なければならなかつたし、学区取締もまたこれを地方長官に報告しなければならない義務があつた。

では実際の学区取締の活動の様子はどのようなものであったのだろうか。その状況を伝えたものとして学区取締である中田忠太郎の報告書がある。彼は筑摩県参事高木惟矩に自分の受け持つている第 26 学区の小学区の様子について報告しておりそれが以下である。

#### 第二拾六学区学校景況書

- 一 生徒学業進歩ノ儀ハ各校ノ位置ニヨリ人智ノ遲鈍之アリテ各斉キヲ得ス目下該区中最進ノ学生ハ四級卒業ニシテ僅一校ニ數人ニ過ズ其他未タ五級へ昇進セザルモノ三校アリ之ヲ草創ノ際ニ徵スルニ反テ進歩之情態緩徐ナリ此学科ノ難アルニ依ルト雖トモ最モ教員ノ学力薄弱ニシテ学生ノ進歩ト同ク並行スルヲ得サルニ因ル速ニ教員陶成ノ方法ヲ施行アランヲ冀フ所ナリ
- 一 向学ノ民情ハ未タ全キヲ得ス事ニ頑愚ノ人民ニ至テハ学科ノ高尚ニ涉ルヲ忌嫌シ民間ニ実益ノ少キヲ唱ヘ概ネ小学教則ヲ半信半疑ノ間ニ置クモノアリ最一惡ムベキ徒ニシテ方今学事ノ旺盛ヲ極メザル多くハ此等ノ妄説ニ因ル卑職等職制上ヲ以テ夫々強諭ヲ加ヘ勉テ督責シテ速ニ御趣旨ノ貫通センコトヲ望ム所ニ之アリ蓋シ不就学生ノ多キ以所ニシテ学制御頒布依頼日尚浅ク方今教育ノ急務タル未タ其意ヲ得ザルナリ
- 一 学校維持ノ如キ近未来各地一般金貨不融通之際小民ノ生計上大困難ヲ生シ貧窶ニ逼ルヨリ資金蒐集方頗ル渋滞シ将来維持ノ方策ノ或ハ無為ニ属センヲ憂慮スルノ処本年養蚕ノ収納太ダ豊饒ニシテ加之生糸ノ価額モ亦騰貴スルヨリ漸貨源ノ社塞ヲ開キ少シク民間ノ流通ヲ得テ今ハ其憂ヲ見ザルニ至ル

(中略)

右之件々具状仕候也

明治九年 八月 廿六学区受持学区取締 中田 忠太郎<sup>35</sup>

この資料から中田忠太郎は第 1 に教員の学力不足を指摘している。彼の受け持つている学区では四級卒業が最高であり、「学制」施行当初に比べて進捗が停滞していること、その原因は教員の学力不足であること指摘し、教員養成の充実を訴えている。第 2 は人が「学制」の趣旨を理解せず、実益がないとして、学校を嫌う風習があることを指摘している。そして就学を奨励し「学制」の趣旨貫徹に努めているが、この仕事が困難であることを訴えている。第 3 はここ数年不況の為、学校維持が困難であることを訴えている。しかし本年は養蚕の収入が多くあり財源の見通しが立ったことに安心している。この学校景況書が提出されたのは、1876（明治 9）年のことであるから、「学制」施行後 3 年経つても、いまだ

<sup>35</sup> 「岐阜県庁飛騨文書」（仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』収録 544 頁）

人民にその趣旨が伝わらず、人民と政府との板挟みにあってはいる学区取締の苦労が伺われる。

実は、この学区取締の中田忠太郎は、2年前の1874（明治7）年11月24日に学区取締の辞職願を出している<sup>36</sup>。その辞職願には、学区取締を拝命して以来職務に勉励してきたけれども、学事の進歩が見られず誠に慷慨の至りである。このことは人民が頑愚で「学制」の趣旨が徹底しない為でもあるが、自分が若輩菲才でその任務に不適当な証拠であり、空しく職名を汚していることを悔い、心を痛めているという内容のものであった。しかし中田忠太郎は学区取締として2年後に上記の学校景況書を提出しているところから、辞職はせずにその職務を続けたと思われる。

他にも、同じ筑摩県の第30学区を受け持つ学区取締である三井直康は、以下のような報告をしている。

当三十学区ハ山間僻陬ニシテ各耕地等山渓ニ隔絶ス故ニ宿駅ニ各地ノ人民ハ從前習字讀書等スル者稀ナリ依テ兎角固陋不開化ノ者不少学校創立ノ際等ハ其難有御趣意ヲ不弁妄リニ苦情ヲ唱ル者有リ<sup>37</sup>

この資料から三井直康の受け持っている学区は、山間僻地であるため読み書きのできる者が稀であり文明開化が好まれていないこと、そして「学制」の趣意を理解するどころか、「妄リニ苦情ヲ唱ル者有リ」という状態であることが述べられている。

他にも学区取締のその職務の過酷さに加え、待遇の低さを陳情した記録があり、千葉県の第十九番中学区内学区取締の武本章三郎は学区取締の置かれている状況を改善しようと千葉県権令宛に以下の陳情書を出している。

其任タル中学区内或ハ郡中ノ学務ニ關スル事件ヲ一切担任シ土地人民ヲ率テ學ニ從事セシメ区長戸長ノ文技ニナキモ勉テ之ヲ勧誘ス豈亦難カラスヤ然リ其任ニ非スシテ其職ヲ汚ス於是乎職輕クシテ言信セラレス伏願ハ更ニ公選黜陟其ノ人ヲ得学区取締ト雖其職相当ノ等級ヲ下シ所謂中小学区ノ人民ヲシテ諭シ安ク又人民モ其人ニ從事セハ理融ケ情諧キ悦テ以テ其道ニ入ラシム<sup>38</sup>

これによれば、学区取締は中学区内あるいは郡内の学事について一切を担当し、その任が重く区長戸長などで教育に無関心な者も勧誘しなければならぬ、官等が与えられていないため学区取締が軽くみられなかなか信用されない、学区取締にちゃんとした身分を与えられれば、もっと人民も諭しやすくその職務も遂行しやすくなる、という内容である。

36 「岐阜県庁飛騨文書」（仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』収録552頁を要約）

37 「岐阜県庁飛騨文書」（仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』収録546頁）

38 千葉県教育会 編『千葉県教育史』第2巻 240頁

これらの資料から、「学制」施行から数年過ぎても人民の学校教育への理解は進まず、国策と人民との板挟みになりながらも、地道に活動を続けていく学区取締の状況や立場が読み取れる。ここから学区取締が苦悩した点として以下の3点が挙げられる。

まず1つ目として、地方において「学制」が人民に歓迎されていないことである。三井直康の報告によれば、彼の担当学区において山間僻地の住民にとって読み書きができるものはほんの少数であった。そして「学制」の定める近代学校教育は実益がないとして、「妾リニ苦情ヲ唱ル者有リ」という状態であった。

2つ目は、人民に「学制」の趣旨が浸透していないことである。これは1つの理由に関係しているのであるが、そもそも「学制」が歓迎されていないので、その趣旨も理解されていない。そしてそれは人民だけでなく、地方行政の長である区長戸長も含まれている。

3つ目は、地方教育行政においては人材的にも財政的にも厳しい状況にあるということである。第3章の第3節では、政府の予算が財政的に苦しい状態にあったことを明らかにした。第3章の第4節では、人民の経済状況も苦しかったことを明らかにした。これら三者の厳しい状況は、後々「学制」改革の要因を形づくっていく。

### 第3節 近代学校教育科目と人民の反応による「学制」改革の要因

「学制」は地方人民において理解を得られなかつたのであるが、その理由の一部として教科目があげられる。小学校の教科目にはそれまで寺子屋教育で行われていた、読・書・算の他、養生法、地学大意、博物学大意、化学大意等があった。田中栄一郎はこの事に関して「これらの科目は政府が定め、近代資本主義社会における、人民の必要知識としての役割を据えていた。それは当時の庶民の生活からはあきらかにかけ離れた教育であったことは否定できない。」(田中 1964. 70)と説明している。それが前章で述べた「百姓町人の子供には教育などは無用であるという事を高言する者すらあり<sup>39</sup>」という報告であらわされているし「學校ヲ惡ム毒藥ノ如ク或ハ生徒ノ就學ヲ拒ミ甚ハ火ヲ諸鬱ニ放ツモノアリ<sup>40</sup>」という報告に記されているのであろう。

以下は内田魯庵の「明治十年前後的小學校」に記されていた内田魯庵が小学生であった頃の記録である。

「小學校時代私が一番弱らせられた科目は簿記と經濟學であつた。其頃はマダ民間は勿論官廳でも洋式記帳を用ひなかつた。大藏省が外人を聘して簿記を練習せしめたのは夫か

<sup>39</sup> 京都府教育会 編『京都府教育史』上巻 423 頁

<sup>40</sup> 文部省『文部省第四年報』第1冊 81 頁

ら一二年後であったのを小學生に課したのだから教員からして實はアヤフヤであつた。私達は何の事だか解らず空々寂々に終つた。經濟學は牧山耕平という人の翻譯書を教科書として與へられアダム・スミスの針の譬喻咄など教へられて得意になってゐたが、大部分が殆ど不可解で、教員の説明からして頗るウロンであつた。唱歌も其頃はまったく教えられなかつた。ベビー・オルガンが教室へ備へられ、所謂カツチン節なる初期の唱歌が小學兒童に教へられたのは夫より七八年後である。書學は科目にあってもほとんど閑却されてゐた<sup>41</sup>。この資料から、それまで寺子屋で行われていなかつた科目はいづれも充実した実施がなされていなかつたと思われる。児童は当然の如く、教員も教える程理解していなかつたり、あるいはその科目は無視されてしまつたりという様子がよく伺える。上記の資料は東京市内の様子であるから、設備も人員も整っていない地方の小学校はこれよりもまた一段と際立つた様子であったのであろうか。

また 1875（明治 8）年に静岡県の松尾小学校に入学した塚本ハマは、当時の教育について以下のように残している。

「下等小學ではどんなことを教はつたかと申しますと、國語、算術、習字、唱歌などでした。假名からだんだん教へる國語讀本などもまだ影もない時代で、教室にはたゞ大きな掛圖が下げられてそれを頼りに學ぶのでした。どういふ文字を習つたかといひますと、フランスの本から譯したものらしく『神は天地の主宰にして人は萬物の靈なり』といふやうなことをいきなり一年生からやるのです。一枚の掛圖にさういふ文章が書いてあり、もう一枚の掛圖には『神、天地、人、萬物』などといふやうに漢字ばかり拾ひ出して書いてあるのでした。

それから算術は足し算引き算からやりましたが、初めは算用數字ではなく『一、二、三』の漢字を使って計算でも何でもやつてゐました。途中で濱松か静岡かどちらかから算用數字を知つてゐる人が來て教へてくれまして、それからやつと『1、2、3』を使ふやうになりました。數學ではもう一つ『形體線圖』といふものを習ひました。先生が黒板に直線や折線や曲線を書いて、その名稱を憶えさせるのでした。これはその時には勿論、今考えてみても何のために學んだのか一向に分かりません。黒板は初めからあります、これがお寺の本堂を學校らしく見せてゐた唯一の道具でありました、時々その黒板が眞白になつて白墨の字が見えなくなることがありました。すると先生は生徒に命じて墨をすらせ、それをベタベタ黒板に塗つて、乾かしてから使つたといふやうな、滑稽なことも屢々でした。

滑稽なことといへば唱歌の時間が一番滑稽でした。急拵らへの先生たちに、國語や數學はどういふことを教へたらよいか、その内容は略々見當が着いていたのですが、『唱歌』とは一體どういふことを教へたらいいのか一向に分りません。ある先生は歌を唱へるといふのだから、子供を並べて百人一首でも教へたらよかろう、といひ出しさうださうだとい

<sup>41</sup> 内田魯庵「明治十年前後の小學校」『明治大正の文化』収録 415～420 頁（『明治前期教育政策史の研究』収録 149 頁）

ふことに一決したものらしく、唱歌の時間にはお寺の後の山へ連れて行かれたものです。さうして吟歩でもする氣分で先生が、『秋の田の——』と唱へれば、生徒が一勢に『秋の田の——』と眞似する。『刈り穂の庵の——』『刈り穂の庵の——』といつて山の中を歩き廻りました。これを大眞面目にやつたのだから實に可笑しい。

上等學校で習つたものは漢文が主だったやうに思ひます、孝經などの一節を障子紙に寫したり、論語、孟子の素讀を受けたことを思ひ出します。國文は大して習ひませんでした。それは江戸から行つた武士の間に、漢學の素養のある者はあつても國學の方は修めた人がなく、從つて適讀當な先生が得られなかつたからであります。歴史といふ時間も別にありませんでしたが、國史略を読みましたから大抵の觀念は得られました。地理は全然なし、理科も繪も習ひませんでした。裁縫は家で母親から教はるもので、學校でわざわざそんな時間を設けるなどといふことは誰も思ひ着きませんでした。初めは體操もありませんでしたが、私共が上等小學へ進んだ頃、誰かゞどこかで聞き覚えて來て『一、二』『一、二』の號令で、手を伸ばしたり曲げたりする程度の簡単な體操が始まりました<sup>42</sup>。」

この資料に出てくる松尾小学校は明治9年の公立學校一覽表によると教員数15名（全員男子）、生徒数：男子232名、女子112名であつて<sup>43</sup>、地方小学校としては、生徒数が多い方である。さらに教員の数も静岡県において3番目に多い<sup>44</sup>。しかしこの規模の学校であつても、科目的実施は上記の通りであり、地理や理科に関する授業はないし唱歌などは教員間で打ち合わせをしてその教授内容を決めている。その他新しい教科についても児童よりも教員の方が右往左往している様子がよくうかがえる。さらに生徒の方も、なぜこの教科を学ぶのかよく分からないまま終わっている。

また以下は、1876（明治9）年に三河の鴨田村に寺を改修して開校した廣元小学校の記録である。

「學校と言つても、それは、今の大樹寺の山門をはいると左手の塀に沿つて東向の一棟の長屋がありました。先生は山僧で、習うものは何かと言えば、最初は『本朝三字經』だの『改正三字經』だのと言う漢文、やつと進んでは『單語篇』という本……まるつきり口伝えに一生懸命に記憶したものですから、その苦心といつたら大變でした。何の事はない、今の子どもが父親にお經を空覚えにつめこまれるようなものです。まず、氣をつけてつまづかないように教わつた通りペラペラ暗誦するに止まつたのです。（中略）大樹寺の山門をはいると一列縱隊にならばされて各自に本を持つて待つていると、山僧先生の命令一下、聲張りあげて『我日本は一に謂大和』などと読みながら、あたかも淨土宗の御施餓鬼のよ

<sup>42</sup> 塚本ハマ「女子教育黎明期」『婦人之友』第31卷 第7号 収録239～241頁（『明治前期教育政策史の研究』収録149頁）

<sup>43</sup> 文部省『文部省第四年報』第2冊 220頁

<sup>44</sup> この事に関して、土屋忠雄は「静岡県は江戸から移住した旧幕臣がこの多かったためである」と結論付けている（『明治前期の教育政策史の研究』151頁）。

うに敷石の端を回るのです。これは室外教授の方法ですが、室内では足の短い長さ三尺、巾一尺ばかりの粗末な机で、それには『筆止め』といつて兩端に筆のまわり落ちないような作り方のしてあるもので、今のお寺方の經機のようなものでした。今から考えてみると、この當時いかに読み書きにのみ重きを置かれたかが伺われるのです。用具としてはただ今のようなふろ敷や鞆はでなく、文庫と言つて木の箱でありました。その中には先に言った本だの紙だのを入れたものです。この文庫が幸か不幸か、いつもいつも懲罰の道具がありました。何かいたずらでもすると、まず、大目玉をいただいて後、しめている三尺をほどかれ、それで箱をくくつて背負わせられるのです<sup>45</sup>。」

『文部省年報』によると、この学校は無月謝であり、男子 130 名、女子 22 名が在籍していた<sup>46</sup>。この小学校では、教員は僧侶で、教室は寺の長屋である。そして「学制」の定める算術、養生法、地学大意、理学大意、などは取り扱われていない様子が見て取れる。

これら当時の学校の様子を記した資料を確認すれば、当時の小学校は、行われていない教科があったり、まったく意味不明な教科があったり、意味もなく暗記を繰り返す教科があったりと、「学制」の定める教科目がしっかりと実施されていない。

その他にも、地方学区を巡視した学事巡視官の九鬼隆一は文部省が定めた教則に対して「或ハ中等以上ノ産アリ其中等以上ノ地ニ住スル者ノ子弟ニ施スニ近シト雖此ヨリ以下ノ人民ニハ到底行フヘカラス<sup>47</sup>」と指摘していたが、まさしくその通りであった。さらに同年、同じく学事巡視官の西村茂樹は「方今普通教育ノ病ト稱スヘキ者四アリ其一ハ專ラ外面ノ修飾ヲ務メテ教育ノ本旨ヲ後ニスルニ在リ其二ハ教育ノ爲ニ人民ノ金ト時ト費スコト多キニ過クルニ在リ其三ハ小學ノ教則中迂遠ニシテ實用ニ切ナラサル者アリ、其四ハ一定ノ教則ヲ以テ之ヲ全國ニ施サントスルニ在リ<sup>48</sup>」と「学制」の外面向的形式主義、実施の為の人民への負担、教科目の非实用性、画一性の不適応について指摘しており、さらに「從來ノ寺子屋ニ比スレハ方今ノ學校ハ人民ノ費用十倍ノ多キニ及フヘシ（中略）頗ル多費トイフヘシ此多費ヲ出シテ學ヒタル所ノ學問トイフモノ左程日用ノ便利ヲ爲スコト能ハサルトキハ人民ニ取リテ實ニ難儀至極ナルコトト云フヘシ（中略）凡ソ貧家ノ子弟ノ就學ニ難キハ唯其費用ニ苦シムノミナラス子弟ヲシテ家事ノ助ケヲ爲スコト得サラシムルハ尤モ父母ノ苦ム所ナリ<sup>49</sup>」と新しい小学校とその教育が、人民の生活を助けているどころか、むしろ負担をかけていることを述べている。

文部省から派遣されて現地を視察した学事巡視官の九鬼や西村からも指摘されているように「学制」の教科目は確かに生活から離れた内容になっていた。そしてその内容につい

<sup>45</sup> 市川長四郎談『岡崎教育史要』所収 35 頁（『明治前期教育政策史の研究』収録 151 頁）

<sup>46</sup> 文部省『文部省第四年報』第 2 冊 201 頁

<sup>47</sup> 文部省『文科省第三年報』第 1 冊 56 頁

<sup>48</sup> 文部省『文科省第三年報』第 1 冊 44 頁

<sup>49</sup> 文部省『文科省第三年報』第 1 冊 44 頁

ても教える立場の教師の段階で理解しておらず唱歌などは省略されていた。そして子ども達も教師が言っていることとして、訳の分からぬまま鵜呑みにされていた。

つまり本節から述べられる「学制」改革の要因は、教師側も生徒も、「学制」の趣旨や内容を理解していなかったこと。趣旨も解らず授業が進められていたこと。そしてその理解できないもの（「学制」）が人民に多大な負担をかけていたということである。

#### 第4節 教員養成の状況と人民と教員の人間関係による「学制」改革の要因

当時、全国に師範学校の設置が進められていたが、師範学校の卒業生を教員として迎えられる小学校はほとんどなく、多くは無免許か師範学校卒業生から教授を受けた人間が教員として現場に立っていた。そのような状況であるから、正規の教員だけでなく様々な人間がかりだされた。

実際、小学校の教員免許は中学免状か師範学校免状のどちらかが条件である。そして 1873（明治 6）年の段階で全国の教員数は 25,351 人<sup>50</sup>となっている。しかし「学制」と同時に始められた中学校と師範学校を卒業した者が上記の教員数であるのは時間的にも物理的にも不可能である。したがって全体の教員数の内、正規の教員資格者はわずかであった<sup>51</sup>。

例えば青森県では「学制」施行当時、県内に正規の教育免許を持っている小学教員は誰もおらず、その事に関して県は 1874（明治 7）年 7 月 3 日「熟練之教員欠乏ニ候<sup>52</sup>」「何分学事進歩不致<sup>53</sup>」という稟申を文部省へ送っている。そして 7 月 24 日文部省からは「願之趣卒業ノ者出来次第可差遣事<sup>54</sup>」という回答が来ている。その後 9 月より宮城師範学校を卒業した菊地祐吾、翌 1875（明治 8）年 3 月には畠中太仲、9 月には土岐八郎が派遣されてきている。しかし彼らは自ら小学校の教授に赴くのではなく、専ら小学教員養成の任に当たったとされている<sup>55</sup>。

『青森県教育史』を例にすれば、県内で「学制」の定めた基準を満たした教員はほとんどいなかった。また本章第 2 節で取り上げた筑摩県の学区取締である中田忠太郎は「教員ノ学力薄弱ニシテ学生ノ進歩ト同ク並行スルヲ得サルニ因ル速ニ教員陶成ノ方法ヲ施行ア

<sup>50</sup> 文部省『学制百年史』記述編 194 頁

<sup>51</sup> 仲新 他『明治期 地方教育史の比較研究』第 6 章「明治初期教員養成機関の府県別比較による性格づけ」に詳細に記載。

<sup>52</sup> 青森県教育史編集委員会 編『青森県教育史 記述編』第 1 卷 455 頁

<sup>53</sup> 青森県教育史編集委員会 編『青森県教育史 記述編』第 1 卷 455 頁

<sup>54</sup> 青森県教育史編集委員会 編『青森県教育史 記述編』第 1 卷 455 頁

<sup>55</sup> 青森県教育史編集委員会 編『青森県教育史 記述編』第 1 卷 456 頁

しかしそれが問題になり、県では 9 年に教員免許のない者を「仮教員」と呼称することとした。『青森県教育史』記述編 第 1 卷 532 頁

「ランヲ冀フ所ナリ<sup>56</sup>」という学校景状書を筑摩県参事高木惟矩に提出して、学校充実の妨げとなっているのは教員の学力不足であることを指摘して教員養成の充実を求めていたし、小学校教員の巡回指導をした沖津醇も「残念ながら彼等（無免許教員）は、生徒への授業に拘束されて他校参観の機会もえられないまま、自らの教授法に満足し、その結果は人気を失い生徒の減少という学校衰微に連なっている<sup>57</sup>」と結論付けている。

さらにもう一つの問題は「学制」における小学校教員と人民との信頼関係である。つまり「小学校の開設と共にやってきた教員は、それまでの私塾や、寺子屋の師匠と子どもの親とが持っていた人間関係をまったく持っていないかった。」（土屋 1962. 155）。

すなわち、人民からすれば、新しい学校の先生は「先生」という肩書きはあるものの、自分たちからすれば、全く面識のない人物であったであろう。さらに中央から派遣されてやってきた督学関係者も同様であった。

つまり本節から述べられる「学制」改革の要因は、人民と教員の信頼関係が充分に確立されていなかったことである。近代学校教育を伝えるために中央（政府）からやってきた督学関係者と教員であるが、彼らがどれ程重要な人物であるかという理解は人民にはなかったのである。

## 第5節 人民の学校教育への不満からの考察

これらを踏まえれば「学制」における小学校は子弟教育機関として、村々の中に安定し得る条件をあまりに欠いていた。そして「学制」に対する反対者は農民を中心とした勤労階層だけではなく、近世における指導層・知識階級であった士族たちからもあった。

例えば『文部省第三年報』の「学区巡視功程」には以下の様に記録されている。  
「羽後國ハ民心頑固ニシテ活潑銳敏ノ氣象ナク依然トシテ蒙昧ノ陋俗ヲ脱却セサルモノアリ（中略）士族ニ至テハ大抵結髪佩刀ノ舊風ヲ墨守シ彼ノ朱氏及本居ノ學派今尚其糟粕ヲ存シ噴々小學ヲ避難シ尋常小學校ハ輒モスレハ家塾ノ爲ニ壓倒セラレントスルノ勢アリ蓋シ和漢變則學ノ如キハ生徒方向ヲ誤ル可キカ故ニ斷然令ヲ下シテ其開業ヲ禁シタレトモ士族等又爲ニ喋々不服ヲ訴或ハ隱然塾ヲ張テ小學ノ普及ヲ妨碍スルモノアリ土崎學校巡視ノ際生徒寡ナクシテ空房多キヲ訝カリ之ヲ傍人ニ問ヒシニ密ニ家塾ヲ開クモノアリテ該校ノ生徒翕然之ニ應シ爲ニ其減却ヲ生セリト云ヘリ<sup>58</sup>」

上記の記録によれば、士族が家塾を設立して小学校の普及を妨害している。士族は新しい学校教育を拒否し、自ら近世的教養の伝統を守って別に塾を開いたようである。こうい

<sup>56</sup> 「岐阜県庁飛驒文書」（仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』収録 544 頁）

<sup>57</sup> 青森県教育史編集委員会 編『青森県教育史』第1巻 491 頁

<sup>58</sup> 文部省『文部省第三年報』100 頁

った例は他にもあり、例えば『山口県教育史 下巻』には「多年の習慣として父兄は其の方（家塾）を便利とし小學校の設置を不要の事と思う頑固なものもあった。（中略）學校費の多きを嫌ふて寺子屋の簡易なることを好むものもあつた<sup>59</sup>」という記録がある。

第2章で明らかにした様に、「ナショナリズムの要因」と「時間的制約の要因」を持って始められた近代学校教育制度とその学校は、近代社会の拠点として近世封建社会の風俗・習慣に外部から侵入した形であるが、受け手である人民はその土地の知識層を中心に近世の封建教育機関を設けてこれに対抗した形となった。

教育政策だけに限らず、政府の近代資本主義社会建設の為の新政策全般に対する人民の不満や不理解はやがて全国的な規模となり、それは明治初年において各地に暴動、騒擾事件として吹き出てくる。地租改正に対する反対、徵兵令に対する不安など、人民の怒りの矛先は小学校にも向けられ、学校は襲撃、打ち壊しの対象となった。

1868（明治5）年8月に「学制」が公布され、各地に小学校が設けられるようになってきた1869（明治6）年から、数年間のうちに暴徒によって焼かれたり、破壊されたりした学校は全国において非常に多かった。例えば、1869（明治6）年3月、敦賀県大野郡下に発生した真宗徒の暴動は、キリスト教排撃、真宗説法再興とともに、学校において蟹行文字（洋式文）を排することを要求した<sup>60</sup>。

その年の5月末に北条県（現在：岡山県下）で起こった暴動では、徵兵令、穢多非人の呼称廃止、地券の入費、学校資金等に反対、数万人の者がこれに参加している<sup>61</sup>。『文部省第一年報』には「本縣ハ學制頒布以來第四大學區中ニ在テ教化進歩ノ名アリト雖モ六年人民ノ騒擾ニ遭ヒ管下四十六校ノ小學大抵破毀焚燒シ其後未タ再興ニ至ラス（中略）、小學ハ破壞ニ罹ルヲ以テ教授ヲ施スニ由ナシ<sup>62</sup>」と記載しており46校の学校がその被害にあったと記録されている。

また6月19日には鳥取県会見郡では一万人の農民が蜂起して騒擾となった。農民達の提出した嘆願書には、外国人通行の禁止、徵兵令、太陽暦の廃止とともに「小學校御廢止別私塾勝手被仰付候事」という一条が入っていたし<sup>63</sup>、27日、名東県（現在の徳島県および兵庫県淡路島）下の豊田、三野、多度、那河、鵜足、香川七郡に起こった暴動は、処刑者二万人に達したが、その原因は、徵兵令や学校に対する反感等であった<sup>64</sup>。

---

<sup>59</sup> 山口県教育会 編『山口県教育史』下巻 109頁

<sup>60</sup> 土屋喬雄・小野道雄 共著『明治初年農民騒擾録』244頁

<sup>61</sup> 土屋喬雄・小野道雄 共著『明治初年農民騒擾録』342頁

<sup>62</sup> 文部省『文部省第一年報』83頁

<sup>63</sup> 土屋喬雄・小野道雄 共著『明治初年農民騒擾録』467頁

<sup>64</sup> 土屋喬雄・小野道雄 共著『明治初年農民騒擾録』475頁

また 1876(明治 9) 年 12 月、三重県飯南郡下に起った暴動は「即夜南北數郡に波及し、所在田圃の藁塚に火を放ちしかば、猛火炎々として天を焦がしつつ役所（郡役所、もしくは町村役場と思われる）を焼き、學校を毀ち官公吏の家に亂入し、或は殺傷を加へんずる形勢なりき<sup>65</sup>」とあり、それに対して『文部省第四年報』には「本縣ニハ津ト山田トノ二ヶ所ニ師範學校アリシカ昨年十二月管下ノ農民暴動ヲ起シ山田ノ師範學校ヲ焼ク是ヨリ師範學校は津一校一ヶ所トナレリ<sup>66</sup>」とある。

この暴動は異常な早さをもって波及し、広範囲にわたって小学校が焼かれ、役人もその被害にあった。そして師範学校が焼かれたことも記録されている。その後この暴動は岐阜、愛知、堺の三県にも波及していきそこでもまた学校を焼いたようである。

この様に学校が人民不満の際、打ちこわしの対象とされている状況に対して『学制百年史』では「当時の教育が民情に沿わない一面を示したもの<sup>67</sup>」と説明している。

つまり、どんなに理想的な政策や制度を実施したところで、それを実際に実行する人民側にその理解や容量が無ければ、それは形式的となってしまうか、もしくは実施されないかのどちらかである。それらに対する打開策を批判的に示唆したのは、文部省の人間として学区内巡視を行った九鬼隆一や西村茂樹の報告書であった。

## 本章のまとめ

「学制」は、国家政策として押し進められてきたものであったが「学制序文」からわかるように、それは影を潜め表向きは人民の為という建前で施行された。また「時間的制約の要因」もありその施行は性急であったため、その準備もままならならずに漸次主義をとっていた。対して必死にそれに合わせようと務めた地方教育行政において、数字の上で「学制」は見事な達成の感がある。しかし内実をみれば政府の目指している近代教育・近代学校とは程遠いものであった。そしてなにより問題となっていたのが就学率である。「各般ノ情状アリテ就學シ易カラサルノ徒<sup>68</sup>」という一文からも理解できるように文部省もその状態を認めていた。そして就学率が低いということは、学校へ通っていない児童が多いという状態を意味しその点について貧困問題があげられる。この事に関して政府はその対応策として貧人小学や授業料の免除を行っていた。しかし就学率は上がらなかった。ではなぜ親たちは子どもを学校へ通わせず、子ども達も学校へ通わなかつたのであろうか。

<sup>65</sup> 土屋喬雄・小野道雄 共著『明治初年農民騒擾録』282～305 頁および「明治初年大正三重縣教育小史」56 頁

<sup>66</sup> 文部省『文部省第四年報』第 1 冊 35 頁

<sup>67</sup> 文部省『学制百年史』記述編 146 頁

<sup>68</sup> 文部省『文部省第三年報』第 1 冊 1 頁

ここから本章では「学制」改革の要因が2つ挙げられる。

1つ目は、学校教育の必要性の理解が人民側になかったことである。政府の命令で始められた近代学校教育であるが、それがどれほど重要なものであるのか人民にその理解はなかった。そして教師側もそれを説明できる程の知識や技術を持っていなかった。そしてその学校が突然に（当時貴重な労働力であった）児童の就学と授業料を強要してきて、さらに従わない場合の罰則規定まで定められても、人民は一向にその必要性を感じられず、逆に政府に対して強権的に感じてしまったのであろう。すなわち「人民の学校教育に対する不理解の要因」である。

2つ目は近代学校教育を教えるために新しく派遣されてきた教師と人民との間に信頼関係がなかったことである。近代学校教育普及のために中央から派遣されてきた督学関係者と教師であるが、人民からしてみれば彼らがどのような人達であったのか理解はしていなかった。そして教師側も「学制」の趣旨と、「学制」の定める教科目を教えられる程の力量に達していなかった。すなわち「人民と教師の人間関係の要因」である。

つまり政府の命令であるからと従ってはみたものの、人民自身にとってすれば近代学校教育そのものに必要性を感じていなかった。しかし政府は強権的に児童の就学を催促する。これが結果的に「学制」が形だけを整える制度となってしまった。そして近代学校教育の普及を目指す政府はこういった現状を前に制度の改革を迫られるのである。

## 引用文献

- 井上久雄『学制の制定とその実施』広島大学 1962 年  
『学制論考』風間書房 1991 年
- 内田魯庵「明治十年前後的小學校」『明治大正の文化』博文館 1927 年
- 江森一郎『「勉強」時代の幕開け—子どもと教師の近世史—』平凡社 1990 年
- 大槻健『学校と民衆の歴史』新日本出版社 1980 年
- 大岡成美『寺子屋に関する教育文化学的研究—その教育理念の淵源とその歴史的展開—』  
講談社 2003 年
- 神津善三郎『近代日本における義務教育の就学に関する研究—長野県における学齢期勤労児童の場合—』慶應義塾大学 1976 年
- 金子照基『明治前期教育行政史研究』風間書房 1967 年
- 唐沢富太郎『日本教育史—近代以前—』誠文堂新光社 1968 年
- 田中栄一郎『ナショナリズムと教育』東洋館出版社 1964 年
- 土屋喬雄・小野道雄 共著『明治初年農民騒擾録』勁草書房 1968 年
- 土屋忠雄『明治前期 教育政策史の研究』講談社 1962 年
- 戸田金一『学制期における府県の貧困子女就学方策について』聖園短期大学紀要 2006 年
- 仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』講談社 1962 年
- 仲新 他『教育学叢書 第 6 卷 学校制度』第一法規出版 1967 年
- 仲新 他『明治期 地方教育史の比較研究』地方教育史研究会 1978 年
- 吉野作造 編『明治文化全集 第 10 卷 教育篇』日本評論社 1928 年
- 吉野作造 編『明治文化全集 第 19 卷 風俗篇』日本評論社 1928 年
- 青森県教育史編集委員会 編『青森県教育史』第 1 卷 青森県教育委員会 1972 年
- 秋田県 編『秋田県史』秋田県 1915 年
- 岩手県立教育研究所 編『岩手県教育史資料』第 2 集 岩手県学用品 1956 年
- 岡崎市教育史編集委員会 編市川長四郎談『岡崎教育史要』岡崎市教育委員会 1958 年
- 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第 1 卷 教育資料調査会 1964 年
- 京都府教育会 編『京都府教育史』上巻 京都府教育委員会 1940 年
- 千葉県教育会 編『千葉県教育史』第 2 卷 千葉県教育会 1936 年
- 文部省『文部省第三年報』文部省 1876 年
- 文部省『文部省第四年報』文部省 1877 年
- 文部省『文部省第六年報』文部省 1879 年
- 文部省『学制百年史 記述編』文部省 1972 年
- 文部省『学制百年史 資料編』文部省 1972 年
- 桃山学院大学国際文化学会 編『国際文化論集』No39 桃山学院大学総合研究所 2009 年

国民教育奨励会 編『教育五十年史』民友社 1912年

山口県教育会 編『山口県教育史』下巻 山口県教育会 1925年

## 第5章 「学制」改革の要因からみる「教育令」の制定過程

第4章では「学制」が人民からの強い反発を受けていたことを取り上げた。そして人民が「学制」を受け入れられなかった理由について、人民がその必要性を感じられなかつたことや、新しい教師との信頼関係をもつていなかつたことなどを挙げた。結果的に不就学や人民蜂起の際の打ち壊しの対象としての学校という事態を招き政府に対応を迫る。明治期の人は参政権をもつていなくとも、そういう意味で政治参加者であった。

第4章では人民側に焦点をあてて「人民の学校教育への不理解」と「人民と教師の人間関係」という要因を明らかにしたが、本章ではそれらの要因が政府側にどのような影響力を及ぼし、次の学校教育制度である「教育令」へ動いていく過程を政府側の資料を中心に明らかにする。なぜなら制度を改革できるのは政府だけだからである。

### 第1節 学事巡視官の報告と「学制」改革案

第4章で「学制」に対する人民からの「学制」改革の要因を取り上げたが、「学制」を改革する動きは文部省内部からも発生する。それらはまず地方学区の巡視を行った巡視官の資料から読み取れる。各『文部省年報』には各地の学事巡視の報告が載せられているが、特に「学制」が施行されて2年目と3年目には各地域で大規模な巡視が行われた。『第四年報』と『第五年報』には特に多くの報告が載せられている。その際の主な巡視官は九鬼隆一、西村茂樹、中島永元、神田孝平、辻新次、野村素介などであり、最初に彼らの報告書から「学制」改革の要因を明らかにする。

彼らの報告にはさまざま記されているが、「学制」改革の要因の手がかりとなるものとして、以下のようなものがある。

例えば中島永元の報告には「地方人民ノ貧富ハ教育施設上ニ無限ノ勢力ヲ有スルモノニシテ學校ノ盛衰ヨリ就學ノ多少ニ至ルマテートシテ之ニ因由セサルナシ<sup>1</sup>」とあり、地方教育行政実施の困難について経済的理由を示唆している。

また神田孝平の「畢竟從前縣官ノ誘導ニ由テ成立スル者ニシテ異日衰替ノ患ナキコトヲ保ツコト能ハス<sup>2</sup>」という報告や、九鬼の「此學事ノ進歩現然タリト雖憾ラクハ多ク官ノ誘導扶持ニ由テ成立モノニシテ人民爲ノ精神ヨリ出タルモノ甚少シ故ニ地方着手ノ趣向ニ因リテ現場頗顧ルヘキモノアリト雖其實或ハ未タ眞確ナラス異日頓退ノ患ナキコト

<sup>1</sup> 文部省『文部省第五年報』「第七大學區内秋田縣第六大學區内山形縣巡視功程」28頁

<sup>2</sup> 文部省『文部省第五年報』「第六大學區新潟長野兩縣巡視錄」12頁

能ハサルモノアリ<sup>3</sup>」という報告から、「学制」が国の政策によって成り立ってはいるものの、人民の精神より出たものではないから、地方教育行政はそれぞれに対応していると述べている。

他にも教科目について「常ニ文雅史歴政治論等ノ高尚華麗ナル學問ヲ先トシテ身體ノ攝生産業ノ經營衣食住ニ關係セル有用ノ學問ヲ後ニシ」(九鬼<sup>4</sup>) や「專ラ智能教育ニ傾斜シテ德義身體ノ二教育ハ之ヲ惜テ顧サルモノハ如シ」(中島<sup>5</sup>) と記してあり、実生活には役に立たない高尚な学問を優先して、実際の産業や経営、衣食住に関わる学問は後回しになっていることを述べ、「学制」が実用性のない知識教育となっていることを指摘している。

しかし一方で「今試ニ各部ノ景状ヲ概言スルニ從前兵庫縣所轄ノ部分ハ學事ハ專ラ民爲ニ成立スヘキヲ主旨トシテ可成丈官ヨリ着手セサルモノニ似タリ故ニ各區各様ノ異状ニシテ教授ノ方法ヨリ學校維持ノ書策ニ至ルマテ整備ニ趣キタルモノアル概尠ク教員モ教授法ニ慣レサルモノ多シ」(九鬼<sup>6</sup>) や「教員ノ選擇ヲ人民ニ任カシテヨリ以來動モスレハ良教員ヲ謝シテ（給料貴キ故）未熟ノ教員（給料上ニ反ス）ヲ雇フノ弊アリ」(西村<sup>7</sup>) と、人民に任せてしまっては、自分たちの都合の良いように実行してしまい、それらが弊害となってしまうことも訴えている。

しかしお九鬼は「吏員ニ至リテハ實際ノ況味ニ疎遠ナルカ故ニ<sup>8</sup>」と、学校教育行政の権限は学校教育に携わっている者が行うべきことと「何レモ學務官吏威權過重ニシテ學校教員ノ威權過輕ナル<sup>9</sup>」と、学校教員の権限を強くすることを主張している。そして「自今以後各地方ニ教則授業ノ方法ヲ斟酌折衷スル等ノ權ハコレヲ第五課吏員ノ手ニ委セシテ教員ニ屬スルニアリ<sup>10</sup>」と学校教育権限を地方教育行政・学校現場職員へ持たせることを示唆している。そして最終的には「今ノ普通教育ハ全國人民ノ現状ニ於テ能ク其程度ニ適セルカ然ラサルカ又實際上ニ於テ能ク幾分ノ利益ヲ與ヘタルヤ否ヤ顧ミテ此ノ点ニ至レハ殆ント明言スルコト能ハサルノ感ヲ生セリ<sup>11</sup>」と「学制」の存在そのものに疑問を呈した。

これらは、実際に現地へ赴いて学校の様子を見てきた者たちの報告であり、何より「学制」を施行した文部省が派遣した者たちの報告である。

<sup>3</sup> 文部省『文部省第四年報』「第三大學區（高知縣ハ除之）府縣學事概況』50 頁

<sup>4</sup> 文部省『文部省第四年報』「第三大學區（高知縣ハ除之）府縣學事概況』55 頁

<sup>5</sup> 文部省『文部省第五年報』「第七大學區內秋田縣第六大學區內山形縣巡視功程』29~30 頁

<sup>6</sup> 文部省『文部省第四年報』「第三大學區（高知縣ハ除之）府縣學事概況』52 頁

<sup>7</sup> 文部省『文部省第四年報』「第二大學區巡視功程』32 頁

<sup>8</sup> 文部省『文部省第四年報』「第三大學區（高知縣ハ除之）府縣學事概況』60 頁

<sup>9</sup> 文部省『文部省第四年報』「第二大學區巡視功程』43 頁

<sup>10</sup> 文部省『文部省第四年報』「第三大學區（高知縣ハ除之）府縣學事概況』60 頁

<sup>11</sup> 文部省『文部省第四年報』「第三大學區（高知縣ハ除之）府縣學事概況』55 頁

また、各巡視官はそれぞれが「学制」の改革案を提案している。以下はその内容である。

### 九鬼隆一案

「獨下等貧民ノ子弟ノミナラス上等人民ノ子弟モ亦其學フヘキ所ノ普通教育ハ八年間ヲ減シテ六年間トナサンコトヲ要ス而シテ滿六年ヨリ十四年ニ至ルマテノ間各自其便宜ノ時ヲ以テ就學セシムヘシ故ニ文部省ニ於テハ前條ヲ斟酌折衷シテ下等人民ニ適當スヘキ簡單ナル一教則ヲ制定シコレヲ四百八十日間ニ填充シ又完備ナル小學ノ教則上下二等ノ科ヲ合セテ六年間ニ改訂シテ邦内ニ指點開誘ノ具トナサンコトヲ要スヘキナリ<sup>12</sup>」

### 西村茂樹案

「修業時間ハ民業繁簡ノ度ニ應シ半日間ニテモ可ナリトシ又十歳以上ニテ家事ノ助ケニ要用ナル童子ハ米國等ノ法ニ倣ヒ一箇年二十二週ノ修業ヲ以テ足レリトナサハ民心悅服シテ學ニ就ク者益々多カルヘシ<sup>13</sup>」

### 中島永元素案

「漁者農夫等ノ子女ニ至リテハ業務ノ時間學校ノ課業ヲ欠クモノ多ケレハ其業務ノ間隙ニ於テ爲シ得ヘキ課程ヲ定メ或ハ其學修時間ヲ減シテ日課ヲ半日ニスルカ又ハ學期ヲ短縮スルカ或ハ雪時ニ限リテ課業ヲ開キ若クハ夜學ヲ設クル等ノ簡便ナル教則ヲ設ケ（中略）教則ノ取捨其宜ヲ得教員受業法ニ熟練セハ現今施行スル所ノ小學科目ノ如キハ之ヲ三四年間ニ縮メテ學習セシムルモ甚難キニアラサルヘシ<sup>14</sup>」

これらを見れば、3人はいずれもその就學期間の短縮化、就学過程の簡略化をもって、現実社会との妥協点を示している。

また、これら「学制」改革を促す動きは、学事巡視官だけでなく別のところにも表れている。例えば『教育雑誌』第57号には東京日日新聞の記事が抄録されており、その記事が以下である。

「地方官ハ各地聊カ緩急アリト雖大概自己ノ權ヲ以テ學事ヲ處分シ或ハ急行ヲ以テ主義トシ教則校則ハ自己ノ一定シタルモノヲ以テ管内一般ニ之ヲ遵奉セシメ學資徵集ノ方法モ亦然リ<sup>15</sup>」

この資料から、地方官が担当学区において自己の権限で学事の処分や学費の徴収等を行い、さらに教則校則もある程度の裁量で施行している様子が伺われる。

<sup>12</sup> 文部省『文部省第四年報』「第三大學區（高知縣ハ除之）府縣學事概況」59頁

<sup>13</sup> 文部省『文部省第五年報』「第二大學區巡視功程」44～45頁

<sup>14</sup> 文部省『文部省第五年報』「第七大學區內秋田縣第六大學區內山形縣巡視功程」22頁

<sup>15</sup> 文部省『教育雑誌』第57号 21頁（『明治前期教育政策史の研究』収録 195頁）

また、以下のような記事も載せられている。

「顧ミテ實際ノ如何ヲ吟味スレバ漁人樵夫ノ子女モ都人商賣ノ子女モ所謂ル一定ノ教則ニ從ヒ羅馬數字伊太利文字ヨリ海外ノ地理歴史筆算等ヲ教ヲ受ケ其日用品實業ニ益アルハ甚ダ稀レナリ<sup>16</sup>」

この資料には、漁師の子どもも商人の子どもも同じことを習うが、それが實際の生活や仕事に利益があることは稀であるという内容が記されている。

その他、以下のような記事も載せられている。

「夫レ我邦ノ小學教則ナルモノハ府縣ニ於テ之ヲ制定シ多クハ長次官及ビ學務吏員ノ見込ニ出ツルモノニシテ敢テ人民ノ意見ヲ問ハス皆一同規ニ依ラシム故ニ管下東西地ヲ殊ニシ南北俗ヲ異ニスルニ至テハ不便ヲ生スル少シトセス今ヤ地方教育ノ人ニ乏カラズ（我邦ノ現況ヲ以テ云フ）著書日ニ盛ナリ然レバ則小學教則ノ如キ其科目ハ一般ノ制ニ從ヒ用書及び教授法ハ地方適切ノモノヲ人民ニ於テ撰定シ後チ府縣廳ノ裁制ヲ仰カハ所謂不便ノ弊ナク教育法ノ適切ヲ得ン歟以テ四方教育家ニ質ス<sup>17</sup>」

この資料からは、「学制」の目指した中央集権的な学校教育制度ではなく、教則や教科目、教科書などは各地方教育行政や地方自治に任せた、地方ごとの適切な学校教育制度の必要性を述べている。

以上 3 つ当時の新聞記事を抜粋したが、ここにきて公然と「学制」批判が挙げられるようになってきた。そしてこれらの記事が文部省発行の『教育雑誌』に掲載されているところを見れば、文部省内でも、これらの状況を認識している者がいるということである。

「学制」が改革されることは必然的であったと第3章で述べたが、この時点で「学制」改革はゆるぎないものになっていた。「学制」は公教育制度樹立の高い目標と意義をもちらながら、その施行過程において、すでに形骸化し、政府の目指すべきものからも、実際の社会からも大きく掛け離れたものとなっていた。この様子を井上久雄は「『学制』における独立的な教育行政方式は、実施にあたって一般行政に密着し、むしろ一般行政にしだいに抱合されつつあった。」と説明している（井上 1991. 268）。

---

<sup>16</sup> 文部省『教育雑誌』第 57 号 23 頁（『明治前期教育政策史の研究』収録 195 頁）

<sup>17</sup> 文部省『教育雑誌』第 71 号 44 頁（『明治前期教育政策史の研究』収録 197 頁）

## 第2節 田中不二麻呂<sup>18</sup>と「教育令」

前節で取り上げた学事巡視官は文部省から派遣された者たちである。現地調査をしてきた彼らからそのような「学制」改革案が出るのであるから、「学制」の改革はやはり必然的なものであったと言えよう。そして「学制」は1879（明治12）年に「教育令」に改正される。本節は「教育令」制定過程を整理する。そして「教育令」を語るうえで外せないのが田中不二麻呂である。

初代文部卿の大木喬任は「学制」頒布後、1年もしないうちに参議に移動し、二代目文部卿木戸孝允は内務卿との兼務であり同年には宮内省に移動した。この事から土屋忠雄の研究によれば「文部卿が不在であったり、在任しても短期間であったので、明治十二年（1879年）ころまでの文教行政は、事実上は田中不二麿の支配するところであった。」（土屋 1962. 273）としているし、また土屋は、『松菊木戸公伝』下巻の「文部省の事務之を滞留せんことを憂ひ、博文に書を送りて姑文部少輔田中不二麿を専任せしめ<sup>19</sup>」という記録から、木戸孝允自身も田中不二麿に省務を専任させることを考えていたと説明している<sup>20</sup>。

ところで田中不二麻呂は1871（明治4）年に文部大丞に任せられ、岩倉全権大使一行に理事官として加わり、アメリカをはじめとして欧米諸国を視察し、1873（明治6）年に帰国している。「田中の文部省関係の資料は田中が文部大輔の職を解かれた時、田中自身がすべて燃やしてしまった。」（水野 1997. 61）そうであるが残存した資料もある。その中に『理事功程』があり、この『理事功程』は田中が欧米で学んできた学校教育制度をまとめたものである。したがって本節では『理事功程』より「教育令」制定の背景を明らかにする。

例えばアメリカ合衆国については以下の様に記されている。

「合衆國體ハ人民ノ意ニ從テ政ヲナス者ナレハ務テ國民ノ知識ヲ開導シテ高尚ニ赴カシムルヲ以テ益其國體ヲ堅クスルノ基ト云フニ外ナラス蓋シ學法ヲ設ルノ意タル嚴ヲ以テ迫ランヨリハ寧ロ寛ニシテ各自ヲ奮起セシムル如カスト故ニ<sup>マサチューセツツ</sup>麻沙朱色一州ヲ除ケハ歐羅巴各國ノ如ク父母タル者ヲシテ必其子女ヲ學校ニ出スヘク督促スル嚴法ヲ用ヒスト雖モ人々亦不學ニシテ人ノ下ニ居ルヲ恥敢テ自ラ怠ラス是乃チ合衆國一種ノ習俗ニシテ實ニ民心ヲ以テ學法トスル者ナリ試ミニ見ヨ如何ナル下賤ノ民ト雖モ筆讀算ヲ能クセザル者其數甚タ稀ナルヲ<sup>21</sup>」

18 「田中不二麻呂」には「不二麻呂」と「不二麿」の2種類の表記が存在する。本研究では「不二麻呂」を使用し、「不二麿」は引用文献の表記がそうであった場合のみ表記する。

19 木戸公伝記編纂所 編『松菊木戸公伝』下巻 1715頁

20 土屋忠雄『明治前期 教育政策史の研究』165頁

21 田中不二麻呂『理事功程』「合衆國教育略記」1~2頁。また続けて「<sup>マサチューセツツ</sup>麻沙朱色ニ於テハ七歳ヨリ十六歳マテ童兒アリテ若シ學校ニ出サハレハ其父母ヨリ二十弗ヲ越エサル罰金ヲ收メシムルコト千八百六十三年以來ノ法ナリ」とマサチューセツツ州に於いては、20ドルを越えない罰金が定められている。

上記の記録は、アメリカ合衆国はマサチューセッツ州を除けば「學校ニ出スヘク督促スル嚴法ヲ用ヒスト雖モ」という一文のごとく、厳しい就学の督促や学法を用意しなくとも、人民の方から不学でいることを恥じて自ら進んで就学する、これは合衆国の慣習であり、結果的に合衆国では身分の低い者でも読み書き算が出来ない者の数は稀であることを示している。

またイギリスについては以下の様に記録されている。

「千八百三十九年始テ教育部ヲ置ケリト雖モ此官局ハ國中ノ學務總管シ又ハ私學校ヲ差配スルノ權ナク唯學校造營教官給料等ノ爲ニ若干ノ官金ヲ諸學校ニ配當スルコトニノミ權アリ（中略）英國ノ學法ハ國民教育規則ヲ以テ全ク一二ノ吏ト獨自ノ人民ニ委託シテ議事院ハ只英吉利宗徒ト英吉利宗ニ服セサル宗徒トノ嫌疑ヲ受ケンコトヲ恐レテ更ニ關係セス手ヲ束テ傍観スル者ナリ<sup>22</sup>」

この記録によれば、政府は必要最小限の事しか教育に携わらず、その理由がイギリスの宗教とその宗徒との関係が悪化することを恐れてのことであった。ここから教育に対する議会や組織との関係が見える。したがって田中不二麻呂は英国教育について、報告書を見た限りで「進歩ヲ証スルニ足ル<sup>23</sup>」と言いつつ「英國ノ教育ハ甚タ完備セサルト云フヘシ就中父母タル者其子ノ教育ニ懈惰セシヨリ入校セサル者ノ量數益衆多ニ及フ<sup>24</sup>」と書き記している。

またフランスについては以下の様に記録されている。

「元來、佛國の制度たる、頗る組織的にして秩序整齊文書の間に其全面を窺知すべきこと、之を掌に指すが如く、他各國の特殊なる歴史沿革を有して、容易に其姿體を補足すべからざると大いに其趣を異にせり、故に法律なり、軍制なり、總べて泰西の新規模に據らんとするに當りては、速やかに其要領を得易きの便ありしならん<sup>25</sup>。」

フランスの制度は理路整然としていて、実にわかりやすく取り入れやすいという田中不二麻呂の記録である。この事に関して土屋忠雄は「フランスの制度は秩序整然としていて、文書を見ただけでもその全容が理解しやすく、他の国が歴史や伝統による錯雜した制度となっているのに比して、受け入れやすかった為、明治政府の『学制』はこれに則ったのであろう。」（土屋 1962. 277）<sup>26</sup>と推測している。

また「学制」は田中不二麻呂が欧米視察中に制定されたものであり、田中自身はその制定に関わっていない。この事に関しても土屋は「田中が諸調査を終えて帰国した後において

---

<sup>22</sup> 田中不二麻呂『理事功程』「英國學事沿革」122 頁

<sup>23</sup> 田中不二麻呂『理事功程』「英國學事沿革」127 頁

<sup>24</sup> 田中不二麻呂『理事功程』「英國學事沿革」127 頁

<sup>25</sup> 大隈重信『開国五十年史』上巻 709 頁

<sup>26</sup> 文部省 編『文部時報』「田中不二麿と教育令」273 頁

て、『学制』起草が行われたならば、随分違った形をとったものであろう<sup>27</sup>」（土屋 1962. 273）と推測している。

その他、ドイツについては以下の様に記録されている。

「孝國に在りては、村落の児童も皆字を知り、書を読み、能く建國歴史の要領を解し、特に忠愛の情に富み、その用意の周到なる、隣國の地理、言語に通ぜり。宜なる哉一旦和議破るゝ日、百萬の貔貅立地に銃を執り、劍を提げ、直進奮闘し、破竹の勢に乘じて無人の地に横行するが如きものあること。故に其勝敗の數に至つては、固より銃剣を相接するを待つて後に知らざるなり、即ち其威名を八紘に振ひ、功業を千古に潰すもの、洵に偶然にあらずと謂ふべし。之を要するに、國運消長の係る所は、一に國民教育の結果に外ならず<sup>28</sup>。」

この記録によればドイツの教育は、地方の児童までしっかりと識字しており、自国の歴史も理解している、それだけでなく、愛国心も良く育っている、また隣国の地理や歴史も理解しており、こういったことが結果的に忠誠心ある国民を育て、富国強兵につながるとしている。

さらにドイツでの強制法について高く評価しており「強制法ノ如キハ獨乙國中ニ於ケル初等學校ノ規則中最モ至良ナル者ト云フヘシ<sup>29</sup>」と書き残している。

しかしそれと反対の評価をしているのがオランダで、オランダに関しては以下の様に記録されている。

「和蘭國ニ於テハ小童ヲシテ必學ニ從事セシムベキ強制法ヲ設ケサルガ故ニ貧窶ノ小童小利ヲ見テ早ク使役ニ就キ無知無識ニ生長スル者少カラス<sup>30</sup>」

以上、アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・オランダとそれぞれの国の教育制度を視察した田中不二麻呂の記録をあげた。水野節夫によれば田中不二麻呂の目指していた教育制度はドイツであった（水野 1997. 62）。また森川輝紀も「田中が、その点でのモデルとして着目したのはプロシャであったといえる。」（森川 1986. 49）と説明しているし、土屋忠雄も「普仏戦争でフランスが惨敗し、ドイツが圧勝した根因は教育の相違にあるという見解のもとにドイツの制度こそは、もって範とすべきものと心底において信じていた。」（土屋 1962. 274）と田中不二麻呂の心情を推察している。

これらを踏まえ田中不二麻呂の目指していた学校教育制度の理想はドイツであったことはまず間違いないであろう。ところが国内の実情をみれば、さらなる就学の強制、さらな

<sup>27</sup> 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』180 頁

<sup>28</sup> 大隈重信『開国五十年史』上巻 747~748 頁

<sup>29</sup> 田中不二麻呂『理事功程』「獨乙國ノ一」「強促法」550 頁

<sup>30</sup> 田中不二麻呂『理事功程』「和蘭教育國略則 一千八百七十二年」727~728 頁

る学校設置の督促や地方官の査察等は「学制」施行時以上の教育行政遂行の大きな障壁となることを文部省は十分に予測していたと思われる。というのも一向に上がらぬ就学率の状況や、地方学事巡視官から提出された「学事巡視報告書」、各地方から出される陳情書等には、「学制」の定めた教則や就学規則に対する苦言が述べられており、それらは文部省発行の『文部省年報』にまとめて収録されているからである<sup>31</sup>。

土屋忠雄は、実際に文教行政を取り仕切る田中不二麻呂の置かれていた立場を考察して「行き詰った『学制』を改革する方向を田中自身はドイツの制度を第一等のものと思いながらも、当時の日本の現実の政策担当者の立場から、強制教育によらず、民度に即応した体制を求めてアメリカの制度にその範を見定めようとしていった。」（土屋 1962. 275）と結論付けている。この土屋の結論を踏まえれば田中不二麻呂は新しい学校教育制度は「民心ヲ以テ學法トスル<sup>32</sup>」「學校ニ出スヘク督促スル嚴法ヲ用ヒスト雖モ<sup>33</sup>」というアメリカ的学校教育制度を探らざるを得なかつたと判断できる。

### 第3節 「教育令」の制定過程から考察する「学制」改革の要因

1878（明治 11）年 1 月に帰国した田中不二麻呂はさっそく新教育制度の着手にとりかかる。そして以下のように記録を残している。

「學制頒布以後教育行政の事務逐次緒に就かんとする際、各地方の學事も漸く勃興し來り、同時に學制の條款も世論の進度に應じ、往々加除訂正を要すること少なからず、故に隨時單行の布令を以て之を彌縫し來りしが、文化の上進するや、諸般の事亦從つて推移せざるを得ず、因つて實際の經驗に徵し、遂に學制の喚起するに至れり。十年文部省に委員を設け、翌十一年五月に及んで、改正法案たるべき日本教育令を草し、同月十四日を以て之を上奏<sup>34</sup>」

この記録から田中不二麻呂が「学制」改革の必要性を説いていることが伺える。各地方の実情や、文化の程度、諸事情をふまえ、そのために文部省に委員会を設置して「日本教育令」を起草した。

その後、文部省は 1878（明治 11）年 5 月 14 日に以下のような上奏文とともに「日本教育令」案を太政官に稟議している。

「學制頒布以茲ニ五閱年教育ノ途漸ク闢ケ奎象ヲ社會ニ現シシハ固ヨリ氣運ノ然ラシムル所ト雖モ畢竟其功ヲ學制ノ力ニ歸セルコトヲ得ス顧フニ世ノ開明ニ赴クヤ百般ノ事徒ニ株守ヲ用ヒズ措置時ニ隨フハ施政上闕ク可ラサルノ繁務タリ今學制ノ條款ニ就キ反覆審査シ

<sup>31</sup> 本章 第1節「学事巡視官の報告と『学制』改革案」参照

<sup>32</sup> 田中不二麻呂『理事功程』「合衆國教育略記」1~2 頁

<sup>33</sup> 田中不二麻呂『理事功程』「合衆國教育略記」1~2 頁

<sup>34</sup> 大隈重信『教育瑣談』大隈重信撰「開国五十年史」上巻所収。同書 713 頁

テ之ヲ目下ノ情況ニ照シ之ヲ將來ノ進度ニ測レバ往往加除訂正ヲ要スヘキモノアリ於是乎臣等ノ嘗テ實驗セシ所ヲ參シ更ニ教育方法ノ要領七十八項ヲ提出シ且名稱ノ妥當ナランコトヲ欲シ改メテ日本教育令ト題ス因リテ草案一冊ヲ上奏シ謹テ進止ヲ取ル<sup>35</sup>」

この資料にもそれまでの「学制」をしっかりと目下の状況に照らし合わせて加除訂正を要すると記してある。ここで提出された「日本教育令」であるが、この上奏文によればその要綱は全部で七十八項と記されている。しかし実際に公布された「教育令」は四十七条までしかない。明らかに文部省が提出したものと、公布された「教育令」の要綱の数にはズレがある。ではその辺の事情はどうなっていたのであろうか。

「日本教育令」は太政官に稟議されたものであったが、太政大臣三条実美はこれを参議伊藤博文に一任している。伊藤博文は当時法制局長官でもあったから、この三条実美の手順は当然であった。『伊藤博文傳』によれば「公は詳細にその内容を検討したるに、當時の實状に適應せざる條項多かりしかば、これを修正するよりも寧ろ別案を立つるに如かず」と、別案を起草して元老院に廻付したという記録が残っている。つまり文部省から提出された「日本教育令」はこの段階で伊藤博文の手によって修正を加えられたと判断できる<sup>36</sup>。では伊藤の「當時の實状」とはどのような実状であったのだろうか。それらを探究した研究を整理する。

例えば、水野節夫によれば伊藤の「當時の實状」とは、「當時の國民の貧困、他方では西南戦争による多大な戦費からくる國の財政の行き詰まりなど、この難局を乗り切るには國民に妥協せざるを得ない状況であった。」(水野 1997. 79)、また「学校の管理・運営に関する多くの費用を國民に委ね、それと引き換えに、さまざまな権限を國民に与えたのであった。」(水野 1997. 79)。

同様に土屋忠雄の伊藤の「當時の實状」とは、西南戦争をその大きな理由として挙げ、「西南戦争というものが起こったとしても、それに堪えられる余裕のある國家財政や民情であったならば、学制改革も、この時に急速に具体化する要も、直轄学校を大幅に廃止する措置もなかった筈である。」と述べている(土屋 1962. 220~221)。

一方で、森川輝紀の伊藤の「當時の實状」とは、理念上・行政上の対立を回避するための事情であったと判断している。つまり「當時の自由民権運動の高まりの中で、伊藤が殖産興業政策の手段として教育政策を位置づける必要と見通しが必要であった為、民権派に妥協する形で教育制度の『自由化』が求められていた。」(森川 1986. 57)。「(伊藤は) 理念上、行政上の対立点、抗争点になりうる可能性をもつ条文を削除し、それを避けること

<sup>35</sup> 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第2巻 139頁

<sup>36</sup> 春畠公追頌会 編『伊藤博文傳』中巻 146~147頁

<sup>37</sup> 「日本教育令」が中等学校以上の学校について規定を簡略化していることは「学制」施行以来の基本方針が、とにかく小学校の整備にあって中等学校以上については、未だ全般的に整備、振興し得る段階にまでは至り得ていなかつたとされている(土屋 1962. 230)。

に一つの政治判断を下したといえる。自由民権運動と侍補の天皇親政運動の両翼の中で、  
(中略) 民権派には譲歩することになった」(森川 1986. 57)

以上の様に述べ、森川は田中不二麻呂の教育行政においての必要性から「自由化」を目指したのに対して、伊藤は教育行政以外のさまざまな社会情勢（自由民権運動や、政府内権力闘争など）の必要性から教育行政の「自由化」を目指したと推測している。したがって、伊藤の「自由化」は政治的理由によるもので、その後、政府の中で自由民権運動と対をなして盛り上がってくる侍補の天皇親政運動との兼ね合いによって、「日本教育令」は修正されたということである<sup>38</sup>。

同様に、駒林邦男の「伊藤の『當時の實状』」とは「教育大旨、教育議、教育議附議をめぐって展開された伊藤と二等侍補元田永孚との論争、さらにその論争に底流する内閣対侍補との対立緊張」(駒林 1963. 70) であり、結果的に伊藤の新教育政策に対して、「仁義忠義」をその教育目的の中核に入れたい元田が、対抗措置としてさまざまな論争を巻き起こした経緯を明らかにしている。

これらをみれば、「伊藤の『當時の實状』」とはいずれも政治的論争であり、この頃は社会変動が大きく、自由民権運動や、天皇親政運動、西南戦争など、不安定な社会情勢下で、「学制」改革の実行は迫られていた。

では田中不二麻呂が上奏した「日本教育令」はどのように「教育令」と改められてしまったのであろうか。次は田中不二麻呂の草案した「日本教育令」と実際に政府から公布された「教育令」との比較を試みる。

#### 第4節 「日本教育令」と「教育令」の比較

本節では、文部省（田中不二麻呂）が上奏した「日本教育令」と、それを「當時の實状に適應せざる條項多かりしかば<sup>39</sup>」という理由から政府（伊藤博文）が訂正した「教育令」の比較を行う。

「日本教育令」では七十八項の規則が記載されていたのに対して、修正された「教育令」は全四十七条となっている。ではどのように省略されたのであろうか。以下はその主なものである。

---

<sup>38</sup> 森川輝紀『田中不二麿と教育令』57頁を要約

<sup>39</sup> 春畠公追頌会編『伊藤博文傳』中巻 146～147頁

## 「日本教育令」

|   |
|---|
| 第六章 文部卿ハ學校ノ教旨國安ニ害アリト認ルトキハ之ヲ廢止セシムルノ權アルヘシ             |
| 第四十二章 私立學校ヲ設置セント欲スル者ハ地方官ノ認可ヲ經ヘシ                     |
| 第四十三章 私立學校ヲ廢止セントスル者ハ地方官ニ開申スヘシ                       |
| 第五十五章 品行不正ナル者ハ教員タルコトヲ得ス                             |
| 第五十六章 生徒ヲシテ道徳ノ性・ヲ涵養シ愛國ノ主義ヲ銘記セシムルハ特ニ教員ノ注意<br>スヘキ者トナス |
| 第六十四章 教育ノ進歩ヲ謀ランカ爲ニ議會ヲ開クコトヲ得ヘシ                       |
| 第六十五章 教育議會ハ教育國會教育府縣會等ナリ <sup>40</sup>               |
| 『明治以降 教育制度發達史 第2卷』「日本教育令案」の項目より抜粋（143～149頁）         |

これらは、結局削除されてしまった章なのであるが、これらの章のなかには、文部卿の判断で学校を廃止する権利や（第六章）、私立学校設置の際の地方官の認可など（第四十二章）、行政側や中央政府の権限が認められている。その他教員の心得や（第五十五、五十六章）、教育の発展のための教育国会と教育府県会を作る予定もある（第六十四、六十五章）。

そして「日本教育令」のなかで、「教育令」に残った章および、改正された章には以下のようなものがある。

## 「教育令」

|  |
|--|
| 第二十一条 私立學校ヲ設置或ハ廃止スル者ハ府知事県令ニ開申スヘシ   |
| 第三十八条 公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業証書ヲ得タルモノトス<br>但師範学校ノ卒業証書ヲ得スト雖モ教員ニ相応セル学力ヲ有スルモノハ教員<br>タルモ妨ケナシ |
| 『学制百年史 資料編』「教育令」の項目より抜粋（29～31頁）  |

2つの学制を比較すれば、「日本教育令」第四十二章、四十三章において私立学校を設置するためには地方官の認可が必要であったものが、「教育令」では地方官の権限が削られ、申請だけでよくなっている（第二十一条）。

また「日本教育令」第五十五章、五十六章では教員の心得が示されていたが、「教育令」ではそれは無くなり、教員免許を持っていなくても教員に相応する学力を有すれば教員になれる事を示している（第三十八条）。しかし何をもって教員に相応する学力なのか、誰がそれを判定するのかについては示されていない。さらに「教員」は「公立小学校教員」と示されており、私立学校はこの規定の枠外であることを意味している。

<sup>40</sup> この時点で「教育国会」と「教育府県会」の設置案があったのであるが、その具体的な権限、任務等についてはわからない。

ここから「教育令」は、「学制」が定めた規制の緩和と政府の権限が地方へ分散している様子が伺える。しかしこの時点で見逃してはいけないのは、「学制」改革を迫られた田中不二麻呂が、その妥協点として示したのが「日本教育令」であったのに対し、政府の示した妥協点が「教育令」であり、「教育令」は「日本教育令」よりもさらに政府の権限を削除したものであったという点である。

このように簡略化され、数々の修正をうけた「日本教育令」は「教育令」と改められて、1879（明治12）年9月29日に公布となる。

## 第5節 「学制」と「教育令」の比較

「学制」は改革され、新しく「教育令」が施行された。本節では「学制」と「教育令」を比較し、「学制」がどのような要因を受けて、どのような点が変更されたのかその解説をめざす。第4章で取り上げたように「学制」改革の要因は「人民の学校教育に対する不理解の要因」や「人民と教師の人間関係の要因」であるが、表立って「学制」で問題となっていたのは、第3章で取り上げた「校舎の設置」、「小学教員資格」、「就学規定」である。まずそれらは如何ように改革されたのであろうか。

### 1. 「校舎の設置」問題について

「教育令」第九条には学区制について規定がなされており、この第九条は「各地方ニ於テハ毎町村或ハ數町村連合ヲシテ公立学校ヲ設置スヘシ但町村人民ノ公益タルヘキ私立学校アルトキハ別ニ公立学校ヲ設置セサルモ妨ケナシ<sup>41</sup>」とある。つまり「学制」がそれまで、特別の教育行政区画を定めていたのに対して、「教育令」では「毎町村或ハ數町村連合ヲシテ公立学校ヲ設置スヘシ」とあるように、その単位は通常の行政区画の中に教育行政の区画が組み込まれている。そして「学制」第六章で定められていた「1学区に1校設置する<sup>42</sup>」という目標は無くなり、場合によってはいくつかの町村で1校を設置してもよくなった。他にも私立学校がある場合は、公立学校を設置しなくとも妨げなしとも示されている。したがって必ずしも学校を設置しなければいけないという規定ではなくなった。

### 2. 「小学教員資格」問題について

「教育令」の第三十八条には教員の資格が規定されている。この第三十八条は「公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業証書ヲ得タルモノトス但師範学校ノ卒業証書ヲ得スト雖モ教員ニ相応セル学力ヲ有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ<sup>43</sup>」という規定が記されており、公立小

<sup>41</sup> 文部省『学制百年史』資料編 31頁

<sup>42</sup> 文部省『学制百年史』資料編 12頁

<sup>43</sup> 文部省『学制百年史』資料編 32頁

学校の教員は師範学校の卒業証書を持っている者でなければいけないという規定である。しかしその後に師範学校の卒業証書を持っていなくとも、教員に相応する学力を有する者は教員たるも妨げなしと定められている。では教員に相応する学力とは何なのか。誰が教員に相応する学力を認定するのか。「教育令」ではその点については明記されていない。そして「学制」においては「小学教員」と定められていたのに、「教育令」においては「公立小学校教員」と書き換えられている。

### 3. 「就学規定」問題について

「教育令」第十六条には小学校の就学規定が記されている。この第十六条は「公立小学校ニ於テハ八箇年ヲ以テ学期トナス土地ノ便宜ニ因リテハ此学期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシト雖モ四箇年ヨリ短クスヘカラス此四箇年ハ毎年授業スルコト必四箇月以上タルヘシ<sup>44</sup>」とあり、「教育令」では「学制」第二十七章と同じように6~13歳までの8年間をもって小学校としている(第十三条)。しかし通常8年間であってもその土地に状況に応じてこの就学期間を短縮することも認められている。但し最低でも4年間は在学。そして1年間で4ヵ月以上の習業が規定されている。つまり「教育令」において4ヵ月×4年=16ヵ月以上をもって普通教育を受けたこととしている。

その他、第十七条には「学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クル途アルモノハ就学ト做スヘシ<sup>45</sup>」とあり、これは学校へ通わなくても、他に普通教育を受ける手段のある者は、それを持って就学とみなされた。また第十八条は「学校ヲ設置スルノ資力乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ児童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ<sup>46</sup>」とあり、学校を設置する余裕のない地方は、教員が巡回して、児童に教える方法をとってもよいとした。

### 4. 「学制」から「教育令」への変化

「学制」から「教育令」への変化は、その規制の緩和という側面が非常に強い。この事に関して教育学者の佐藤秀夫は「当時の社会状況と民衆の要望とに妥協し得る最低のレベルに、いったん教育水準を引き下げたうえで、将来における公教育の確実な基盤建設を志向したものとみなすことができる。」(佐藤 2000. 26)と「教育令」を評価している。しかしこの時点では、封建社会の否定、近代社会の構築を学校教育が担うという「学制」の当初の目的<sup>47</sup>からすれば、この「教育令」はその理念を大きく歪曲したものとなっている。

その様子は1880(明治13)年『文部省第八年報』の「和歌山県年報」にも記録されており、以下の様になっている。

<sup>44</sup> 文部省『学制百年史』資料編 30頁

<sup>45</sup> 文部省『学制百年史』資料編 30頁

<sup>46</sup> 文部省『学制百年史』資料編 30頁

<sup>47</sup> 第2章 第1節「近代化政策の原因と理由」参照

「教育令頒布ノ後人民誤謬ノ見解ヲ下スモノ多ク爲ニ公立學校ハ俄ニ衰態シ、習字讀書ノ一二科ヲ占ムル不完全ノ私立學校續々開設シ多年施設ノ學政殆ント壞亂スルニ至ラントス<sup>48</sup>」とあり、また同年の「茨城県年報」にも

「大ニ公立學校ノ衰兆ヲ來シ加之名ヲ學校ニ假リ實ヲ餽口ニ取ル所謂村學師匠ナル者此際ニ乘シ所在ニ起リ其影響亦尠少ナラス益學校ノ衰頽ヲ現ハセリ<sup>49</sup>」とあり、公立学校が衰退して、規則の緩和された私立学校が増えてきている様子を伝えている。

この事は、教育学者の曾我雅比兒も示唆していて、「教育令」施行後は「公立学校の廃止や、旧寺子屋敷風の私立小学校への転換等が相次ぎ、全国的に学校衰退の傾向が急速に広まっていた」（曾我 2008. 71）と説明している。

「学制」施行時、政府があれだけ子ども達を学校に通わせることに力をそいでいたのに<sup>50</sup>、「教育令」の第十七条には「学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クル途アルモノハ就学ト做スヘシ<sup>51</sup>」、第十八条には「学校ヲ設置スルノ資力乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ児童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ<sup>52</sup>」とあり、「教育令」では逆に学校に来なくて良いことを記している。

この事に関して、土屋忠雄は「とにもかくにも普通教育を受けさせる、受け易くするというのが、教育令における就学規定緩和の意とするところであった。」（土屋 1962. 265）と結論付けている。

結果的に「教育令」は「学制」の理念を大幅にそぎ落とした近代学校教育制度となった。

## 本章のまとめ

本章から述べられることは 2 つある。

1 つ目は、「学制」は施行後、文部省が派遣した学事巡視官からも批判があがっていたということである。「学制」は人民の生活実情を伴わず逆に人民を苦しめる学校教育制度として、九鬼隆一、西村茂樹、中島永元、神田孝平、辻新次、野村素介などからも批判された。彼らは実際に学区内を巡視して「人民の学校教育に対する不理解の要因」と「人民と教師の人間関係の要因」を肌で感取ったのである。その様子は「学事巡視報告」に詳細に記されている<sup>53</sup>。さらに彼らからは「学制」改革案まで提出されている。つまり「学制」は文部省内部の者からもその改革が提案されていた。

<sup>48</sup> 文部省『文部省第八年報』350 頁

<sup>49</sup> 文部省『文部省第八年報』142～143 頁

<sup>50</sup> 第 4 章 第 1 節「就学率からみる『学制』改革の要因」参照

<sup>51</sup> 文部省『学制百年史』資料編 30 頁

<sup>52</sup> 文部省『学制百年史』資料編 30 頁

<sup>53</sup> 本章 第 1 節「学事巡視官の報告と『学制』改革案」参照

2つ目は、政府がその理想として目指した学校教育制度はドイツ式学校教育制度であったが、結果的にアメリカ式学校教育制度の色合いが強い「教育令」に修正されたということである。

土屋忠雄、森川輝紀らの研究からも分かるように、新学校制度制定に実質的に携わった田中不二麻呂と、政府が目指す学校教育制度はドイツ式の学校教育制度であった。しかし田中不二麻呂は「学制」の強権性が原因で、人民の「学制」に対する反発、形骸化を懸念しており、これ以上の強制教育はさらなる事態の混乱を招くと判断した。結果的に次の学校教育制度（「教育令」）は、「民心ヲ以テ學法トスル<sup>54</sup>」「學校ニ出スヘク督促スル嚴法ヲ用ヒスト雖モ<sup>55</sup>」というアメリカ的学校教育制度に傾かざるを得なかった。

「学制」は近代国家建設の為に始められた政府の政策であり、それは「ナショナリズムの要因」に始まる。しかし「学制」施行後は「人民の学校教育へ不理解の要因」、「人民と教師の人間関係の要因」によって、「学制」は形式的なものとなってしまった。したがって「教育令」は、「学制」の改良というよりも、学校設置基準・教育資格基準・就学基準において大幅に簡略化や緩和に重点を置いた学制改革となった。

これは現実に対する制度の妥協と捉えられる。つまり「学制」が如何に政府の強い目的と理想をもって始められたものであっても、人民の実情を踏まえなければ実現不可能なのである。これが序章で「教育制度はその社会生活とその伝統、その社会の教育観を離れて成立し存続することはできず、実質的には教育法規の体系ではなく、社会的伝統・歴史的基盤の上に成立している」と述べた所以である。

---

<sup>54</sup> 田中不二麻呂『理事功程』「合衆國教育略記」1~2頁

<sup>55</sup> 田中不二麻呂『理事功程』「合衆國教育略記」1~2頁

## 引用文献

- 井上久雄『学制論考』風間書房 1963年
- 内田 紘『明治期学制改革の研究』中央公論事業出版 1968年
- 江木千之翁經歷談刊行会『江木千之翁經歷談』江木千之翁經歷談刊行會 1933年
- 大隈重信『開国五十年史』大隈重信撰 副島八十六編 開国五十年史發行所 1907年
- 大隈重信『教育瑣談』大隈重信撰 原書房 1970年
- 金子照基『明治前期教育行政史研究』風間書房 1967年
- 熊谷一乗『学制改革の社会学 一学校をどうするかー』東信堂 1984年
- 駒林邦男『教育令（明治12年）についても一考察』北海道学芸大学紀要 1953年
- 佐藤秀夫 編『教育の歴史』放送大学振興会 2000年
- 曾我雅比児『明治前期における義務教育制度成立過程の考察』岡山理科大学紀要 2008年
- 白石崇人『明治32年・帝国教育会学制調査部「国民学校」案』中国四国教育学会  
教育学研究紀要 第53巻46~51頁 2007年
- 田中不二麻呂『理事功程 再版』文部省 1977年
- 土屋忠雄『明治前期 教育政策史の研究』講談社 1962年
- 前野喜代治『明治期の初等教育の研究 一特に青森県を中心としてー』成文堂 1966年
- 仲新 他『教育学叢書 第6巻 学校制度』第一法規出版株式会社 1967年
- 仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』講談社 1962年
- 中島太郎『近代教育制度史』岩波書店 1966年
- 水野節夫『田中不二麻呂と「教育令」制定』中央大学紀要 1997年
- 森川輝紀『田中不二麻呂と教育令』埼玉大学教養学部紀要 1986年
- 青森県教育史編集委員会『青森県教育史』記述編 第2巻 青森県教育委員会 1970年
- 茨城県史編纂近代史第一部会編『茨城県史料近代政治社会編II』茨城県 1976年
- 木戸公伝記編纂所 編『松菊木戸公伝』下巻 明治書院 1927年
- 教育史編纂会 編『明治以降 教育制度発達史』第2巻 教育資料調査会 1964年
- 春畠公追頌会 編『伊藤博文伝』中巻 原書房 1940年
- 文部省『教育雑誌』文部省 1876年
- 文部省『日本帝国文部省第八年報』文部省 1880年
- 文部省『学制百年史 資料編』 帝国地方行政学会 1972年
- 文部省『教育雑誌』復刻版 文部省 1981年
- 文部省 編『文部時報』文部省 1962年

## 終 章 「学制」改革の要因

本研究は「学制」の制定とその改革の要因に関するものを、歴史資料を中心に取り上げてきた。本研究がその解明をめざしているものは、改革（社会変動）にはいかなる要因が作用するのかという点と、それらがどのように社会に影響を与えるのかという点である。そして、そこからのキーは社会にどのような社会的諸力が存在するのかという点と、どのような社会的条件のもとにあるかという点である。

最初にこれまで明らかにしてきた「学制」改革の要因を整理する。

### 第1節 「学制」改革の要因の分類

本研究では「学制」の改革を促した要因を以下の4つに分類した。

- ① ナショナリズムの要因
- ② 時間的制約の要因
- ③ 人民の学校教育に対する不理解の要因
- ④ 人民と教師の人間関係の要因

#### ① ナショナリズムの要因

政府が施行しようとした「学制」は、わが国の国際化によってもたらされたナショナリズムが要因であり、それは自発的なものではなく、わが国の状況と諸外国の影響によるものであった。

つまり「学制」制定の起源は、自らがその必要性を感じて制定したものではなく、外部からの影響（=諸外国の影響）によるもので、特徴としては徐々に段階を踏んでいく過程ではなく、ある日の急激な変化である。したがって国内の状況や人民の生活水準・経済体制を踏まえる検討などされず、ただひたすらにその目的達成（近代学校教育制度設立）の為に「ナショナリズムの要因」は作用した。結果的に制定された制度（「学制」）は、人民の生活水準・経済体制を踏まえていないものとなった。

## ② 時間的制約の要因

「ナショナリズムの要因」を起源にもつ「学制」はその制定に「性急に」という条件が付加された。ところが序章で述べた通り、教育には安定性・継続性・固定性が必要不可欠である。急激な改革はそれが如何に理想的で先進的であっても改革（社会変化）の受け入れを困難にする。

なぜなら制度は行うのも受けるのも人間であり、そこには感情や思想が伴う。そして積み上げてきたものをいきなり変えるという事はそこには必ず不安と不安定さを伴うのである。その不安と不安定さが改革の実施を困難にする。

そして「時間的制約の要因」は、「性急に」という理由から「ナショナリズムの要因」と同様に「学制」制定を促進する。それは「学制」制定にあたって人民の調査を行わなかつたことであったり、制度的・財政的不備のままで「学制」施行を実現させたことである。しかしこちらも「ナショナリズムの要因」と同様、目標達成（「学制」制定）後はその影響力を弱め、人民の生活水準・経済体制を踏まえなかつたことや、制度的・財政的不備が表面化し、今度は「学制」改革を促す要因となった。

## ③ 人民の学校教育に対する不理解の要因

学校教育に対する要望は、政府側においては「近代国家に必要な人材の供給」から発生し、人民側においては「自分たちの“生活水準”及び“経済体制”に即した人材の供給」から発生する。「近代国家に必要な人材の供給」は「学制」そのものが物語っているように、近代資本主義社会と富国強兵という国策を実現するための人材である。対して人民側の教育要求は自分たちの“生活水準”と“経済体制”に即したものである。つまり「学制」の求める人材と、人民が求める人材は一致していない。つまり人民自身がそこまで「学制」の必要性を感じていなかつた。したがつて政府の指示により強制的に始められた「学制」は、結果的に形式的なものに終わつた。

## ④ 人民と教師の人間関係の要因

近代学校教育を教えるために新しく派遣されてきた教師は地域人民との人間関係を持っていなかつた。近代学校教育普及のために（中央）政府から派遣されてきた督学関係者と教師であるが、それまでの寺子屋の師匠とは異なり、地域人民からしてみれば、彼らがどのような人達であったのか理解はしていなかつた。そして教師自身も「学制」の定める教科目を教授できるレベルには達しておらず、子どもたちも訳の分からぬままそれを鵜呑みにさせられていた。

政府の命令であるからと従つてはみたものの、人民自身にとってすれば近代学校教育とその教師が、どれほど重要なものであるのかの理解はなかつた。

これら、③の「人民の学校教育に対する不理解の要因」と、④の「人民と教師の人間関係の要因」は、学区内の巡視を行い人民の状況を、政府に訴え「学制」改革を具申した九鬼隆一、西村茂樹、中島永元、神田孝平、辻新次、野村素介の「学事巡視報告」や、それらを踏まえた田中不二麻呂の政策に影響を与えていた。このように（この時代の）政府がいかに強力な権力をもっていようと、他の社会的諸力を踏まえずに物事を進めるのは不可能なのである。

実はその後、わが国の資本主義体制が確立してくると、児童の就学率は著しく上昇する。例えば岩井龍也 他『産業と教育』「産業社会の発達と教育」には、1875（明治8）年～1963（昭和38）年の「経済発展指数（国民総生産、国民所得、農業人口比率から算出）」と「教育発展指数（初等・中等・高等学校在籍者数と高等学校専攻分野別構成比、教員数、科学者数、技術者数、医師数、国民所得中の公教育費の比率から算出）」の比較から、産業の発達と教育の関係について詳細に調べている<sup>1</sup>。

また唐沢富太郎の『近代日本教育史』「資本主義の発展と教育」も、交通網の発達により農村が都会化したこと、農作物が商品化したこと、農民が電力や機械を扱うようになったことを例にあげ学校教育の発達と関連付けて論じている<sup>2</sup>。

これは真に人民が（確立してきた資本主義社会の中で）学校教育を必要と認識してきた所以であろう。

## 第2節 社会的諸力の相互関係と社会的条件

「改革」とは、その時にどのような社会的諸力が存在し、それがどのように作用し合うのかということが重要となる。「学制」制定期においてその主導となったのは政府であった。なぜならこの時代の人民に参政権はなく非支配層という側面でしか政治参加が許されない存在であったからである。しかし如何に人民に参政権がなくとも非支配層という側面で政府に影響力を持つ存在なのである。

「学制」は諸外国の近代学校教育制度を模倣して作り上げた。そして施行においては政府の思惑通りにはならなかった。なぜなら「学制」制定の理由が、諸外国の影響によるものであり、諸外国の近代学校教育制度を単に模倣し、それを人民に普及しようとしたものであったからである。

---

<sup>1</sup> 岩井龍也 他『産業と教育』21～24頁

<sup>2</sup> 唐沢富太郎『近代日本教育史』173～175頁を要約

換言すればこの段階で「学制」制定にあたってもう一つの社会的諸力である人民の状況を踏まえていなかったということである。では参政権や発言権を持たない人民がなぜ政府の政策に影響を与えることができたのであろうか。それは政府が施行した「学制」に対して、一向に上がらない就学率や、人民蜂起の際の打ち壊しの対象としての学校が選択されるなど、政府が対応しなければならない事態を人民が引き起こしていたからである。つまり参政権がなくともそういった意味で人民は政府に影響力を持つ社会的諸力なのである。

結果的に、政府は「学制」改革を行うのであるから、その社会的諸力は決して非力ではない。つまり本研究が提示した4つの「学制」改革の要因を、政府が踏まえていなかった時点での「学制」が改革されることを必然的であったと言える。

### 第3節 「学制」改革の要因

「学制」の序文には「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」と記されていた。しかし「学制」は制定の段階で人民の状況を踏まえていないので、人民がこの制度を実行するのは厳しいものがあった。結果的に「学制」は形式主義に陥る。これはそもそもこの制度が、人民の生活水準と経済体制を無視したものであったことに起因する。明治前期に文明開化が行われ日本の近代化が急速に進んだが、わが国の人民は一部を除きほとんどの徳川時代と変わらない生活様式を行っていた。したがって人民にはその生活様式に見合った教育要求があり、それを具現化したのが近世の寺子屋である<sup>3</sup>。したがって教育とは、本来受け手側の生活水準と経済体制から発生する必要性を満たしているものである。そしてそれを軸に学校教育制度を制定するのが望ましい。

学校教育に限らず、必要性は生活の中から自発的・自然発生的に内部より求められて出現する。つまりその社会が必要としない教育はどんなに施したところで成立はしない。したがってその時代の生活水準と経済体制から教育要求を把握することが制度施行の成功の必要条件と考える。

しかし「学制」の場合は、そういったものを踏まえられず強引に改革が進められた。それは「学制」がいち早く近代化を達成しなければならないという国際化の影響を受けて制定された為である。したがって最初から人民の状況を踏まえる余裕などなかったのである。

---

<sup>3</sup> 第3章 第1節「寺子屋と人民の関係」参照

## 結 語

近代学校教育は、国の政策の一部でありその国が求める人材を想定して行われるものである。したがって時代時代の近代学校教育の内容をみれば、その国がどのような人材を求めていているかがよくわかる。

近代学校教育が求める人間像は社会が要求し、それは時代と共に変化する。そして学校とは社会が求める人材の育成機関の役割を果たしてきた。学校教育は常に国家が求めているものと、生きている人間たちの生活の中で求められているものの折衷から生み出されるものであり、「学制」改革という事象は、その社会に潜在している諸問題を露わにする。

生きている人間たちで構成されている限り社会は常に変化をするものであるし、それを具現化した制度も時代と共に変化する。学校教育制度も例外ではない。しかし教育は人間の普遍的なものが多々含まれる為、変えられる部分と変えにくい部分が存在する。そこが通常の制度改革と学制改革の違いなのである。

学制改革がどうなるかは社会的潮流のなかで決まるといつても、個人あるいは特定の団体が社会の動きの前に全く無力であるというわけではない。個人でも団体でも社会の一つの要素（一員）として、その過程に含まれているのであり、社会の動きの方向を転換するきっかけを作る働きかけをすることも可能である。学校教育制度という社会の存続にかかる重要な制度を変更しようと望む場合には、時間をかけて社会の動きの流れを転換する努力を重ねなければならない。しかしこれは学制の改革が望ましいということを前提にして言っているので、改革が望ましくないという立場に立てば、その反対の試みが必要となる。

改革を妨げる社会的諸力が強い場合に改革を急ぐことは、結果的に、社会に紛糾を招き、学校現場を混乱させることになる。したがって改革を妨げる社会的条件が強いということは、社会全体として見た場合、制度の改革を急ぐことが必ずしも緊急を要することではない、あるいは望ましくないということを意味している。

継続性・安定性・固定制を必要とする学校教育をめぐる事態を混乱させないためには、改革の要因を見極め、探究すること重要なのである。

学制が、新学制へと改革される際、旧学制の中に、新学制を生み出す要因が潜在する。「学制」、「教育令」、「改正教育令」、「再改正教育令」など、いずれも当時の学校制度では実情に対応できないがゆえに、新学制への改革が始まった。本研究では、これまでの「学制」改革を説明するために部分的にしか取り扱われてこなかった要因研究を主軸として扱い、その解説を目指した。それが本研究の独自性であり、それまでの教育史研究に新たに寄与できる点であると考えている。

## 引用文献

- 熊谷一乗『学制改革の社会学 一学校をどうするかー』東信堂 1984年
- 井上久雄『学制論考』風間書房 1991年
- 岩井龍也 他『教育学叢書 第8巻 産業と教育』第一法規出版 1967年
- 唐沢富太郎『近代日本教育史』誠文堂新光社 1968年
- 曾我雅比児『明治前期における義務教育制度成立過程の考察』岡山理科大紀要 2008年
- 森川輝紀『田中不二麿と教育令』埼玉大学紀要 1986年
- 内田糺『明治期学制改革の研究』中央公論事業出版 1968年
- 金子照基『明治前期教育行政史研究』風間書房 1967年
- 土屋忠雄『明治前期 教育政策史の研究』講談社 1962年
- 持田栄一 他『教育学叢書 第6巻 学校制度』第一法規出版 1967年
- 仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』講談社 1962年

## あとがき

本研究を進めるにあたって指導してくださった主指導教員の安藤房治先生、副指導教員の大坪正一先生、藤田昇治先生、心より感謝申し上げます。

研究活動中は、自分の勉強不足・学力不足を本当に痛感する毎日でした。当初は、研究の意味さえしっかりと理解しておらず、また論文執筆の技術的な面も未熟で、安藤先生には多くの事を教えて頂きました。

振り返れば論文執筆活動が私に研究のイロハを教えてくれたような気がします。そして研究は登山のように一歩一歩でしか前に進むことは出来ず、ある日一足飛びに頂上に辿りつけるようなものではないということを学びました。そしてそういった地道な努力と作業の積み重ねの上に研究成果は成り立っているのだということも実感いたしました。

博士論文を執筆したという経験は今後の私の大きな財産になることだと思います。

平成25年12月 西 敏郎